

報年濟經本日

期半四四第 年九和昭

(るよに料資のてま旬中月二年十)

輯九十第

330.59

N6856


T



00001109

編社報新濟經洋東





東洋經濟新報社編

日本經濟年報 第十九輯

—昭和九年第四四半期—

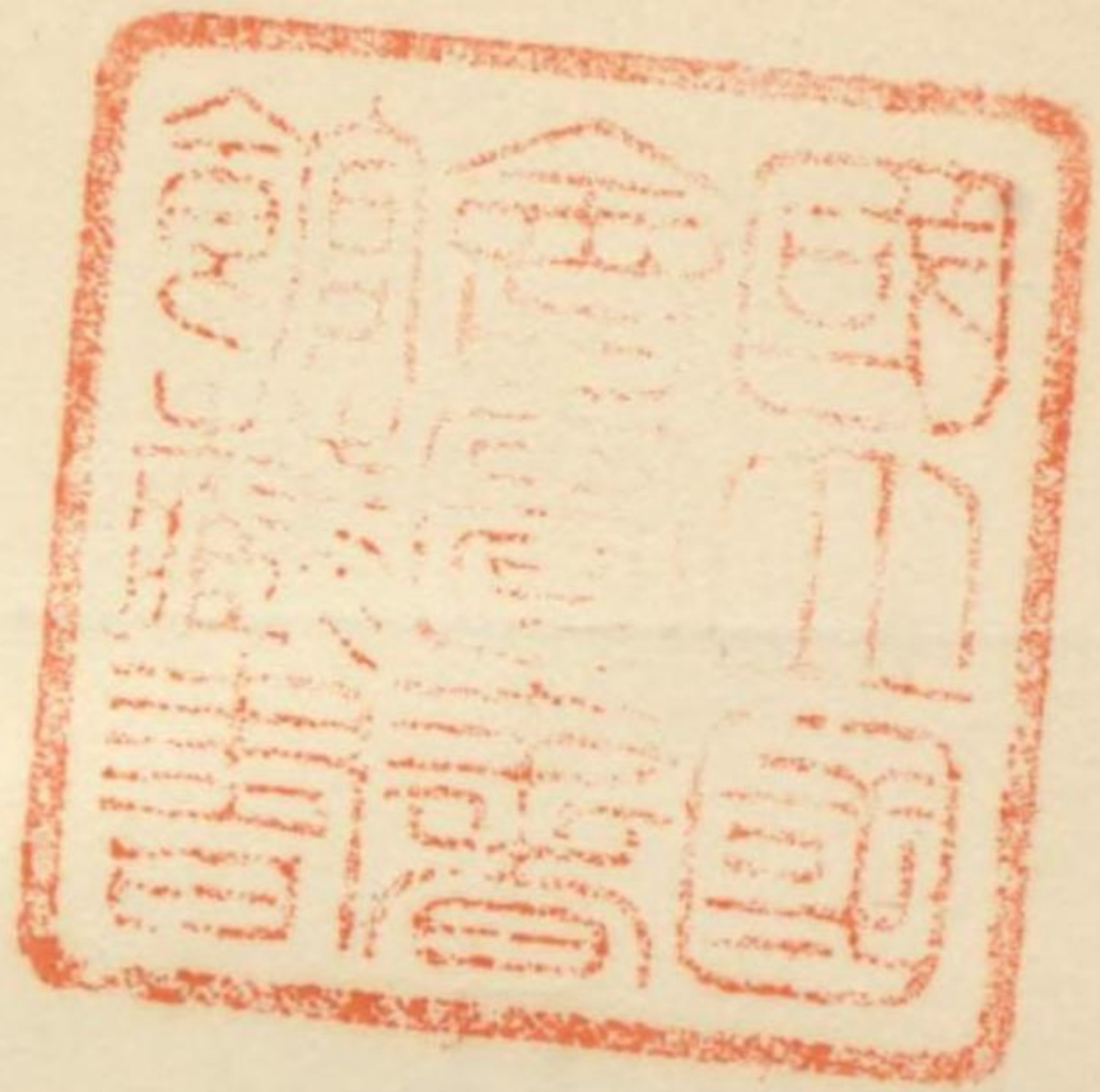
東洋經濟新報社

目次

三、日支關係の變化と英米の對支進出……………三元

(A) 事變後における日本の退場と英米の進出……………一元

330
24



1109

序

軍縮會議の結果は、國內的にも國際的にも、重要な轉換を意味する。しかも、今日決裂の不安は相當強い。若し不幸にして失敗に終るならば、對外的には國際關係の一層の不安定、國內的には建艦競争を通じて財政上の負擔が重要な問題になつて来る。吾々が本輯に於いて此の問題を採り上げざるを得なかつた所以だ。吾々はこゝに於いて、會議の政治的經濟的背景—特に極東問題—に比較的多くの頁を割いた。蓋し、會議に於ける日本の立場は特異なものであり、其の背後には其の極東政策が存在して居るからである。

滿洲事變の勃發、並に金輸再禁止を契機として、日本經濟には大きな轉換が見られたが、同時に朝鮮經濟にも注目すべき變化が起りつゝある。圓紙幣の低落は朝鮮にもゴールド・ラッシュを齎らし、滿洲國の建設工作進展は、對滿貿易を増加せしめた。そして、内地資本の進出ととも、工鑛運輸の事業は新らたなる發展の路を辿りつゝある。勿論、其の發展は、絶對的には未だ大した事でもなく、従つてそれは農業に決定的に依存する朝鮮經濟に構造的變化を齎らす程のものではない。が、斯うは云つても、それは決して輕視さる可き性質のものではない。そこに、吾々は日本國內の經濟的事情及

序

一

三、日支關係の變化と英米の對支進出……………元
 (A) 事變後における日本の退場と英・米の進出……………元
 目次

一

び其の極東政策と關聯して、朝鮮經濟の新たなる動向を看取し得るからである。逸早く、此の問題を採り上げ、縦横に検討し得た事を諸君とゞもに喜びたい。

尙ほ、第三部に於いても、それ〴〵重要な問題に多くの頁を割いた。特に、日滿兩國の石油政策を繞つて起された外油側との紛争に就いては、世上幾多の論議がなされたが、果して其の真相はどうなのか、吾々は本輯に於いて問題の本質を究明した。

卷末の愛讀者カードは輯を追ふて吾々の机上に山積する。諸君の寄せられる不斷の批判と希望は、吾々をして編輯への撓まざる精進を誓はしめる。こゝに厚く感謝の意を表す。次輯（十年第一四半期）には、附録の統計・日誌・索引に改善を加へる積りだ。尙ほ、新らしい年報内容見本が出来上つた。第一輯以來の總目次が集録してある。御一報次第御送りする。

昭和十年二月廿七日

東洋經濟新報社

日本經濟年報第十九輯 目次

第一部 國際關係の中心にある軍縮問題

序

第一節 既存條約と吾が海軍政策の『發展』

- 一、華盛頓及び倫敦兩條約と日本……………三
- 二、諸情勢の變化と比率主義の崩壞……………九

第二節 軍縮問題の政治的・經濟的背景

——特に極東の諸問題について——

- 一、極東問題の重要性……………一五
- 二、滿洲國の成立と日本の極東政策……………一九
 - (A)『既成事實』と列強の默認的態度……………一九
 - (B)『二重外交』——問題の所在……………二二
- 三、日支關係の變化と英米の對支進出……………二九
 - (A)事變後における日本の退場と英・米の進出……………二九

目次

(B)最近における日支親善化傾向……………三五

四、『日ソ危機説』の吟味……………三七

五、米國の大建艦計畫への對策……………三九

六、強調されてゐる武器發達の意味……………四一

第三節 軍縮政策における列強の對立……………四三

一、均等要求に立つ日本の新軍縮方針……………四五

二、東洋進攻作戰を固守する米國……………五〇

三、傳統の優勢海軍を目標とする英國……………五四

四、佛・伊の動向……………五九

五、會議を前にして建艦は進行する……………六〇

第四節 倫敦豫備會商と本會議への展望……………六三

一、豫備會商における問題點……………六三

二、本會議への展望……………六六

三、建艦競争は起らないか？……………七一

第二部 朝鮮經濟の新動向……………七五

第一節 最近に於ける朝鮮經濟の變化……………七五

一、問題の特質……………七五

二、内地よりの對鮮投資額……………七七

三、鮮内新設増資の躍進……………八一

四、朝鮮のゴールド・ラッシュ……………八二

五、交通史上に一大エポック……………八九

六、貨物移入は資本と共に増加……………九三

七、滿洲國への輸出躍増……………九四

八、鮮人の生活は果して改まつたか……………九六

第二節 朝鮮工業躍進の様相と特質……………一〇〇

一、大工業躍進の様相……………一〇〇

(A) 空中窒素固定工業……………一〇一

(C) 大豆油工業……………一〇一

(E) 輕金屬工業……………一〇三

(G) 電燈電力業……………一〇三

(I) 紡織工業……………一〇四

(B) 硬化油工業……………一〇一

(D) 石炭液化工業……………一〇三

(F) 火藥工業……………一〇三

(H) セメント工業……………一〇四

(J) 麻布工業……………一〇五

(K) 人絹織物工業……………一〇六 (L) 製紙工業……………一〇七

(M) 製粉工業……………一〇七 (N) 麥酒工業……………一〇八

(O) 金精鍊工業……………一〇九

二、工業躍進の諸特質……………一〇九

(A) 巨大財閥の進出と強力第一義的特質……………一一〇

(B) 内地工業との對立關係……………一一一

(C) 鮮人労働者の劣悪條件……………一一三

(D) 朝鮮農業に對する影響……………一一五

第三節 對鮮經濟政策の歸趨……………一一八

一、朝鮮工業化政策の意味と見透……………一一八

(A) 英國對印經濟政策の歴史……………一二九

(B) 朝鮮工業化政策の特性……………一三〇

二、「産米増殖計畫」は放棄され得るか……………一三三

三、今後決定的に努力の拂はれるもの……………一三五

第三部 各經濟部面の分析と見透……………一三一

第一節 昭和九年の日本經濟一般……………一三一

一、旺盛なる事業活動と生産……………一三一

二、この景氣の意味……………一三五

三、軍需景氣と悪性インフレ……………一三七

四、最近の經濟諸指標……………一四一

五、結語……………一四三

第二節 世界經濟及政治情勢……………一四五

一、一般的問題——通貨價值の斷層……………一四五

(A) 法の過高評價幾何……………一四五

(B) この斷層は如何にして解消さるゝか……………一四八

(C) 若干の見透……………一四九

二、支那に於ける銀恐慌の發展……………一五〇

(A) 上海遂に金融恐慌……………一五〇

(B) 一九三四年の銀流出……………一五一

(C) 輸出禁止も平價切下も不可能……………一五三

(D) 米國の銀政策如何……………一五三

(E) 第二次策としての借款……………一五五

三、伊太利金本位の危機……………一五六

(A) リラ爲替の軟弱……………一五六

(B) 伊太利の恐慌對策……………一五六

(C) 外國クレディット收用令……………一五九

(D) 第二の獨逸となるか……………一五九

四、米國總選舉と「NRAの轉向」……………一六一

(A)十一月六日の總選舉……………一六二 (B)大統領と銀行家の接近……………一六三

五、佛伊及佛英協定の成立……………一六四
 (A)佛伊協定の内容……………一六五 (B)協定の意義……………一六六
 (C)佛英協定への發展……………一六七

六、ザール一般投票の結末……………一七〇

七、中國共產黨首都瑞金の陥落……………一七三
 (A) 共產軍は何故負けたか……………一七三 (B)自然に終結す……………一七三

第三節 金融及び資本市場……………一七三

一、低金利全國的に一巡す……………一七四

二、計畫資本、拂込資本激増……………一七六

三、昭和九年中の資本蓄積……………一八〇

四、銀行勘定の傾向變らず……………一八三

第四節 十年度豫算の分析……………一八三

一、災害追加豫算と『爆彈動議』……………一八四

二、十年度歳出豫算案の全貌……………一八五

三、普通歳入の状態……………一九〇

四、臨時利得税とその意味……………一九三

五、赤字公債は何時消えるか……………一九七

第五節 外國貿易及國際收支の状態……………一九九

一、順調なりし昭和九年の外國貿易及國際收支……………一九九

二、日蘭會商の中絶と中南米を繞る日米の對立……………二〇二

三、輸出統制の進捗と貿易組合法制定の必要……………二〇七

四、通商外交上に於ける積極的協調主義の濃化……………二二二

五、通商行政の統一強化論と貿易省設置案の檢討……………二二四

六、一月入超激増原因と上半期貿易の見透し……………二二六

第六節 事業界の動向……………二二九

一、産業構成の變移……………二二九

二、軍需豫算膨脹と事業界……………二三二

三、生絲需給は改善された……………二三四

四、人絹界の過剰生産到來……………二三六

五、紡績業は操短擴張……………二三〇

第七節 労働者階級の状態

- 一、一路向上の労働人員指数……………二五三
- 二、労働賃銀に於ける著しい不均勢……………二三八
 - (A) 賃銀の推移……………二三八
 - (一) 定額賃銀指数……………二四〇
 - (二) 實收賃銀指数……………二四三
 - (B) 生計費は著騰……………二四三
- 三、労働時間延長は中小企業に甚し……………二四三
- 四、労働争議は増加に轉ず……………二四六

第八節 東北凶作の原因とその対策

- 一、農村の一般情勢……………二四九
 - A、米の實收高と米價……………二五二
 - B、收滿高と滿價……………二五二
 - 二、東北凶作の原因とその対策……………二五五
 - 一、一つの見解……………二五五
 - A、自然的原因―「太陽黒點説」等……………二五八
 - B、諸対策とその内在的批判……………二六〇
 - 二、「東北型」と凶作との相互规定的關係……………二六三
- 客觀的批判を企圖して—

第九節 日滿兩國の石油政策と其の波紋

- 一、石油資源の貧弱な日滿兩國……………二七〇
 - (A) 需要増と産油過少……………二七〇
 - (B) 九割強は外油依存……………二七〇
 - (C) 滿洲國の石油資源……………二七三
- 二、日滿兩國の石油政策……………二七三
 - (A) 石油業法の意義と役割……………二七三
 - (B) 滿洲國の石油政策……………二七三
- 三、英・米・和三ヶ國の抗議……………二七六
- 四、妥協成立と其の背後にあるもの……………二八一
 - (A) 石油國家管理の妥當性……………二八一
 - (B) 日滿及び英米の立場……………二八五
- 五、今後の見透し……………二八九

第十節 混迷の中に推移する政治及び社會情勢……………二九一

一、岡田内閣の改造と官僚群の後退……………二九三

二、臨時議會の召集……………二九四

三、政友會自らの爆弾に傷つく……………二九七

四、臨時議會の成果……………三〇〇

五、内閣審議會が生れるまで……………三〇〇

附録 (詳細目次内部にあり)……………一七五

日本經濟年報 第十九輯

—昭和九年第四四半期—

(昭和十年二月中旬迄の材料による)

第一部 國際關係の中心にある軍縮問題

序

世界の關心は、こゝ暫く海軍々縮問題の成行きに集中するであらう。問題を討議すべき會議は、この三五年中に開かれることに約束されて居るが、前途には多くの困難が豫想される。會議の重要性と困難性とを顧慮して、準備工作を行ふべく昨年倫敦に豫備會商が開かれたが、收穫もなく一應休會となつた。

一九三五・六年の危機といふ言葉は、一兩年來日本の國民的標語となつてゐる。「危機」の解釋は人に依つて決して一様ではないが、その根幹をなすものは、主として海軍々縮問題、國際聯盟脱效力發生等にあると言はれて來た。このうち國際聯盟脱退に伴ふ南洋委任統治領問題は、一時世論を賑はしたが既に大したこともなく解決された。然し軍縮問題はこれから本格的に日程に上る。

軍縮問題は、今日の國際的諸問題のうち最も重要な懸案の一つである。その解決の成否如何は、やがて内外諸情勢の上に多くの影響を持つ。

序

華盛頓及び倫敦兩條約は、歐洲大戰後の「國際平和」を保ち、且つ列強の「勢力均衡」を維持するに役立つたが、何れも一九三六年末を以つて有効期限が到來する。來るべき軍縮會議は、其後における海軍々縮を如何にして協定すべきかを討議するために開かれる。そこでは既存兩條約の内容が全面的に討議されるであらう。

この會議が如何なる結果に終るかは今から見透し困難であるが、相當の曲折は不可避的である。既に悲觀的な見方すら多い。華盛頓條約締結後十餘年間における國際諸情勢（特に極東における新情勢）並びに列強勢力關係の變化は、條約の現状維持を許さないからだ。日本は既に昨年十二月三十日、華盛頓條約の廢止を通告した。

若し不幸にして、次の軍縮會議に於いて效果的な協定が成立せず、一九三七年以後無條約状態に陥るやうなことがあれば、憂ひられるのは所謂建艦競争であり、國際關係の惡化である。これらの情勢が錯綜すれば、よし戦争などと言ふ事態に至らぬにしても、少くとも國際政局は不安の裡におかれ、暗雲に蔽はれざるを得ない。更に若し建艦競争の如きが表面化すれば各國民の財政上の負擔とその影響が問題だ。然し他方幸にして有效な協定を見るならば、蓋しその意義は頗る大きい。

何れにせよ、かくて來るべき軍縮會議は色々の點に於いて重要な「轉換期」を意味する。殊にこの軍縮會議は、國際聯盟主催の一般軍縮會議が全く休眠状態に陥つた今日、益々重要性を持つに至つた。倫敦豫備會商については、既に新聞紙に報道されて居り、吾々も後に取扱ふであらうが、そこでは日、英、米の基本的主張が討議された。同時に豫想された各國の對立點が明確に描き出され、經過は本會議の多難を想はしめるに十分である。これらの對立點を如何に緩和・協調せしめて、新條約に達するかゞ今後に残された列強の課題である。吾々は以下、次の會議を繞る基本的情勢について若干の分析を試みようと思ふ。

第一節 既存條約と吾が海軍政策の『發展』

一、華盛頓及び倫敦兩條約と日本

來るべき軍縮會議に於いては、吾が國が最も重要な立場にある。主要三海軍國のうち英、米兩國は華盛頓及び倫敦兩條約を維持或ひはそれを基礎に若干の變更を行はんとしてゐるのに對し、吾が國は兩條約を根本的に改廢せんとしてゐるからだ。吾が國は既存海軍制限條約を以つては國防の安全を計り得ないと言ひ、その束縛から脱しようと言ふのである。華盛頓條約の廢止通告は、成程條約上の權

利行使に過ぎないが、既にそのことは重要な政治的意味を持つてゐる。

それでは、何故日本は既存條約の下では國防の不安を感じるに至つたのか。問題の中心點はこゝにある。たゞこの問題に入る前に、既存條約の成立経緯並びに内容について一應見ておく必要がある。それに依つて、先づ今日問題とされてゐる既存條約の『不合理性』が明かにされるであらうから。

一、華盛頓條約 華盛頓會議は米國の招請に依り一九二一年(大正十一年)十月に開催され、そこでは海軍々縮問題を主とし、更に極東及び太平洋問題が討議された。海軍制限に關する條約は翌一九二二年に調印され八月より實施を見るに至つたが、締約國は日、英、米、佛、伊の五ヶ國である。この條約の成立は世界史上記録的な事實であり、それは國際軍備縮小の道を開くと共に、『國際平和』に貢獻し、また列國の財政上の負擔緩和に少なからず寄與した(註一)。戰後における民衆の平和的欲求と四圍の諸情勢がこの困難な事業を達成せしめたのである。

この條約はいくつかの重要事項を決定したが(註二)その最も中心點をなすものは、主力艦保有量の比率——英、米五、日三、佛、伊一・六七——決定である。即ちこゝに今日新たなる論議をよび起してゐる五・五・三の比率が確立されたのだ。このとは重要な事實を示して居る。といふのは英吉利はその永年の傳統たる世界第一の海軍國たるの位地を放棄して對米均等に甘んじ、また日本は對米六割

の海軍力を約したのである。日本はこの會議で對米七割を主張したが容れられず、太平洋における米國の海軍根據地マニラ、グアムの現状維持を條件として六割を承諾する結果となつた。

(註一、二) 華盛頓條約の經濟的效果に就いては本年報第十二輯第二部『國際軍備縮小と列強軍備の動向』六八

—七三頁參照。華盛頓條約の主要事項については、本年報卷末附録『華盛頓條約海軍制限一覽表』參照。

この條約の結果は、當時の列強の國際的地位を反映して居り、殊にそこには戰後における米國の優位が明確に見出される。戰後の米國は周知の如く、歐洲諸國の疲弊せるに反しあらゆる情勢は好轉して一躍富有なる大債權國となり、その經濟的諸勢力は國際的指導權を掌握するに十分であつた。然るに英吉利では戰後産業界は不況に陥り、老大なる失業者群は街に氾濫してゐた。そして經濟界の建直し、社會政策的出費の増大、財政調和の必要等々の事實は、大海軍の維持を困難ならしめた。日本は米國に次いで、歐洲大戰を契機として飛躍的發展を示しはしたが、その位地は無論米國の比ではない。殊に當時八八艦隊計畫に際して軍事費は記録的な膨脹を示し、大正十年の海軍費は四億八千萬圓(陸海軍費を合計すれば七億三千万圓に達し歳出總額の四九%を占めた——今日の狀態とよく似てゐる)に達した。而かもなほ海軍費の増大は不可避的な傾向にあり、かくて軍備縮小は國民的要求であつたのである。決定された比率は當時における各國海軍力の『現有勢力』に基礎を置くものとは云へ、とま

れ五・五・三の比率の背景には以上の様な錯綜せる事情が働いてゐたとは注意されねばならない。

二、米國の極東進出 華盛頓會議で米國は希望通りに軍備縮少を達成せしめたが、同時に太平洋及び極東問題を「解決」して極東への進出に成功した。もと／＼米國が華盛頓會議を開催した動機の一つは、極東における日本の進出を阻止し、同時に米國の地位を一段と確立するにあつた。會議の結果、遂に日英同盟は終焉を告げて四國條約(太平洋の安全保障に關するもので日英米佛間に締結—卷末附録参照)がこれに代り、またかの對支九國條約が締結された。この九國條約は滿洲事變後屢々引合ひに出されること周知の如くであるが、その内容は——支那の主權、獨立、並びに領土的及び行政的保全を尊重すること、支那に確固たる政府を確立・維持せしめるため支援を與ふること、機會均等主義を樹立するため盡力すること、友好國の權利を減殺するやうな特權を求め、或ひは友好國の安寧に害ある行動を差控ふる(なほ卷末附録参照)、等を約したものである。そしてこれによつて、曾つて支那における日本の特殊利益を承認した石井ランシング協定は消滅し、従つて日本の特殊的位置は否定されてしまつた。更にこの會議に於いて日本は山東省における特殊權益をも殆んど放棄せしめられた。

これらの事實に見る如く、米國は日本の大陸進出を阻止すると共に、自己の對支政策を數歩進めることに奏功したのである。今日軍縮會議を繞つて極東問題の「解決」が新たな論議の一點となつ

てゐるとき、米國の支那における發展過程は十分注目し値する。

三、倫敦條約 倫敦軍縮會議は一九三〇年一月に開催された。そこでは、華盛頓會議で流産に終つた補助艦の協定を行ひ、同時に華盛頓條約を改訂した(註)。會議には日、英、米、佛、伊の五ヶ國が參加したが、佛、伊は遂に満足なる協定に達し得ず、條約に批准したのは初めの三ヶ國である。協定の最も中心部分をなすのは補助艦の保有量であるが、それは次のやうに決定された。

	日本	米國	英國	日本の對米比率
甲級巡洋艦	一八、四〇〇噸	一八〇、〇〇〇噸	一四六、八〇〇噸	六〇%
乙級巡洋艦	一〇〇、四五〇噸	一四三、五〇〇噸	一九二、二〇〇噸	七〇%
驅逐艦	一〇五、五〇〇噸	一五〇、〇〇〇噸	一五〇、〇〇〇噸	七〇%
潜水艦	五三、七〇〇噸	五三、七〇〇噸	五三、〇〇〇噸	一〇〇%
計	三六七、〇五〇噸	五六一、二〇〇噸	五四一、〇〇〇噸	六九・七五%

(備考) 條約の有効期限は一九三六年末までとす。單艦噸數は巡洋艦は華盛頓條約の通りだが、八吋砲を以つて大巡と小巡との區別標準とす。驅逐艦は一千八百五十噸、潜水艦は二千噸とす。

英、米は均等で、日本は總括比率に於いて對米七割弱である。この會議に於いても米國は主動的で日、英は受動的な立場にあつた。米國の國際的勢力はこゝにも霸權を確立したのである。當時英國は依然として不況に悩んで居り、また恰も第二次労働黨内閣の下にあつた。マクドナルド首相は、海軍の要求たる補助艦七十隻案を押へ五十隻

を以つて遂に米國を妥協したのである。

(註) 倫敦條約の主要事項については本年報卷末附録『倫敦條約海軍制限一覽表』参照

我が國は初め倫敦會議に臨むに、『所謂補助艦の三原則』即ち(一)總括的比率對米七割以上たると、(二)特に甲級巡洋艦に於いて對米七割以上たること、(三)潛水艦に就いては自主的に七八、〇〇〇噸を確保すると、を不可讓線として主張したのであるが、遂に達成し得なかつた。總括的には辛うじて對米七割(六割九七五)を維持したが、甲級巡洋艦は六割となり、潛水艦は五萬二千噸となつたのである。然し協定成立の『成果』は否定すべくもない(註一)。またこの條約を繞つては、既に當時以來國內に多くの紛争を惹起したが、評者の一人は『世人はロンドン海軍條約を以つて、我が國防を無視した條約だとなす議論が多いように見うけられる。勿論ロンドン條約を以て満足であると云ふのではないけれども、必ずしも心配する必要はないと思ふのである』(註二)と言つて、その然る所以を述べてゐる。

(註一) 但しその効果は消極的なものであり、例へば條約成立によつて浮んだ約五億圓に上る節減額も其後の海軍第一次、第二次補充計畫に依つて消えてしまつた。(本年報第十輯第二部参照)

(註二) 『東洋經濟新報』八年九月廿日號、海軍少佐石丸藤太『ロンドン條約締結の經緯と日本の國防』二八頁

四、倫敦條約を繞る紛争 さりながら問題はなほ解決されなかつた。吾々の記憶にもまだ新たなるやうに、以上の倫敦協定に對して海軍部内に強硬な反對が起つたのである。先きの『三原則』の確立は吾が國にとつて不可缺の條件であり、その讓歩は國防力に缺陷を生ずといふのが海軍部内の主張である。遂に海軍——政府の對立となり、更に海軍部内にまで對立が生じた。吾が國に於いては未曾有の

事件であり、問題を繞つて罵々たる論争がまき起されたこと既に廣く知られて居る所である。

そこで吾が國は條約を一九三六年末迄の暫定的協定とし、また當時若槻全權は、本條約の規定は次回會議における吾が國の立場を何ら拘束すべきものにあらざる旨を特に聲明して日本の立場を明かにした。また海軍の軍事參議官會議も希望條件を附して條約を承認した。

然しこれでもまだ凡てが落着した譯ではなかつたのである。海軍部内の一部には、倫敦條約は『屈辱條約』なりとして非難しつゞけられた。やがてそれは五・一五事件の一つの動機をなして爆發した。

今日の海軍の強硬的主張は、一つには既に以上のやうな所に胚胎してゐるのである。

二、諸情勢の變化と比率主義の崩壞

既存海軍々縮條約は以上の如くにして成立したが、こゝに指摘すべきはその制限方法である。それは一面軍事上の技術的問題であるが、然し同時に海軍力を最も效果的に制限し、結果に於いて重要な政治的意義を持つものである。

兩條約に共通する特質は、各國海軍力保有量の協定に於いて『比率主義』を基礎としてゐること、並びに量及び質の兩方面から制限してゐること等である。而かも比率主義は保有總噸數に適用されて

ゐるばかりでなく、各艦種を通じて行はれてゐる。即ち主力艦、航空母艦、甲級巡洋艦、乙級巡洋艦、驅逐艦、潜水艦等についてそれ／＼何れも最高限度が決定され、艦種間の融通は許されない（倫敦條約では極く限定された小規模の融通を認めた）。所謂劃一比率主義の採用である。

多くの場合各國の海軍力が全然同一といふことはないから、保有量を比較すれば當然比率は生ずる。然しそれは結果に於いてある。然るに比率主義は出發點に採用されるものであり、即ち最初から一定の割合を以つて各國の兵力量を決定する制限方式である。而してこの點が問題とされる所以である（註）。

（註）伊藤正徳『軍縮讀本』には比率主義に關聯する問題が可なり詳細に解説されてゐる。なほ本書は著書の立場は暫く別として、軍縮問題のすぐれたる解説書である。

日本は華盛頓會議以來この比率主義を承認して來たのであるが、今や斷然これを撤廢することとなつた。その理由は、比率主義は今日吾が國の根本方針に照し到底容認し得ないと言ふのである。それについては屢々當局者が言明して居る所であり、華盛頓條約の廢止通告は、具體的な現はれだ。

比率主義なるものゝ缺陷に關しては、一般的には次のやうなことが指摘されて居る。

一、元來何れの國家も國防安全感は平等に保有すべきであり、従つて國防權、軍備權は平等である。同時に國家は軍備を自主的に決定すべきで他國から何らの制肘をも受くべきではない。然るに比率

主義で軍備を規定する事は國家の地位に優劣を格付けるやうな觀を呈し、また劣等此率は國民の自尊心を傷つける。

二、低比率海軍國は作戰上不利な立場にあり、更に艦種別に制限される場合には國情に適した軍備を持つことが困難である。總噸數が限定されても、各艦種の保有量に融通權があればその國の特殊事情に適した艦船を適宜に造りうるが（例へば日本は潜水艦を多く保有する如き）、現行方式の下ではさうは行かない。自然、軍事的にも經濟的にも不利益を蒙らざるをえない。

これが主要點である。（一）の國家の優劣云々などは必ずしもかゝる結論にはならないだらうが、いまこれらの點には立入らない。

然しながらそれにしても右の理由は一般的な性質のもので、日本が今日比率主義の撤廢を叫び、華盛頓條約の廢止通告を行つたのは、もつと他の根本的な事情に基いてゐる。華盛頓條約廢止通告に當つて外務當局、海軍當局が共に聲明を發して廢止理由を明かにしてゐるが、海軍當局はその一部に次のやうに言つて居るのである。

『華府海軍軍備制限條約は締結以來十三年を閲し、その間科學の進歩に伴ふ艦船、兵器、航空機の異常なる發達、國際情勢の著しき變遷により時代に適合せざるに至り、殊に帝國にとつては將來に於け

る國防上の缺陷をも招來するに至つたので、云々……』と。

言葉は少ないが、要點はほぼ盡されて居る。即ち

- 一、艦船、兵器、航空機が非常に發達した。(従つてこれらに依つて相手國の戰鬥力が増大した)。
- 二、國際情勢が著しく變化した。

従つて既存條約を以つてしては國防の安全を期し得ない、といふのだ。何れも重要な變化であり、多くの既存條約反對論はかゝる根據によつて理由づけられてゐる。たゞ前記引用文中、言葉の順序に於いて國際情勢の變化云々が後に置かれてゐるが、然し乍ら恐らくこれは重要性の順序ではなく、この點こそが最も重要視さるべきものと思はれる。(一)の理由も問題には相違なく、屢々特に強調されてゐるが、その重要性如何は後に述べる如く更に吟味を要するものゝやうである。

ところで國際情勢の變化であるが、それは主として日本の外交關係の變化に關して居り、人々はその内容として凡そ次のやうな點を問題として居る。

第一に所謂極東問題、具體的には支那を繞る列強の關係である。この對支問題は滿洲事變を契機として特に複雑化し、列強の最も重要な關心事とされて居ること更めて指摘する迄もない。

第二に日ソ關係、兩國の關係については屢々『日ソの危機』が傳へられ、或ひは更に『日ソ戦争』

さへ宣傳・警告されて居る。

第三に日米關係、日米關係は前記の對支問題に還元されるが、更に最近における米國の大建艦計畫が問題視されて居る。

無論この外に通商上其他についての全般的な世界的對立、特に恐慌後における其の激化は當然問題とされねばならないし、それらはまた軍備の充實と關聯する。然し問題を今少し限定して見るならば、特に以上三國との關係が今日吾が對外關係の根幹をなしてゐること何人にも異論ないだらう。而してかゝる日支、日ソ、日米の關係は、既に極めて常識的な事柄であるが、吾々がこゝに特に問題としたのは、これら諸國の關係と現在の軍縮問題とが如何に關聯してゐるかと言ふことだ。そして今日の状態に見るならば、最も重要性を持つてゐるものは對支問題である。これが解決こそは軍縮問題の鍵である、とさへ言はれてゐる程だ。日米關係は結局對支問題に包含さるべきものであり、また日ソ關係は一部論者の言ふ程急迫した問題ではないと思はれる。これらの點は以下に於いて順次明かにされるであらう。

さて以上に依つて吾々は、既存海軍々備制限條約の意味と、何故吾が國がそれを根本的に改廢せんとしてゐるかを見た。比率主義は吾が國の新たな方針よつて崩壊しつゝあるが、それは十餘年來承認されて來たものである。更に指摘するならば、一九三二年十二月、國際聯盟主催の一般軍縮會議に

提出された我が國の自主的提案にもなほこの比率主義を踏襲してゐた。

然るに今やこれを撤廢すると共に、自主的な新たな方式の下に新條約を締結すべく進んでゐる。而かも日本は新提案の原則的主張に對しては不可讓的態度をとつて居る。この新提案については後に取扱ふ筈であるが、とまれこれらの過程は、滿洲事變を契機とする吾が對外政策の變化に對應する海軍政策——軍縮政策の「發展」を示すものと云へよう。

かくの如き「發展」の根據は以上で一應知りえたとして、今一つ注意さるべきは他の側面における變化である。云はゞ背景をなすもので、この點については軍部の勢力増大、日本の國際的地位の向上、經濟情勢の好轉(特に軍費インフレの効果)等をあげうと思ふ。こゝでは單に指摘するに止めざるをえないが、これらの事情が日本の新たな主張を強化し、支援してゐることは、過去二回の軍縮會議におけるとは可なり異なるものがある。

それはともかくして今日、日本は軍縮問題に對し最も重要な立場に立つて居る。従つて今日論議されつゝある軍縮問題を理解するためには、先づ日本の動向を知らなければならぬ。同時に特に日本にとつて問題は、既に見た如く國際情勢の變化であり、就中極東の新情勢である。以下に於いてこの問題をやゝ詳細に取扱ふのもかゝる理由からである。

第二節 軍縮問題の政治的・經濟的背景

——特に極東の諸問題について——

一、極東問題の重要性

戰爭は政治の延長である——クラウゼウィッツはかう言つた。戰爭と政治の關係がこゝに端的に表現されて居るが、同時に軍備が本質的には戰爭の準備手段である以上、軍備と政治は不可分の關係にある。政治を措いて軍事政策——軍備は理解されない。軍備は「國策」に依つて規定される。

歐洲大戰後世界の關心は極東に移行した。殊に滿洲事變後極東問題——支那問題は世界の論議の焦點となつた。單に論議されたばかりではない、上海事變當時には一時米國では對日戰爭が問題化したとさへ傳へられて居る程だ。これらの事實は、根本的には、列強が支那に對し如何に利害關係を有するかを示すものである。

支那を繞る列強の葛藤は既に久しいが、それは近年益々複雑化し重要性を帯びつゝある。支那が今日、名目的にはどうであれ實質的には半植民地國家として殘存する最も重要な地域である以上、列強

の關心は益々そこに注がれる。それ／＼極東政策に對支政策が重要性を持ち執拗に強行されるのも當然である。列強のうち主要なる位地を占めるものは周知の通り日、英、米の三國である。

就中日本は極東に於いて最も重要な立場にあり、政治的にも經濟的にも最も多くの利害關係を有つてゐる。従つて今日吾が國の對外政策中、中心をなすものは極東政策である。然しそれが遂行は絶えず何らかの障害に遭遇せざるをえない。日、米兩國は兩國家間のみに於いては對立すべきものを持たないにも拘らず支那に於いては特に尖く對立して居る。最悪の場合には人々は「戦争」をさへ豫想する。尤もそれは現實の問題とはなほ遠いではあらう。

然し何れにせよ、外交政策は軍事政策——軍備を伴ふ。こゝに問題が存在するのであり、今日軍縮問題の討議に當つて、屢々極東問題が日程に上され、列強の極東政策が陰に陽に關聯しつゝある根據がある。そして就中日本の極東政策が最も問題化されてゐるのは既に周知の事實だ。海外では、それは極めて屢々論議され、不安視され、疑惧さへ持たれて居る。一部の評者達は「今や日本は英米が世界の各地に分散して有する同等の海軍力を極東に持つことに依つて一舉に太平洋制覇の夢を實現せんとするものである。……日本は極東に於て最大の陸軍を有してゐる。このことは若し英米兩國間に隔意なき了解が成立してゐない限り、世界人口の四分の一を有し、國際貿易に對する最大の市場である東

亞は數年ならずして日本の支配下に歸するであらうことを意味する」(註)とさへ論じて居るのである。これは英國の元首相ロイド・ジョージが態々日本の新聞に寄せた言葉であるが、吾々は同じやうな論議をいくつも見出す。

(註) ロイド・ジョージ「日本の太平洋制覇」——「讀賣新聞」昭和十年一月二十七日に寄稿。

かゝる見方は、海外の「認識不足」によるのか、吾が國の理解のせしめ方が足りないのか、それとも或ひは現實の事態の必然的な結果なのか、何れにせよ問題だ。そしてかゝる見方が訂正されない限り、軍縮問題の解決には、依然として少なからざる困難が伴ふ。これらの點について倫敦豫備會商における米國代表ノーマン・デヴィス氏は、歸國後の公式演説で、次のやうに言つてゐる。

「それは(軍縮問題)は、單に技術的な問題ではなく、各政府は今や軍縮に伴ふ諸問題につき考究中であつて、同時に所謂極東問題として一般に知らるゝ、廣汎且つ複雑な關聯を有する政策竝に原則を調査する過程にある。余は敢へて言ふ、米國は太平洋及び極東において重要な權益を有してゐるとは云へ極東問題は單に日米間の問題ではなく、その地域に領土及び權益を有する凡ての諸國の共通の問題である。それ故に利害關係國が友誼的に建設を目的として協調することは各國の義務であり同時に利益である。余はこの協調に依りて、軍縮の難問題が窺局において解決點に到達するであらうことを

希望し且つ信ずるものである。

.....

如何なる國と雖もその國が條約を無視し我が權益を侵さない限り米國を恐れる必要はない筈だ』彼の言葉は何ら新しいものではないが、こゝに米國の意圖が明白に現はれて居る。極東問題の『解決』こそが、『軍縮の難問題を窮局に於いて解決』するものだと言ふのだ。

日本は倫敦豫備會商に臨むに當つて、政治問題を討議せざることを條件として參加した。然し吾が國に於いても、軍縮問題の解決のためには、寧ろその前提として極東問題が討究されねばならぬことがたえず論じられてゐる(註)。尤も見方は必ずしも英、米と一致してはゐない。

(註) 例へば東朝紙は本年一月廿五日の社説でかう書いてゐる『軍縮達成の目的に關する限りに於ては、英米兩國との政治的協調は、軍縮協定成否の全部を支配するものと言はねばならない。吾人の見解に依れば、太平洋平和機構の問題は、軍縮協定の前提として討究されねばならない。吾人は英米二國が均等の海軍を有し、而も日本に對して優勢なる海軍を維持せんとすることの不合理を指摘すると同時に、何故に英米二國がこの不合理を承知しつゝ、なほその主張を枉げんとしないかを諒解せねばならない。英米が理論上無理と知りつゝ、依然として既存條約の軍縮方式に執着せんとするのは、要するに日本の極東政策に釋然たらざるものがあるからである』(圈點引用者)

軍事的問題の討議に當つて、よし政治問題が表面に出されなくとも、それはいつも背景に考慮されてゐることだ。然らずして軍的事協定がなされうるものでない。それを公然と討議しようとして止まないのは、今日極東問題が如何に重視されてゐるかを示すものだ。

無論軍縮問題との關聯に於いて極東問題のみが重要といふわけではない。關係諸國の間にそれら重要な國際政治・經濟の諸問題が介在してゐることは言ふ迄もない。然しそれらの情勢は、こゝには暫く割愛しようと思ふ。

二、滿洲國の成立と日本の極東政策

(A) 『既成事實』と列強の默認的態度

一九三一年九月十八日の柳條溝事件を契機とする滿洲事變の勃發以來、既に約三ヶ年半近くが経過した。此間一九三二年三月には滿洲國成立し、更に三四年三月には同國の帝制が確立された。其他各般の政治機構は漸次整備され、他方また經濟建設工作も種々進められてゐる。かくて國際的に一大波瀾を惹起せしめて成立した新國家は、幾多の困難を伴ひながらも成長しつゝある。これら滿洲事變及び滿洲國獨立の意義、並びに其の後の諸情勢については、吾々も絶へず取扱つて來たし(註)、また既

に知られてゐる所であるから、こゝに繰返へす必要はないだらう。

(註) 本年報に於いて特に部として取扱つたのは『日本經濟と滿洲問題』(年報第四輯第一部)、『滿洲事變と國際關係』(年報第六輯第二部)、『滿洲國建設の進展と日本經濟』(年報第十八輯第一部)等、

たゞ特に指摘すべきは、今や滿洲國の獨立は不動の「既成事實」となつてゐるといふことだ。同國の獨立後國際聯盟は依然不承認主義をとつて居り、承認したのは日本(三三年九月)の外に僅かに一小國サルヴァドル(三四年五月)があるに過ぎないが、然し事實は最早や既住にかへしうるものではない。同時に滿洲事變を繞つてまき起された國際的波瀾も漸次沈靜して來た。少くとも滿洲問題に關する限り「日本の危機」は解消したと見られる。かくて一聯の事件は歴史的事實となりつゝある。

この事實を前にして、列強の滿洲國に對する態度も漸次緩和されて來た。元より國際聯盟の不承認主義は依然なほ固守されるであらうし、また何れの國も早速に滿洲國を承認するやうなことはないだらう。然し國際法上の承認は困難としても、列強が「既成事實」に對して默認的態度をとりつゝあることは最早や否定出來ない。此間の情勢變化については既に讀者の知られる所である。

尤も以上のやうな事實の凡てをあまりに好意的に解することは早計であらうし、また滿洲國を繞る難問題は今後とも惹起するだらう。然し種々の情勢から推して、滿洲事變——滿洲國の成立に關する

根本的な對外的問題は、ほゞ解決されつゝある。従つて「英米はもとより如何なる國家も、極東に關する政治問題が滿洲問題の蒸返しを意味すると信するが如き愚を學ぶはずはな」(註)。事實滿洲問題が再度列強間に政治問題化する危険は先づ顧慮する必要ないと見られる。

(註) 『東京朝日新聞』十年一月二十五日社説

同時に滿洲國に對する列強の態度が右の如くである以上、滿洲國に關する限りは(日本は滿洲國と共同防衛の義務を持つてゐる)、日本の比率増加の要求を——理由を公然と認めないにせよ——容認するであらう。また日本としても要求すべき性質のものとして云ひ得る。

(B) 『二重外交』——問題の所在

現實の情勢がかくの如くなるにも拘らず、尙も日本の極東政策が列強間に問題化し疑懼されてゐる。そしてそれが軍縮問題の大きな難關とさへ言はれるのだ。吾々も少し進んで事實を見ようと思ふ。外交官出身の政治家蘆田均氏は曾つて『東洋經濟新報』誌上で次のやうに語つて居る。

「私は寧ろ滿洲問題に關する限り日本が從來の主張を維持するといふことがあつても、滿洲以外に出て、極東の現状を破る意嚮を持たないとふことが明白になれば今日の外交危機は轉換することが出來ると、斯ういふ風に考へて居ります。……私の觀察から言へば、アメリカ及びロシア等が不安とする

點は、主として將來日本が何處まで行く積りかと言ふ點にあるのぢやないか、また支那の政治家が日本との妥協を一番困難とするのも同じくさういふ點ぢやないか、斯ういふ風に思ふのであります。

……日本が將來何をやり出すか分らぬといふ米國の不安がある。これに對應するには結局強い海軍を持つ外に手段はないといふ風な考方をしてゐるのではあるまいか。そこで今日の情勢のまゝで進めば數年の後には結局戦争になる危機は多分に在ると思ひます。

……その情勢を轉換するには先づ日本が滿洲の獨立を擁護する政策を貫徹すれば、それで一先づ満足するといふ決心を今からはつきり決めておくことが先決問題である。日本の困難な外交情勢を切り抜けやうとするならば、日本は當分滿洲國の指導擁護といふことで満足すべしといふのが私の根本の主張であります。(註)(圈點引用者)

(註) 『東洋經濟新報』昭和八年十月廿八日號——『一九三六年の見透と其對策座談會』二七頁

蘆田氏の言葉を敢へて引用したのは、氏が單に外交官出身の政治家といふばかりでなく、今日の政治家中自由主義者の有力な一人であるからだ。この言葉は既に一年以上も前に語られたものであるが、今日依然十分存在理由を持つて居る。そしてかゝる見解は、現在代表的なもの一つである。

蘆田氏の言葉は、吾々にいくつかの重要は點を指摘して居る。一々敷衍するまでもないであらう。

たゞその一つとして、日本の極東政策が明白でないから外國が不安を持つてゐるといふ點は、特に問題のやうだ。そこで現實の問題として、人々は現在の日本の極東政策を十分明白に知つてゐるのだろうか。——吾々は今日なほ『二重外交』といふ聲を聞くのである。

滿洲事變を機契として日本の外交政策は一大轉換をなしたが、更にその後の過程は大きく二つに特質づけられる。内田『焦土外交』と廣田『協和外交』とである。廣田外相の就任直後開かれた昭和八年十月の『五相會議』では特に外交政策を再検討し、『國際關係は世界平和を念とし外交手段に依つて我方針の貫徹を計ると』を申合せた。表現は平凡だが、其の政治的意義は重要視せられて居る。

さて當面の極東政策であるが、素よりそれは一般方針より逸脱するものではないだらう。廣田外相の極東政策の基調は、第六十五議會の施政演説で、次の如く可なり明白に言明されてゐる。

『次に帝國政府は東亞に於ける平和の維持に付重大なる責任を感じ、且つ確固たる決意を有するものであります。之が爲には支那自體の安定が最も肝要なりと思考するのであります。従つて支那が速に其の治安と繁榮とを回復するは、帝國の衷心より希望する所でありまして、兩國が善隣互助の關係を保ち、以て東亞の平和及發達に貢獻することは、當然の使命と言はなければならぬのであります』

「之を要するに、帝國は東亞に於ける平和維持の唯一の基礎として、全責任を荷ふものでありますから、吾人は一日も此の意識を離れてはならぬのであります。我外交も亦國防も、固より帝國の有する此の重大なる地位及責任より發すものでありまして……」

素より一國の外交政策の本質は、單に公然と表明される言説のみから判斷されうるものではない。而かも以上の廣田外相の演説に於ては可なり強い意圖が看取される。また當時これに對して海外諸國では一應平和的傾向を認めながらも、而かもなほ日本は東亞に於ける覇權の確立を要求してゐるのであるといふが如き批判が少なからず發せられ、必ずしも受け入れられはしなかつた。

然しながら一般に廣田外相の『協和外交』は認められる所であり、國民も支持し、承認を與へてゐる。偶々昨年四月の對支『非公式聲明』——所謂『天羽聲明』は一時世界に波紋をなげ與へたが、これも素より廣田外交の埒外に出づるものではない。

最近に至り廣田外相は、對支政策を更に刷新するの必要を感じ、それを具體化せしめんとしてゐるやうだ。第六十七議會の演説では對支親善政策を表明して好感されたが、更に政治協定に依つて『不脅威不侵略』の原則を樹立せんとしてゐる如くである。而してこのことは當面の軍縮問題と密接に關聯するものであり、これによつて日本の支那に對する侵略的意圖なきことを示さうといふのである。

かくて廣田對支外交は懸案の『解決』へと進みつゝあるが、四圍の情勢から見てそれは今日の急務である。また最近の議會における平和的聲明が歡迎されつゝあるのを見ても、國民の希望を知りうるだらう。たゞ然し翻つて見るならば、今日までの廣田外交は必ずしも十分の成果をあげてゐると言へない。既に廣田外交の『再檢討』がなされつゝある。一つにはそこに障害が存在してゐると見られてゐるが(註)、前進またさう容易ではないであらう。

(註)『廣田の外交は今、障害物に出逢つて、その馬首を引き返してゐるところである。かれがその馬を廣場で馴して見て、今一度捲土重來、障害物の塀を乗り越さうと試みるか、それとも障害物競争には大概疲れて、そのまま反對の側に飛んで行くかは、今後のタイムのみが語りうる事實である』(清澤洵『廣田とリトヴィノフ』——『改造』九年十月號)

X

X

X

昭和八年十月廿日、吾が聯合艦隊司令長官末次大將は軍人會館で、大衆に次のやうに呼びかけた。『當面の國策は(一)東洋平和の確立維持、(二)東亞大陸の資源開發、(三)東亞に於ける政治的・經濟的優位の確立にある。是れは歴史的にも地理的にも將た又政治上からも經濟上からも齊しく茲に歸着するのであつて、是れ以外に差當り日本の往くべき道はないのであります。』

併し此の國策遂行には既に於て幾多の障害があつた。日清・日露・日獨戰爭は之が爲に起つた。滿

洲事變・上海事變も亦之が爲に起つた。遂に滿洲國の獨立に依つて國策遂行の端緒を掴み得たのであります。

現に帝國が多大の軍費を以つて精銳なる國軍を養ひつゝあるのは、是等の障害を排除して、敍上の本義を全うせんが爲に外ならないのであります。……故に之が爲め必要なる軍備は萬難を排して充實を期せねばならぬ。』(註)(圈點引用者)

(註) 海軍大將末次信正述『國防の本義と軍縮問題』六一七頁

こゝに一つの極東政策か直截・簡明に語られて居る。歴史的・地理的・政治的・經濟的の諸點から見て滿洲國の獨立は、日本の『國策遂行の端緒』だと言はれてゐるのである。注目すべきはこれは軍人の言葉を以つて語られた日本の極東政策であるといふことだ。吾々はこゝで曾つて昭和二年六月から七月に互つて、時の總理大臣兼外務大臣田中義一大將に依つて開かれた東方會議なるものを想起する。

更にも一つ『日本精神』を基礎とする大陸政策がある。陸軍省調査班の清水少佐はかう語つて居る。『日本の大陸政策を我が國の經濟發展と云ふことのみから考へて行きますと、矢張りロシヤが言つて居りますやうな侵略的、軍國主義的のものになつてしまひます。(然し)我々は肇國以來傳り來つた日本精神と言ふものがあり之を世界に宣布するのが建國の理想であると思ひます。……日本の大陸政策

の根本は日本精神の宣布に在る。』(註)(圈點引用者)

(註) 『國策』昭和十年一月號——『孤立外交を談ずる會』五〇—五一頁

これは云はゞ『日本精神』的な『信念』から出發した大陸政策である。そしてかゝる見方は所謂ナショナル・デスティニーとしての大陸政策と相關聯するものであらう。それだけに主張者に於いては根強いものと思はれる。尤もかうした思想はまだ部分的ではあらうが、最近漸次有力になりつゝあるとも言はれてゐる。

何れにせよ、吾々はこゝに軍人的な極東政策の中心がどこにあるかを知りうるだらう(註)。同じやうな見解は他に幾つも指摘することが出来る。

(註) かゝる極東政策は、單に軍人的なイデオロギーに依るばかりでなく、それは日本の政治・經濟情勢の變化にもそれ〴〵根據を持つて居る。こゝにはこれ以上ふれる餘裕はないが、この點も注意さるべきである。

更に右のやうな見解は、敢へて軍人に於いてばかりでなく、一般の國家主義者、國粹主義者、ファシスト、乃至これらの傾向の人々の間にも可なり見出される。東亞モンロー主義、東亞聯盟、極東ブルック等々の思想は前記の見解と相通するものと云へよう。

さて吾々は以上に於いて、日本の極東政策に關し二つの流れを見出すとが出来る。最早やこれ以上説明を加へる必要もないだらう。こゝに至つて先きの芦田均氏の言葉も更にヨリよく理解される。偶々本年一月廣田外相が議會演説で日支親善の方針を表明した直後、滿洲方面で二つの『衝突事件』が起つた。既に新聞紙に報道されてゐるやうに、熱河省の西端チャハル省境における日支軍の衝突及び北滿ハルハ河方面の滿洲國軍と外蒙古軍との衝突事件である。林陸相はこれらの事件に就いて日本軍或ひは滿洲國軍は斷じて國境線外には進出しないと聲明してゐるが、人々はともすれば不安を持ち、神經を刺戟させられる。一體何故なのか。この事件の直後ロンドン・タイムは次のやうな社説をかけた。

『先日の廣田外相の外交演説は支那に對して和協的な點が期待されたが、右の期待は忽ち水泡に期した。…これは軍部に對する外務當局の無力を示すものである。將來政府の聲明した政策に軍事行動を協調せしめなければ、外國は日本政府の聲明に信を置かざるに至るであらう。』(註)

(註) 『ロンドン・タイムス』一九三五年一月廿五日社説(東朝一月廿六日による)。

たしかに二つの外交が存在する。問題は、今後この二つの外交のうち何れが更にヨリ支配的になるかと言ふことだ。それは時の解決に俟つ外ないが、たゞ然し人々は内田外交に代つた廣田外交が國民的支持をうけつゝあることを知つてゐる。國民は平和を熱愛してゐる。

三、日支關係の變化と英米の對支進出

(A) 事變後における日本の退場と英米の進出

日本の對支政策が『協和的』であれ、『強硬的』であれ、支那への發展を絶對必要とする點については、本質上何ら差異はない。だから『協和的』な廣田外交に於いても、支那に於ける日本の特殊地位の確認を求めんとしつゝあるのである。

滿洲事變後日支關係は悪化し、日本は支那市場からしめ出された。日本の輸出市場中、支那は米國に次ぐ重要市場であつたのだが、近年の對支輸出が絶對的にも相對的にも著しく減少してゐると上表の通りである。事變前の一九三〇年には吾が輸出總額中支那は一九%一を占めて居たが、一九三三年、三四年には僅かに七%前後を占めるに過ぎない。

然るに此間隙に乗じて英米は支那市場へ進出の好機を見出し、殊に米國の進出は顯著だ。尤も一九三二年以後は支那における恐慌の發展と共

(1) 日本の對支輸出變化 (千圓)

年度	1930	1931	1932	1933	1934
日本の輸出總額	1,469,852	1,146,981	1,409,992	1,861,046	2,171,924
内 滿洲國	35,576	11,874	25,947	82,071	107,151
關 東 州	86,814	65,542	120,584	221,068	295,868
中華民國(a)	225,250	143,877	129,479	108,253	117,063
香 港(b)	55,646	36,754	18,041	23,419	33,497
(a) + (b)	250,896	180,531	147,520	131,672	150,600
同上輸出總額に對する割合	19%1	15%7	10%5	7%1	6%9

に輸入貿易が減退しつゝあるもので、右兩國よりの輸入絶対額も減少を免れなかつた。然し相對的地位は漸次増大しつゝあり、いま支那輸入貿易における日、英、米の位地の變化を示すと次の如くである。

(2) 支那輸入國別百分比

年度	總額 千元	日本 %	アメリカ %	イギリス %
1913	913,440	20.88	6.14	17.01
1920	1,246,338	28.64	17.70	16.47
1928	1,885,183	26.39	16.99	9.40
1929	1,996,299	25.22	18.02	9.30
1930	2,069,385	24.63	17.05	8.15
1931	2,256,276	20.04	22.19	8.29
1932	1,655,558	13.95	25.43	11.20
1333	1,358,978	9.71	21.86	11.33
1934	1,038,979	12.21	26.16	12.00

海關中外貿易統計年刊及月報による。33年以後滿洲國を含まず。

事變後の傾向を見ると、日本は一九三〇年の二四%六から一時は一〇%臺を割る有様であつた。これに對し英國は一九三〇年の八%臺から一一%臺、一二%臺となり、更に米國は一九三〇年の一七%臺から一九三四年には二六%二といふ急激な向上を示して居る。日貨排斥の影響は深刻である。たゞ右の統計に於いて一九三三年以降は滿洲國が除外されて居るので比較は必ずしも正確ではないが、傾向を知るには差支へない。

幸ひこの時期に於いて日本の輸出は低爲替のお蔭で躍進し、また新市場をも開拓することが出來た。さり乍ら同じやうな貿易上の繁榮を何時までも維持出來るかは問題だ。こゝに於いて喪失された支那市場への復歸は絶対に必要である。よし他に新市場を求めうるとしても、支那を放置することなど許されぬことだ。

更に支那は輸出市場としてばかりでなく、投資市場としても、また原料資源地としても極めて重要

である。殊に重工業資源に乏しい日本としては、支那の鐵、石炭は此の上もない大きな魅力だ。最近では北支における棉花などにも漸次着目されつゝある。

たゞに經濟的のみならず、政治的・軍事的にも日本は支那に對し特に重要な位地にあることも絮説を要しない。支那の政治的動向は直接間接最も強く日本に影響する。

然しながら他方、言ふ迄もなく列強も支那に於いて同じく重要な利害關係を持つて居るのである。昨年四月の吾が『對支非公式聲明』に對する列強の抗議は、日本が支那に特殊の地位を要求せんとしたのに對し、否定的態度を明かにしたものだ。支那を繞る列強の抗争は——特に日、英、米を中心として——益々複雑化しつゝある。

滿洲事變後先づ登場したのは國際聯盟であり、聯盟の對支關係は所謂對支技術的援助として知られて居る。この點については曾つて概要だけは取扱つたから(註)こゝには繰返さないが、主要點は、支那の要請に應じて聯盟から技術援助代表者を派遣し、その資源開發を援助するといふのである。表面それは、嚴に『純然たる技術的且つ非政治的のもの』に限られてゐるに拘らず、結局支那における日本を除く列強の反日プロックの形成を意味し、同時に支那を國際管理下に導く危険性を持つものである。だから日本は一應聯盟に警告を發したが、更にかの所謂『天羽聲明』にまで發展するに至つた。

(註) 『日本經濟年報』第十七輯第三部第九節『滿洲及び支那の情勢』参照、詳細は『對支派遣理事會技術代表報告書』(『ライヒマン報告書』)参照。更に前國際聯盟財政部長、現支那政府經濟顧問ソルター卿は支那財政經濟に關する報告書を出し對支投資方針を指示して居る。(Sir Arthur Salter, China and the Depression, 1934.)

列強の對支資本輸出は永らく殆んど休止状態にあつたが、右の資源開發は當然外資に俟たざるを得ず、従つてそれを契機として最近やゝ復活して來たやうだ。列強の『對支投資戰』が喧傳されつゝある所以だ。どれ程の投資が成立してゐるかは明確ではないが、投資計畫、投資説は可なり多數に上つて居り(註一)、とまれ注目すべき事實である(註二)。

(註一) 『國際智識』昭和九年十二月號及び十年一月號『列強の對支經濟進出狀況』参照。

(註二) 支那經濟の一研究者森次勳氏はかう言つてゐる『最近支那に於ける列強投資の問題が愈々注意を引き、特に對國民政府との新借款が幾つか秘密裡に結ばれつゝある』(森次勳『對支列強資本の研究』——『國際評論』昭和九年四月號二六頁)

列強のうち米國は最も活動的である。既に實施の棉麥借款(契約當初の五千萬弗は二千萬弗と改訂)を初めとして其他幾つかの借款説が傳へられて居る。産業部門にも漸次進出しつゝあり、殊に航空事業に於いては、米國は列強中最も大きな支配力を持つて居る。

元來米國の對支進出は列強中最も立遅れて居たが、資本輸出に於いて殊にさうである。一九三一年に

於ける對支投資額はなほ次の様な状態だ。即ち支那における外國投資總額中僅々六%一を占めるに過ぎず、日、英に比し斷然下位にある。而かも世界恐慌以來資本輸出は

(3) 對支外國投資國別(單位百萬弗・割合%)

	1902		1914		1931	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
スウェーデン	260	33.0	608	37.7	1,189	36.7
日本	1	0.1	220	13.6	1,137	35.1
シヤン	247	31.3	269	16.7	273	8.7
フランス	20	2.5	49	3.1	197	6.1
ドイツ	91	2.6	171	10.7	192	5.9
イギリス	164	20.9	264	16.4	87	2.7
其他共計	788	100.0	1,610	100.0	3,243	100.0

レマー『列國の對支投資』邦譯77頁

緩慢に襲はれてゐる。そして金利は極めて低い。かくして今日資本は少しでも有利な投資地があればと血まなこになつて探求してゐるのだ。恐慌後の資本輸出の激減、最近の金融緩慢は米國のみでなく、英國もほゞ同じ状態を現出してゐる。だから英國に於いても投資地の要求は益々強くなつて來る。かうした要求に對し支那は今日最も有力な投資國だ。無論最近の支那の状態では、資本投下は決して容易には行はれ難い。列強も不用意な投資などはしない。然しそれにも拘らず(寧ろそれ故にこそ)投資戰は激化するのである。

特に注目すべきはこれらの資本が單に經濟的投資のみでなく、なかに政治的投資、更に軍事的投資さへも存在することだ。米國資本に於いてこの傾向は濃厚である。列強の支那への武器賣込みや軍

事的援助は既に幾度か曝露されたが、其の間にあつて米國は特に重要な役割をなしてゐる(註)。

(註) 一九三四年秋開かれた米國の上院軍需工業査問委員會は、米國より支那向け武器輸出状況並びに米國の支那に對する軍事航空援助等を曝露してゐる(『東洋經濟新報』昭和十年二月二日、九日、十六日號參照)

以上のやうな情勢を前にして日本が默認的態度をとつたり、落着いてゐる譯には行かない。殊に政治的借款、軍事的借款の如きは日本にとつて大きな脅威である。而して日支關係が正常化しない限り日本の抗議もどうにもならない。かくて日支の『協調』『提携』は今日益々急務となつて來る。

X

X

吾々は支那に於ける日米の關係が特に對立的であることを幾度か指摘した。然し現在米國が支那に持つ利害關係を見ると、まづ既に述べたやうに對支投資は未だ極めて少ない。貿易は成程支那の輸入貿易から見ると米國の位地は近年可なり大きくなつたが、これも米國の總輸出額から見ると微々たるものである(一九三四年一月—九月の米國の輸出總額中對支輸出は四%四)。而かも米國の對支輸出品は大體に原料品、食料品等が多いのに對し、日本のそれは主として輕工業的たる製造品であり、さして對立はない。また米國は原料資源に對しても無論日本程の要求はない。

それにも拘らず日米の對立があまりにも屢々問題となるのは何故か。言ふ迄もなくそれは米國が、

支那における將來への發展を意圖してゐるからだ。そして現在の勢力が少ないだけに一入積極的に活動せざるを得ないので。從來米國が支那における利權獲得運動を如何に執拗に行つたかは既に歴史的に周知の事實である。單に日米間だけの關係から言へば、廣田外交の對米方針に見る如く、『根本的に解決困難なる問題存在せず』といふにも拘らず、以上のやうな點に問題の中心があるのである。

而してかゝる米國の極東政策はやがてそれに對應する海軍政策を必要ならしめ、後に述べる如く、極東海戰を想定する攻撃的な東洋進攻作戰が編成されてゐるのである。

(B) 最近における日支親善化傾向

列強の對支關係が注目されてゐる折柄、こゝに新たな現象として指摘すべきは、最近の日支親善傾向である。それは本年に入つて急速に表面化し、去る一月下旬の議會における廣田外相の日支協和的演説に次いで、支那では有吉公使及び鈴木中將と國民政府首腦部との會見となり、更に二月二日には蔣介石の排日行爲抑制警告となつて現はれた。日本の對支親善傾向もさることながら、滿洲事變後永らく排日に終始してゐた支那の對日『轉換』は特に注目される。それでは何故支那はかゝる舉に出でたのか。

理由はいくつかあげられるが、直接の原因としては最近の銀恐慌による經濟的破綻或ひは共產黨掃

蕩工作等に關し、日本の援助を要請せざるを得なくなつた如くである。銀恐慌については既に周知の如く、昨年のも米國銀買上政策の實施以來支那からは多量の銀が流出し、支那は遂に深刻なデフレーション恐慌に襲はれるに至つた（この點に關してはなほ第三部第二節の參照）。また共產黨は昨年十一月瑞金が政府軍に占據されて以來漸次奥地に移行したが、然しこれで掃蕩工作は完了したわけではなく、たゞ場所が他に移されたに過ぎない。國民政府にとつては依然強力な『内敵』である。

然しながらこれらの問題を自力のみで解決するには、國民政府は無力である。結局列強の援助に俟つ外なく、殊に銀問題に關しては米國の支援によらねばならぬ。然るに列強——特に英米——の援助も容易に得難く、こゝに對日『轉換』となつたものであらう。だがこの側面には英、米を牽制するための意味も含まれて居り、また今日までの所支那の『眞意』も判然としない。日本側の代表者も『此際留意すべきは蔣介石獨りの言動が支那國民全體を支配して、右から左に排日を親日に變化しうると解釋するは認識の謬りである』（註）とさへ見てゐる。されば日本がどこまで支那の要求に應ずるかは問題であり、今暫く今後の推移を見る必要がある。

（註） 蔣介石の排日抑制警告發表に對する有吉公使の言葉（上海二月二日發電通）

それにしても此際日本の對支親善工作は緊急に行はれねばならぬ。が、そのためには日本側にも相當の用意が必要だ。たゞ日本がヨリ強く支那と結びつくやうなことにでもなれば、英、米も亦傍觀的態度では居まい。今日支那の政治的混亂を解決して鞏固な中央政府を確立維持せしめ、或ひは經濟的破綻を回復せしめること、等は何れの國にとつても望ましいので、その限り列強の協働は成立するであらうが、然しこのことは列強間の對立解消を意味するものではない。

四、『日ソ危機説』の吟味

極東における情勢は絶えず世界の視聽を集めて居るが、『日ソの危機』が傳へられることも既に久しい。現在もなほ盛んに危機説が喧傳されて居る有様だ。同時にそれらは軍備擴張を支援する。軍縮會議を前にして『國防充實』を強調する。大陸にことを豫想すれば、日本は西太平洋の海上權を絶體に確保しなければならぬといふのである。

吾々はこゝに一々好戰的言辭を吟味する必要はないだらう。だが果してどう言ふ意味に於いて日ソ間に危機が存在するのだろうか。成程ソ聯邦は極東軍を充實せしめたり、國境に要塞を築いてゐる。更にやがて一九三七年に第二次五ヶ年計畫完成の曉には、或ひは軍備はヨリ擴大強化されるであらう。それにモスコーからは屢々赤軍の充實や、日本軍恐れずといったやうな放送がなされるので、やゝも

すれば日本人の神経も刺戟される。また滿洲國との共同防衛の義務を持つことに依つて、日本軍は直接赤軍と國境線を接することゝなつた。滿洲の野に軍備は増大する。——かうした情勢の下では、たしかに問題の發生する可能性は否定されない。

然しながら、さればと言つて危機説は直ちに承認されはしない。一體何故ソ聯邦は極東軍の強化を計つて居るのか。率直な見方をする人はソ聯邦の態度をかう云ふ風に語つて居る。

『従つてロシアとしては：極東にぐんぐんやつて來ようといふやうな大それた考へは毛頭ないのであつて、寧ろ日本を恐れてゐるのだと思ふ。それが北鐵交渉となつたかどうか知りませんが、ロシアの日本に對する態度は弱いものである。然し：：決して油斷はならんと思ひます。けれどもまあ當分はロシアは滿洲とか、あの邊では日本に向つて進んで來ないだらうと思ひます。』(註)(圈點引用者)

(註) 『國策』昭和十年一月號『孤立外交を談する會』三二頁

これは陸軍省調査班長坂西大佐のロシア觀の一節である。軍人の言葉として特に興味が深い。とにかくこれで見ると通りロシアは極東に於いて攻撃的意圖を持つてゐない。『寧ろ日本を恐れてゐる』のだと言ふのである。ソ聯邦の極東軍の整備が防禦的性質のものだとは屢々言はれることだが、こゝに裏書きされてゐると見られよう。

ソ聯邦の外交は、時に駈引はあれ平和政策を基調としてゐる。既に西歐の列國との間に於いては幾多の平和工作に成功を収めてゐる。それは一部には却つて東方進出を助けるものとも見られたが、然し極東に野心のないことは既に明かだ。永く東方侵略の象徴だつた北鐵の讓渡問題解決はこの大きな證左である。また日本に於いても廣田外交は對ソ平和政策に終始してゐること周知の通りである。尤も滿ソ國境問題を始め幾つかの懸案が残されてゐる。従つて問題の凡てが解決されたとも云へないが、然しこれらも相互の諒解を以つてすれば敢へて解決至難のことでもないだらう。——かくて事態を正しく認識するならば、『日ソ危機説』の意圖が奈邊にあるかもほど理解しうるであらう。

五、米國の大建艦計畫への對策

日、米間の基本的問題については既に述べた通りであるが、いま一つ最近問題化しつゝあるのは、米國側の大建艦計畫である。そしてこれがまた屢々日本の海軍力充實の根據とされてゐるのである。米國の大建艦計畫と言つても無論條約限度内のものだ。建艦餘地がなほ多く残されてゐるのを、實現せしめようと言ふのであるが、この起りは滿洲事變——上海事變に始まつて居る。

傳へられる所によれば、上海事變當時米國は對日戰備をととのへようとしたが、その劣勢を發見し

て中止したと言ふ。十對六の比率を以つて何故劣勢だつたかと云へばかうである。即ち米國は高比率を恃んで軍備の充實を計らなかつたのに對して、日本は低比率を顧慮して絶えず條約量の軍備に努めたこと、更にもと／＼條約限度の兵力は直ちに保有しうるものでなく、その實現は將來に約束されてゐること、等のためである。かゝる事情の結果、上海事變當時には、日本は米國に對し主力艦に於いてこそ劣つてゐたが、補助艦では寧ろ優勢であつた。現在でも補助艦は略々均勢だと言ふ。然るに今や米國は對日優勢を回復すべく大規模な建艦を開始した。

この建艦計畫の主要なるものは、一九三三—三四年度以降三ヶ年繼續事業として決定された經費二億三千八百弗(復興計畫に屬し失業救済を名目としてゐる)、艦船三十二隻、並びに一九三四年三月裁可されたヴァインソン建艦案——總經費四億七千五百萬弗、艦船百二隻、飛行機千四百八十八臺とである。後者は實際に建艦するには毎年度更に豫算の割當を受けねばならぬが、一九三九年末には完成の豫定だ。さてこれに對し、日本の現計畫をもそれ／＼計量して吾が將來の對米比率はどうなるかと言ふに、當局者の説明によれば次の通りである(註一)。即ち一九三六年末に於いて、主力艦六〇%(艦齡内六二%)、航空母艦六〇%(艦齡内六五%)、補助艦——巡洋艦、驅逐艦、潜水艦——七八%(艦齡内一〇〇%)、以上總計して全保有量六八%(艦齡内八一%)となる。然し補助艦に關しては倫敦條約の總括七割

弱よりなほ可なり多い。だが前記米國のヴァインソン案百二隻が完成する一九三九年末になれば、補助艦總括七〇%餘、主力艦以下全部を合して六三%に低下するといふのである。

そこで、こゝ暫くはなほいゝとして、然し「一九三九年末になれば日本海軍力の對米比率は……六割三分といふ風に多年米國海軍が冀望して居つた數字に下る次第である」(註二)。だから今のうちに對策をたてねばならぬ、と説明されてゐるのだ。

(註一、二) 海軍省海軍軍事普及部『列國の海軍情勢』一八頁—二二頁

然し日本にも既に第三次補充計畫なるものが傳へられて居り、恐らく三九年末には右の比率以上となつて、先づ既存條約上の比率は維持し得られるものと思ふ。然るに米國の建艦を殊更云々するのは既に述べた國際情勢の變化による外、いま一つ理由とされて居るのは艦船其他の軍事上の科學的進歩である。たゞ然しこの點については次に述べる如くであるとすれば、結局均等比率の要求・軍備充實の主たる根據はやはり前者に歸着する。

六、強調されてゐる武器發達の意味

華盛頓條約廢止通告の重要な理由の一つとして、吾が當局が艦船、兵器、航空機等の異常なる發

達をあげてゐることは先きに述べた。この事實は一般に可なり強調されてゐる。意味する所は、かゝる武器の發達に依つて、會つて協定した條約上の海軍力には可なり變化が生じて居り、その結果既定比率の下では國防の安全を計り得ない、従つて條約の改訂が必要だといふのだ。

屢々指摘される例は艦船の航續力の發達である。航續力とは艦船が途中燃料を補給することなくして航行しうる距離を云ふのであるが、いまこれについて華盛頓會議當時と現在とを比較して見ると、ほど、主力艦は一萬哩から二萬哩へ、巡洋艦は五、六千哩から一萬哩へ、潜水艦は五千哩から二萬哩へ、といふ風に進歩して居る(註)。この事實は海洋の距離が短縮されたと同様の結果を齎し、同時に戰鬥力の増大を意味する。ヨリ實際に即して言へば、極東に海戰を想定する米國の渡洋艦隊は、太平洋の横斷に際して所謂減耗率を縮小することが出來、ヨリ多くの戰鬥力を以つて渡洋可能になつた。

——日本はかう説明するのである。然しこれに對して米國はさう簡單に承認しはしない。

(註) 巡洋艦以下に就いては海軍省軍事普及部編『海軍讀本』三四頁參照

吾々は専門家ではないし、また専門家の間にすら水掛論になつてゐるを斷定など出來ない。日本の主張にもそれ／＼理由があるのだと思ふ。たゞ然しこゝに考へられるとは、艦船の發達は例へば單に米國側のみでなく、日本に於てもほど同様だと云ふのだ。従つて米國は『攻撃作戰』を計畫し、日

本は『防禦作戰』を立てゝはゐるものゝ、日本における戰鬥力の増大も亦考慮しない譯には行かないだらう。ところが日本の所謂『防禦的武器』は著しく發達してゐる。軍縮條約で低比率を餘儀なくされた吾が海軍々人は心血を注いで研究したのだ。専門家の一人はかう言ふ風に言つてゐるのである。『(研究の)結果、從來補助艦の任務は、主として主力の戰鬥を補助するにあつた消極的使用法を一蹴して一躍積極的使用法へと改めた。即ち補助艦たる巡洋艦、驅逐艦は、主力戰隊の決戰前でも主力と分れて敵の主力に挑戦し、先づ敵の主力を減殺する方へと變つて來た。これ既に戰術上の一大革新である。そういふ目的に用ふる自然の結果として、我が驅逐艦は何れも世界第一主義となつた。……我が潜水艦はその質に於て世界一である。だが之に就ては、私はこゝに記述の自由をもたないのを遺憾とする。』

潜水艦の使用法に就ても、日本は潜水艦戰術の革新者として、そのパイオニヤの役目にもごとく成功した。即ち潜水艦は、各國何れも純然たる防禦の武器として取扱ひ、他の軍艦と同様に、進んで敵を攻撃することは不可能だと考へられて居る。然るに我が海軍では、その消極的使用法を一蹴して、積極的に×××に使用することゝなつた。』(註)

(註) 『改造』昭和九年十二月號——海軍少佐石丸藤太『日英米海軍の政策と軍艦』二五—二六頁

日本はこれら驅逐艦、潜水艦を防禦的武器と呼んで居るが、その發達はかくの如くである。航續力も著しく増大して居る。而かも屢々言はれるように攻撃的武器、防禦的武器の區別は明確になしうるものではない。最良の防禦的武器はまた最良の攻撃的武器なのである。

かう見ると、艦船の航續力の増大、其他の發達は可なり相互的なものゝやうだ。従つて相手國の武器の發達のみをあまりにも強調することは必ずしも當を得たものでないやうである。其他兵器、航空機に於いても以上とほゞ同様のことを言ひうるのではないかと思ふ。

x

x

x

吾々は以上に於いて、いくつかの視角から既存海軍制限條約改廢の根據を吟味した。そして問題の中心がどこにあるかはほゞ明かにし得たと思ふ。——たしかに極東の新たな情勢は、今日の軍縮問題の重要な背景をなして居る(註)。

(註) 尤もこの點に就いては次の様に見える人もある、『最近、……(日本が)新しい出發點を主張するのは環境の變化を理由とするよりは、寧ろ安全感の原理を悟つた結果である』と認めていゝ。基礎的安全率の不平等なる國家間に、同一の基準を以て軍縮するその不合理を、晩蔭ながら認識した結果に外ならないのだ。』(伊藤正徳『軍縮讀本』一四五頁)(圈點引用者)

第三節 軍縮政策における列強の對立

一、均等要求に立つ日本の新軍縮方針

日本は既存海軍制限條約の改廢を最も強く主張する。云はゞ現状打破の最強硬論者であり、此の點米國と鋭く對立する。然しながら無論無條約状態を望んでゐるわけではなく、新たな基礎の下に新條約の締結を希望して居るのである。このことは既に屢々當局者が表明してゐる所だ。

元來日本の海軍政策は「防禦作戰」を基調としてゐるが、軍備——軍縮政策もこゝから出發する。「防禦作戰」といふのは、文字が示す通りで、日本の海軍は攻撃的のものではなく、専ら國防の安全を確保するものたることを示してゐるのであるが、同時にそれは日本の東亞における位置に由來してゐる。即ち日本が東亞に持つ權益を擁護・伸張し、同時に「東洋の平和」を確立するためには西太平洋における海上權の安全を確保せねばならぬからだ。言ひ換へれば日本の海軍政策——軍縮政策は、國防上並びに極東政策からの歸結である。

日本の軍縮政策は從來からかゝる背景の下に立てられてゐるが、それは近年ヨリ自主的・積極的とな

つて来た。この間の経緯については既に述べた如くである。そして今日、根本的方針として、國防自主權の確立、實質的軍備縮少、不脅威不侵略の兵力協定、の三點を主張してゐる。吾が外務當局は昨年十月十六日、倫敦豫備會商に臨むに當り右の三點を中心にして次のやうな方針を表明した。

- 一、國防自由權の確立、各國が各自國の國防を安固ならしむるに十分なる兵力を保有するは當然の權利である。日本にとつては日本の國防を安固ならしむるに十分なる兵力を保有するは、當然の權利なるともに東亞の平和を確保するための必然の義務である。
- 二、實質的軍縮の達成、日本の主張する所は軍擴に非ずして軍備縮小である。換言すれば軍縮の精神に基き極力各國保存量の低減をはかり、且つ各國間の平和親交を増進するにある。
- 三、攻撃的兵力の縮減、不脅威不侵略の原則を確立するため、各國は攻撃的兵力を全廢若しくは縮減し、防禦的兵力を充實する趣旨に基き軍備の制限を行ふ必要がある。
- 四、條約廢棄及び新條約の締結、日本は華府條約の廢棄を行ふが、これに代るべき公正妥當なる條約の締結を望むものである。
- 五、條約不成立の場合の處置、萬一協定が成立せざる場合においては、日本としては國防上これに善處する對策がある。併し日本としては飽くまで公正平和的態度を持つることとし、進んで關係國との平和的態度を惡化せしめざることに努むるは勿論である。

これは一般的方針であつて、具體的數字は未だ發表されて居ないが、この一般的方針こそは極めて重要なもので、日本の新軍縮政策の根幹をなすものだ。内容については既に當局者が屢々説明して居

り、また一般にも論じられて居る所だから一々の説明を必要としないだらう。で、こゝには單に問題の所在だけ明かにするに止める。

(一)の國防自主權の確立は、小數の異論者を除いては、世界的通念として現在まづ認められて居る。獨立國にして自國の軍備を自主的に決定することなど當然の權利であるからだ。然しながらいまこゝに特に表明されてゐる所に意味がある。結局従來は名目的には自主的でありながらも實質的にはどこから然らざる所があり、自然國防の安全を計りえなかつた、そこで今後は自主的に日本に必要なだけの『十分なる兵力を保有』せねばならぬといふ意味であらう。同時にこゝで注目されるのは、國防自主權の主張は更に『東洋の平和を確保するための必然の義務である』と斷つてゐる點だ。

(二)の實質的軍縮も當然の主張だが、然しどこまで縮少するかといふ点になると、現在の高度軍備國との間に直ちに問題が起る。即ち日本は軍擴となるやうな状態を欲しないのだから、少くとも日本の既存條約における保有量以下を主張するであらう。そうなれば英、米は日本より遙かに多くの縮少を斷行せねばならぬ(註)。結局何らかの方策を見出さねばならないが、少なからず難關が豫想される。

(註) 吾が海軍省の調査に依れば、一九三四年八月末の五大海軍國制限内艦船噸數—艦齡内及び建造中—は、日本七五九、九二〇噸、米國一、一八一、五四五噸、英國一、一七一、九一四噸、佛蘭西五九〇、七一八噸、

(三)の攻撃的武器の縮減に依つて不脅威不侵略の原則を確立することは、軍縮の精神から言つて當然の主張である。そして徹底的な軍縮は何人も希望する所だ。たゞ然しこの場合に何が攻撃的武器たるか、問題となることは既に明かだ。同時に攻撃的作戰計畫に立つ國は(例へば米國の如き)、その方針を維持する限り攻撃的效果を無にするやうな條件を承認するかどうか。

以上三つの方針のうちに、既に屢々論議の中心となつてゐる吾が兵力の均等要求なるものについては一言もふれてゐない。尤も、例へば英、米と今直ちに同一の兵力量を要求するわけではないやうだが、原則的にパリテイを要求するといふことは當局者が既に強く主張してゐる所だ。恐らくこれは國防自主權を確立することに依つて、實質的に目的を達する意圖と見られる。換言すれば國防自主權なる語は軍備平等權なる語に單に代置されてゐるものと言へよう。

(四)の條約廢棄は、批評もあるだらうが、既に實施されたとだから今は新條約の締結に努力するのみだ。ところが(五)になると、既に條約不成立の場合を豫想しての措置にまで及んで居る。無論必要な對策ではあらう。さりながらこれから協定を行はうと云ふ出發點に於いて、不成立を豫想しての措置を公然と言明してゐるのである！吾々は從來の國際會議に於いては、いつも成立の希望のみを聞い

たものである。會議の多難を豫想せしめられるやうだ。

次に以上の一般方針を實現せしめる方法に就ても、日本は自主的な新しい制限方式を主張して居る。第一に比率主義を撤廢し、それに代つて總噸數主義を主張する。これは日本の新軍縮案の核心である。總噸數については各國の共通最大限保有量を設定し、而して噸數は出来るだけ縮減する方針だ。總噸數主義を主張するのは、それによれば各國は特殊事情に應じて各艦種を適宜に建造することが出來て國防の安全を計り得ると共に、他方經濟的に有利であるからだ。

第二に不脅威不侵略の原則からして、攻撃的武器を全廢或ひは著しく縮小し、他方防禦的武器を充實せしめる。この場合、攻撃的武器としては主力艦、航空母艦、甲級巡洋艦をあげ、防禦的武器としては乙級巡洋艦、驅逐艦、潜水艦をあげてゐる(これらの點は更に後に英、米の主張と對照的に見るだらう)。かくして量的・質的兩方面に亘つて出来るだけ縮減を計り、日本の根本的主張たる所謂守るに足り、攻むに難い兵力の協定を行ふのが目的である。即ち各國とも國防の絶對安全を確保しようといふのだ。同時にこゝに見る特質は、あくまでも既存條約の基礎を打破し、獨自的な軍縮を行はんとしてゐることだ。從來追隨的であつた日本の軍縮對策としては著しい『發展』である(註)。

然しながら日本が既存條約を根本的に改廢せんとする時は、現状維持を主張する國とは當然對立せ

ざるを得ない。解決は凡て今後に残されてゐる。

(註)尤も日本の主張する制限方式は、敢へて日本の創案ではなく、從來から問題となつてゐるものである。總噸數主義の如きは佛蘭西が早くから主張してゐること既に知られてゐる通りである。

二、東洋進攻作戦を固守する米國

米國の對外政策は、周知の如くモンロー主義と門戶開放政策に依つて特質づけられてゐる。言ふ迄もなくモンロー主義は米大陸に關するもので消極的であるが、門戶開放政策は支那を目的として居り極めて積極的である。そして米國の海軍政策はこゝに出發して居るのだ。屢々引用される、現作戰部次長タウシツグ少將の言葉『モンロー主義を擁護するためには守勢海軍でよいが、門戶開放政策を支持するためには攻勢海軍を備へなければならぬ』といふのは、米國の海軍政策を最も端的に表現して居る。即ち、太平洋方面に於ては防禦的、海軍で満足してゐるが、太平洋方面に於いては攻撃的、海軍の建設を根幹としてゐるのである。米國が支那を中心とする極東政策遂行のために、如何に太平洋の海軍力を重視してゐるか、明かであらう。それ程に米國にとつても支那は重要なのだ。(いま一つの政策として世界第一海軍國主義なるものがあるが、こゝには立入らない)。

かゝる米國の海軍政策はそのまゝ軍縮政策に反映してゐる。そして米國は過去二回の軍縮會議に於いて比較的最も有利な條件で條約締結に成功した。即ち既存海軍條約によつて太平洋に於いては斷然優勢海軍を獲得し、殊に高比率國の優勢を維持するに最も効果的である劃一比律主義を確定せしめた。

されば米國は既存條約の維持を最も強く主張する。それは米國にとつては金科玉條視されて居り、動かすべからざるものなのだ。即ち米國は飽くまでも現状維持派であり、それ故に日本と事毎に相争ふのだ。日本の華盛頓條約案廢止通告に對しては關係當局はたゞ遺憾の意を表したが、眞意は既にあらゆる機會に表明してゐるやうに絶對反對である。一部には條約廢棄を以つて日本を平和の破壊者とさへ言つてゐる。更に下院海軍委員長ヴァインソン氏の如きは、米國は日本に對し飽くまで五對三の比率を保つやう建艦するとさへ豪語してゐるのである。この國でも海軍の勢力増大は明かである。

かくて當面の軍縮對策についても、既存條約の原則はどこまでも死守する方針である。まともな提案は公式的には發表されてゐないが、既に明かな根本的主張は、(一)五・五・三の比率を固持する、但し二〇%を限度として各艦種一律縮減を主張する、(二)質的制限も大體現状維持、たゞ主力艦だけは少しの縮減なら應じてよい、(三)日本が航空母艦の廢棄を主張すれば、潜水艦の全廢を主張して對抗する、等の點にある(後述)。

結局基本的な點は現状維持であり、殊に比率主義は斷じて動かさない。比率主義に就いては、倫敦豫備會商のデヴィス代表は、それを固執せずと云ひ、また其他比率なる辭句を一切放棄して別の方法によることなど考へられてゐるが、然しながら實質に於いては、何ら現行比率の踏襲以外のものではない。保有量に關しては各艦種一律二割縮減を提案して居るが、然しこれも實は軍備縮小を主張する如くに見えて、その實自國よりも他國に多くの犠牲を課し、結局自國の有利を計る意圖に外ならない。何故なればこの方法による時は高比率軍備國は却つてヨリ優勢を保持するやうになることは既に理論的に明かだが、また現有勢力から見ても、日本の如きは米國より却つて多くの犠牲を蒙らざるを得ないのである(註)。其他依然東洋進攻作戦を企圖とする大艦巨砲主義を維持して居り、質的にも何ら積極的に縮減しようとはして居ない。かくて米國は主要點については、從來からの主張をそのまま繰返へして居るに過ぎないのである。

(註) 『外交時報』昭和十年二月十五日號、海軍少將野田清『豫備會商の検討と軍縮の將來』一一〇——一一一頁參照。日米海軍の現有勢力比較は、主力艦に於いてこそ一〇對六であるが、航空母艦以下補助艦の艦齡内噸數の比率は凡そ一〇對一である。だから二割縮減は却つて日本に不利であると言ふ。

一體何故米國はかくも既存條約を固執して優勢を維持せんとするのであるか。總噸數主義による不

利や其他種々の理由はあるが、主要な根據はやはり極東問題にある。日本の華盛頓條約廢止聲明に對し、當時在英の倫敦豫備會商米國代表部は、代辯者を通じて次のやうな言明をなして居る。

『支那を含み且つ望みうべくんば蘇聯邦を含むところの侵略協定が實行される場合には、ワシントン政府も亦現行比率主義主張に自ら再考を加へるであらう。九國條約が既に支那の主權を保持して居るのではないかとの説に對しては、滿洲における日本の行動が密かに右條約を不安ならしめるに至つたことを指摘せねばならぬ。従つて新たな保護手段が必要である。』(註)(圈點引用者)

(註) 『中外商業新報』九年十二月三十一日(ロンドン十二月廿九日發電通)による。

どこまでが眞意であるかは別として十分考へうる所だ。あく迄も日本が比率主義の改訂を要求するとすれば、それと太平洋における新たな政治協定とを不可分の關聯せしめようと言ふのである。尤も米國のうちにも、米國は最早や東洋の目付役たることを止めるがいゝとか、門戸開放政策にあまり拘泥する必要はないとか、其他日本の主張に同意する論者もあるけれど、然しそれらは未だ決して支配的なものではない。

日本の極東に持つ重要性と米國のそれとはたしかに異なる。屢々人々は、日本にとつてアジア大陸への發展は『國家存亡』の問題であるのに對し、米國にとつてそれは單に『利益』の問題に過ぎないで

はないかと言ふ。そして東洋への進攻を目標とする米國の攻撃的作戰の此の上もなき不當を非難する。何れも十分理由のあることだ。然しながら今日の時代に於いて資本の運動はあくまで無慈悲的であり、アメリカ帝國主義は、日本に對して、さう「寛容」ではないのである。

三、傳統の優勢海軍を目標とする英國

英國はその永き傳統政策たる世界第一の海軍國たるの地位を放棄して、華盛頓會議では對米均等を約し、また倫敦會議でも同様に讓歩した。然し現實には依然對米優勢を維持して居る。といふのは條約上の保有量は何れも條約最終年度に實現せしめるやうに協定されて居り、それ迄は事實上英國の優勢が容認されてゐるからだ。即ち英國は名目的には對米均等でありながらも、實質的には今日までなほ優勢海軍を擁し來つたのである。然しながら英國民はこの名目的均等にも満足してゐるわけではない。既往の會議當時には、平和的傾向と國內の經濟的・政治的情勢から餘儀なく對米均等を約束した。然し局面はやうやく變化しつゝある。

昨年六月、倫敦豫備會商開催の直後、モンセル英海相は軍備縮少の夢を醒せとて、かう演説した。「今こそは英國民が奮起すべき時である。わが英本國及び英帝國の國防状態を見るに、われ／＼は世

界にひとり取殘されるまでこれ以上軍縮の國際的迷夢を追ふことが出来ない。……今こそ英國々民は軍縮の夢を棄て奮起すべき時であると絶叫せざるを得ないのである。」(註一)

そして倫敦豫備會商には、巡洋艦七十隻案(現在五十隻)が持出された。

また英國の世界的海軍評論家バイウォーター氏は、その近著『海軍問題』(“A Searchlight on the Navy”)で次のやうに語つて居る。

「……今年の海軍週間が前代未聞の大規模に行はれ、海軍豫算が増額されて二千名の艦隊付兵員の増加及び大巡建造が決定されたこと等は、總て英國の輿論が明確なる目的を持つ海軍政策に復歸することに満腔の支持をなしてゐる表現である。今や代償を得ないで犠牲を拂つたり、一方的の軍縮を試みたりするセンチメンタルな平和ジスチュアなどは、けしとばされた觀がある。」(註二)

(註一) 東京日日新聞九年六月廿五日(ロンドン九年六月廿四日發聯合)による。

(註二) Hector G. Bywater, A Searchlight on the Navy, 1934. 『日本讀書協會報』10・1・15による。

この英國の動きは、新たなる國際的情勢に對處するために海軍力の整備を行ふとともに英國海軍多年の要求(巡洋艦七十隻案)を實現せしめようと言ふのであるが、他方國內經濟情勢の好轉の如きも見逃せない。即ち英國も依然不況から脱し得ないとは云へ、最近經濟界は徐々ながら回復し、また財政

も列強中稀に見る均衡を保つに至つてゐる。少くともかゝる情勢は優勢海軍を要求する一つの背景をなして居るだらう。同時に見出されるのは、列強の共通的現象として、英國にも軍部の勢力が増大してゐるといふことだ。曾つてマクドナルド首相は英國海軍の主張を押へて倫敦條約を成立せしめたが、今では彼の勢力は傾いて居り、往年の様に海軍を妥協せしめることは困難のやうである。かくて海軍七十隻案は恐らく強硬に主張されるであらうし、今後の交渉における一中心問題である。

この巡洋艦七十隻(大巡十五隻、輕巡五十五隻)は、既に一九二七年のジュネーヴ會議から固持されてゐるもので、所謂小艦多數主義の主張である。英國は、食糧自給力三週間分しかないといふ地理的・經濟的地位、及びその保有する長い海上交通線、海岸線等の關係から小型の艦船を多數必要とする。これは米國の大艦巨砲主義と對照的立場に立つと周知の通りのであるが、右の如くまた一應それらの理由がある。然しながらかゝる主張も結局その貫徹によつて優勢海軍を保有し、世界海上權を掌握せんとする意圖なることは注目されねばならぬ。

巡洋艦の現存保有量五十隻を七十隻に擴張することは、軍擴を意味することゝなるが、然し必ずしも全體の海軍力擴張を意味するものもない。そうすることは軍縮の精神にも反するし、また經費の上からも容易ではない。尤も日本のやうに保有量の大縮減を意圖してもゐない。

それでは英國は如何にして軍縮を行ふ積りかと云へば、主として質的制限、即ち單艦噸數、備砲口徑の縮小を目標として居り(これに對しては米國は反對)、前者については三割縮減を主張して居る。つまりこれによつて一應總噸數を減少し、その代り自國に必要な乙級巡洋艦を充實せしめようといふのだ。かうすれば英國にとつては正に一舉兩得なのだ。然しこの場合質的制限を實施しても、量的制限をどの程度に行ひうるかは疑問であり、結局保有量は大體現状維持、或ひは縮少しうるとしても大したことはないと思はれて居る。

それにしても以上の如き主張に見る限り、英國は既存條約そのまゝの繼續には反對であり、或程度の改廢を要求する。だが然しその改廢は既存條約の原則にふれない程度に於いてである。即ち既存條約の骨子はあくまで維持するといふ方針であり、この點米國と全く同一の立場に立つ。

たゞ日英の海軍は、日米程には對抗状態にないし、また最近では如何なる根據に於いてか、日英再同盟説さへ見られる程で、英國の對日感情は米國のそれより可なり緩和されてゐると言へよう。日本の主張にも反對ながら眞向から強硬的態度には出でないし、華盛頓條約廢止通告に際してもサイモン英外相は放送演説に於いて『日本政府の今回の行動は華盛頓條約の規定に基く當然の權利と行使したに過ぎず、何人も日本政府を非難する權利がない』と語つて居る。

これらは英國一流の老練な外交的技術にもよるであらうが、或ひはもつと深い根據があるのかも知れぬ。英國は現在日本とは最も激しい貿易戦を演じてゐるが、然し世界に領土を持ち、殊に東洋には印度を初め重要な植民地を有して居る。而して今日ではこれら植民地の防禦に主力を要し、何れかと云へば彼は守勢的であり、どこか日本と妥協的である風にも見えるのである。

尤もこれらの事實は何ら兩國の對立の解消を意味するものでないし、現にシンガポールには世界的な海軍根據地が將に竣成せんとして居る。また支那における權益擁護のためには依然重大な關心を持つて居り、さう多くはないが、極東を日本から守るための英米提携論さへ幾つか見られる。例へばロイド・ジョージの極東對策論は先きにも一寸ふれた所であるが(一八頁參照)エコノミスト誌は更に、『極東問題の正しい解決は、共同的方法によるべきであり、即ち英、米はロシア及び支那と提携し、以つて太平洋に於いて生ずべき或る國からの侵略を防禦せねばならぬ』(註)とさへ警告してゐる。

(註) The Economist December 22, 1934. "The Outlook in the Pacific."

その軍縮對策はともかく、英國の動きは複雑である。日本に對しては好意を示すが如くにして而かも不離不即の態度をとり、また米國に對しても同じやうに振舞つて居る。そして自國の主張は貫徹しようとするのである。

四、佛・伊の動向

佛蘭西、伊太利の次回軍縮會議に對する態度は、前記三ヶ國ほどにはまだ明確にされて居ない。それは未だ交渉過程に入つてゐないためであらう。(佛伊兩國は、倫敦豫備會商の夏の交渉には參加したが十月以後の商議には參加しなかつた)。然し從來の方針から見てもその原則的主張は既に明かであり、殊に佛蘭西の動向は注目さねばならぬ。

佛蘭西は一九二七年のジュネーヴ會議への參加を拒否し、また倫敦條約にも參加しなかつた如く、その軍縮政策には自説を曲げない、一貫した強い主張を持つてゐる。『安全保障なくしては軍縮なし』といふ政治的安全保障の確立、國際聯盟中心主義、海、陸、空の三軍不可分離關係の主張等は、佛蘭西の軍縮指導精神として既に廣く知られてゐる通りである。これらの解決は極めて困難だが、恐らく次の會議に於いても如何なる形に於いてか問題とされるであらう。更に海軍制限方式に於いても、總噸數主義の採用、潜水艦の絶對存續、對伊パリティの打開等は傳統的に主張してゐる所だ。従つて固より華盛頓條約には反對であり、この點日本と同じ立場にある。同時に右の主張は英・伊と對立關係に立つものである。尤も本年に入つて佛伊協定、英佛協定等相次いで成立し、歐洲の安全補強工作は

可なり進展するに至つたので、佛蘭西の從來の主張は部分的には緩和されるであらうが、然し多くの問題は依然なほ今後の討議に委ねられてゐる。

伊太利は華盛頓條約に於いては對伊均等を獲得したが、然しその實力は佛蘭西に對峙しうるものではない。既に一九三二年の佛伊協定では、佛蘭西に對し約二十三萬噸の優勢を承認した。もとく伊太利は列國との協定成ればどの程度の縮減にも應ずるいふ風で極めて消極的である。たゞ對佛均等、或ひは航空母艦のみに就いては歐洲列強との均等を主張する程度だ。問題はあるにせよ、他の列強に比すれば對立關係は比較的少ないと言ひ得る。

五、會議を前にして建艦は進行する

各國の主張は錯綜し、對立は可なり根本的であるが、それ／＼の主張が意味する所は、結局自國の海軍力を更に充實せしめようと言ふのだ。軍備は相對的なものである。だから何れの國も軍備縮少を唱へながら、現實に於いては海軍力の發展に懸命になつてゐる有様だ。今日の建艦状態を見るといふ。即ち五大海軍國の昨年八月末における對抗的建艦及び當時既に決定せる建艦計畫を一瞥すれば、ほゞ次の通りである。

國別	建造中	決定せる計畫	
		隻數	完成年
日本	19 (53,876)	22	4年
英國	62 (182,520)	102	5年
美國	35 (95,120)	17	2年
法國	26 (103,496)	8	3年
蘇伊	21 (53,737)	4	3年

(備考) 建造中は海軍省調査、括弧内は噸數。建艦計畫は伊藤正徳『軍縮讀本』375頁による。

軍縮會議を前にしてこの状態だ。會議に臨むに、各國とも『現有勢力』を大にし、そして協定を有利に導く意圖とも見られるが、何れにしろ凡そ『軍縮精神』とは相反し、平和的傾向を破壊するものだ。米國の建艦が比較的多く日本のそれが少ないのは、日本は既に條約量の建艦を充實せしめたに對し、米國は遅れて建艦に着手したからであるが、何れにせよ、建造中六十二隻、計畫決定せるもの百二隻は、正に大建艦である。更に最近米國からは各種の海軍擴充案が——補助艦三十隻の代換二ヶ年計畫、商船隊の強化、海軍根據地の防備強化、空軍の擴張等々——頻々と報道される。日本でもまた過般議會で大角海相は第三次海軍補充計畫を仄して

注目を惹いてゐる。其他英國でも既定建艦計畫の完成期を短縮すると言はれて居り、佛蘭西また同國海軍始つて以來の巨艦三萬五千噸の戦闘艦の建艦を近く開始する模様である。かう言つた状態だから、同時に列強の軍事費は減少するどころか、大體に於いて益々増加する傾向にある。これが今日吾々が眼前に見る情勢である。事態は平穩ではない。

第四節 倫敦豫備會商と本會議への展望

一、倫敦豫備會商に於ける問題點

軍縮會議を近き將來に控へて國際的對立は深化し、各國の主張は一致點よりも寧ろ反對點が遙かに多い。而かも前記の如く各國の建艦状態は進行しつゝある。人々が會議の前途に多難を豫想するのも決して無理ではない。こゝに英國は豫め協定の基礎工作を施すの安全をおもひ、昨年五月二十五日果然倫敦豫備會商を提議した。日、米、佛、伊何れも應諾し、かくて豫備會商開催となつたのである。

會商は初め六月十八日から開かれたが、若干の事故のため七月中旬に一應休會とし、本格的に商議に入つたのは十月下旬からである。二ヶ月餘に亘つて日英、日米、英米の間に數次の交渉が試みられたが、然し具體的には何らの收穫もなく、十二月廿日より休會となつた。この會商に於いては右三國の原則的主張が提案、討議された。然し容易に一致點が得らるべくもない。だが各國の主張する所は略々明かになり、それを基礎としてそれ〴〵更に具體的對策を樹てようといふ段階に入つた。

吾々はこゝに會商の一々の經過を書く積りはない。それは既に數多く報道されて居る所だから。そこでこゝには會商における若干の主要な問題點だけを取扱ふと思ふ(註)。

(註) 尤も會商は祕密會議で公式には極く形式的なコンミニケが發表されたに過ぎないから詳細なことは分らない。たゞ然し種々の報道から、問題の所在だけはほゞ明かにされてゐる。

一、日、英、米の對立點 日本はこの會商に於いて最も中心的な立場にあり、その動向は著しく注目された。言ふ迄もなく既に述べたやうな全く新しい軍縮方針を以つて臨んだからである。會商の劈頭先づ日本が新提案を出したが、その根幹は、(一)軍備平等權の確立、(二)現行比率主義の廢止、總噸數主義の採用、(三)攻撃的艦船の極度の縮小、防禦的艦隊への編成替、等の三點であつた。これらの點については吾々は最早や説明を必要としないであらう。

會商はこの提案を繞つて續行された。素より英、米ともに應諾せず、殊に米國は一入強硬に反對した。日本は具體的數字を求められたが、右の原則問題が解決されない限りそれは絶対に提出し得ずとしてあくまで原則承認を主張した。勢ひ會商は停滯せざるを得ない。この間英、米の主張も漸次明かにされたが、それは大體先きに述べたそれ〴〵の方針が繰返されたに過ぎない。

日、英、米の方針が如何なる點で對立してゐるかは、既に各國の軍縮政策の檢討に於いて一應明か

にした所であるが、そこで省略した點もあるので、更に會商の経過から見た主要點を要約しておかう。
 (A) 華盛頓及び倫敦條約について、日本は兩條約とも廢棄し、全然新たなる基礎の下に新條約の締結を主張する。米國は廢棄に絶對反對、英國は原則だけは存續を主張し、自國に必要な改訂を要求する。
 (B) 軍備平等權について、日本は軍備平等權を主張する。米國は絶對に反對して承認せず、英國は原則としては認めるが、日本が實際に均等兵力を保有することには反對する。
 (C) 制限方式について、

(a) 保有量、日本は現行艦種別比率主義を斷然撤廢し、總噸數主義を主張する。同時に各國の共通最大限保有量を設定し而かもそれを出来るだけ縮減せんとする。米國はこれに對し艦種別比率主義を固持し、各艦種に付き一律二割縮減を主張する。英國は一部日本の主張を認めるが比率主義は維持する。保有量の縮減については明白でない。

(b) 質的制限及び艦種別制限乃至撤廢、(イ)日本は艦種を攻撃的武器(主力艦、航空母艦、甲級巡洋艦)、防禦的武器(乙級巡洋艦、驅逐艦、潜水艦)の二種に分ち、前者の廢止乃至徹底的縮減を主張する。特に航空母艦の絶對廢止を固執する。米國は現行艦種別維持を主張し全廢は絶對に反對、たゞ主力艦のみ單艦噸數、備砲口径の或程度の縮減に同意する。英國は現行艦種別を支持するが、他方單艦

噸數の三割縮小、備砲口径の縮小を主張する。(ロ)日本は防禦的武器を充實せしめ、特に潜水艦は必要量だけ自由建造を要求するに對し、英、米はともに全廢、さもなくば大縮減を要求する。

詳細に見るならば對立はほど全面的であり、而かも容易に解決し難い點が多い。

二、英國の妥協提案、この對立の儘では會商の進行困難なので英國は日本に二つの提案をなした。一つはマクドナルド首相の妥協提案であり、他は英外相の建艦競争防止に對する暫行的自制宣言案とも言ふべきものである。

- (A) 特に問題になつたのはマクドナルド首相の提案であり、それはほど次の如くである。
- (一) 日本政府の方式とは異つた一定の形式で國家の體面(プレステージ)を尊重し、日本政府の原則上の軍備の平等を認める。
- (二) 海軍力の制限方式を共通最大限一本とせず、總噸數主義に艦種別及び艦船數制限を加味した折衷案とする。
- (三) 攻撃的兵力、防禦的兵力の區別緩和を要求する。

こゝで最も重要なのは(一)の軍備平等權問題である。即ち右の如く英國は一應それを承認するといふのである。この點米國よりは吾が國の立場を諒解し、ヨリ好意的であり協調的である。然しこれは、實は原則上認めるといふのであつて、その反面實質的にはやはり承認し難いことを意味してゐるので

ある。かくて名目的には承認するが、實際問題としては各國は紳士的協約に依つて自主的に建艦量を制限する、而してこの建艦量は大體現行比率を基礎として行ふといふのであつて、結局實質的には日本に何物をも與へないといふことになる。——大體かう解されてゐる。

無論日本はこの妥協案を承諾し得ない。日本の平等權要求は、單に體面上或ひは形式的なものではなく、實質的に均等兵力を主張するものだからである。日本はこの實質的平等が承認されない限り、他の如何なることにも應じないといふ立場をとつてゐる。

英國は名目的にもせよ日本の平等權要求を承認したに對し、米國は如何なる形式に於いても反對だと言つてゐるやうだ。なほ英米ともに國防安全感の平等は、必ずしも兵力の平等を意味するものではないと主張してゐる。平等權問題は依然今後の最も難點として残されたまゝである。

(B) サイモン英外相の提案は、前記マクドナルド首相のものとは全然異り、無條約状態に陥つた場合生ずべき軍備競争を防止することを主眼として居り、傳へられる内容の主點は次の様なものである。

一、第一段の兵力量協定が失敗し、第二段の質的協定が成功せざる場合にも、第三段として短期間なりとも當座の建艦量に關する暫行的相互申合せだけは成立せしめたい。

二、右の見地から一九三七年一月以降若干年(少とも五ヶ年以上)の各自建艦量及其の内容を相互に宣言する。具體的にはこれ以上には分らないが、この場合にも依然問題となるのは各國保有兵力量の決定であ

る。而してこれも日本の原則的主張が解決されない限り具體化しうるものではない。

三、政治的問題 日本は倫敦豫備會商には、豫め政治的問題になれないことを條件として參加した。然し日本の軍備均等要求を繞つて會商は進展せず、そこでサイモン英外相は右均等要求に關聯して日本の極東政策につき一定の保障を要請したと傳へられてゐる。サイモン外相の提案は要するに、九國條約及び四國條約を更新して支那の領土保全を確保し、太平洋の平和保障を目的としたものである。

これらの點は、軍縮問題と關聯して早晚日程に上る性質のものであること既に吾々がやゝ詳細に見た所であるが、既に豫備會商に於いて提出された。然し日本は海軍制限問題が解決せぬ限り新たに政治的問題を討議することには應じ難いといふ方針をとつてゐる。従つて英外相の提案も拒絶した模様である。然し既に廣田外相も極東及び太平洋における政治協定には應ずる用意も持つて居り、何らかの形に於いてやがて具體的に日程に上るだらう。

會議の經過に就いては、なほ一時流布された英・米・日—五・四・四説とか、日英和協試案とか、或ひは會議決裂後の地方的協定とか、其他いくつかの問題が提出された様であるが、結局三國の基本的主張が一通り明らかにされただけで、具體的には何らまとまつたものはない。たゞ各國の方針が相互に明らかにされたことは、今後の交渉の素地を作つたもので、この點は豫備會商の收穫と言はねば

ならぬ。——かくて豫備會商は無期休會に入つた。休會に際してのコンミニユケは『今後適當の機會に到達せば』再會するやうになるであらうと聲明してゐる。

二、本會議への展望

次の會議が豫備會商の續行となるか、或ひは直ちに本會議に入るかは分らない。然し華盛頓條約及び倫敦條約は何れも一九三五年に本會議を開催することを規定して居る(註)。既に延期説さへあるので今後の情勢如何に依つては或ひは延期となるかも知れないが、然し何れにせよ近き將來に本會議開催となるであらう。

(註) 華盛頓條約第二十三條第二項には『何れか一國が爲したる廢止通告の效力を生じたる日より一年内に締約國全部は會議を開催すべし』あるので、日本の廢止通告により、三五年中には會議を開催せねばならない。また倫敦條約第二十三條第二項は豫め一九三五年に會議を開催することを規定してゐる。

本會議が如何なる結果に到達するかは何人にも豫想は容易でないが、知られる通り、決裂の危機さへ少くない。國際的諸情勢の新たなる展開、各國の主張の全面的對立、列強の軍部勢力の増大、等々に加ふるに更にいくつかの障害がある。主なるものとして、主要國における平和的傾向の弛緩、國民

主義の強化、經濟界における軍費インフレの支持などを指摘出來よう。

一、國民の平和的欲求は、既往の軍縮會議當時よりはたしかに減退して居る。それは勿論四圍の諸情勢の然らしむる所であるが、この思想的背景は極めて重要な役割を演ずる(人々はその重要性に今少し想ひを到すべきであらう。言ふ迄もなく軍事的問題は國民と頗る密接な關係を持つてゐるのである)。

二、近年の世界的現象として、國際協調主義の衰頹に對し、國民主義が擡頭・強化せることは周知の通りである。

三、軍需工業の好轉が最近における世界の景氣轉換の一要因をなして居るとも既に明かである。日本の如きはその顯著な例だ。こゝに軍費インフレが支持され、軍事費の増大が機能の故に、まづ承認される。

かくして會議の前途は益々多難を豫想される。さりながら會議の決裂は何人にとつても不幸であり、それは極力回避されねばならぬ。會議の成否から起る政治的・經濟的影響は既に想像に難くない。幸に協定に到達し得るならば國際政局に及ぼす効果は暫く別としても、計量しうる經濟的效果だけでも多大である。バイウオーター氏の計算によると(註)、日、英、米、佛、伊の五大海軍國における、一九三六年から四二年の六ヶ年間に代換を要すべき艦船は、主力艦以下全部で八百四十四隻に上り、そ

の建造費は約八億三千百萬磅に上ると言ふ。即ち一國一ヶ年平均額約二千八百萬磅近くを費すことになる。これは既存條約をそのまま續行してのことであるが、無條約状態に陥れば各國民は更にヨリ多くの負擔を課されるだらう。條約成立によつてこれがどの程度にか軽減されることは何人もの希望で

ある。更に同氏は一つの方法として、前記建艦の單艦噸數を表示の様に縮小するならば、同じく五ヶ國の節約額は次の如くなることを示して居る。

艦型縮少の場合に於ける五ヶ國の經費節約額	建造費千磅	節約額千磅
主力艦二萬噸と巡洋艦七千噸と驅逐艦千五百噸と潜水艦四百噸と	221.560	113.140
主力艦一萬七千噸と巡洋艦五千噸と驅逐艦千噸と潜水艦三百噸と	97.500	32.500
主力艦一萬五千噸と巡洋艦四千噸と驅逐艦八百噸と潜水艦二百噸と	243.500	—
主力艦一萬噸と巡洋艦三千噸と驅逐艦六百噸と潜水艦二百噸と	73.200	48.800
合計	635.760	194.400

(備考) 現行條約の單艦噸數は主力艦三萬五千噸、巡洋艦一萬噸、驅逐艦千八百五十噸、潜水艦二千噸。

即ち總額一億九千四百萬磅に上り、一ヶ國平均三千九百萬磅となる。これは建艦費だけであるが維持費に於ても當然節約される。バイウオーターの提案は英國的であり、無論このまゝの實現性は乏しいけれど、たゞ以上一、二の事實を以つて見ても軍縮の程度によつては多大の經濟的效果を考へ得よう。既存條約の下では、一應節減された軍事費も、其後再び兵力充實費に振向けられて經濟的效果は消極的に止つたが、而かもなほその意義は決して少くない。

(註) バイウオー前掲邦譯書一八一—二三頁參照

とまれ何人も協定の成立を切望するが、そのためには結局今日の對立を如何にして緩和し、妥協點を見出すかである。こゝにどの程度の妥協點なら成果をあげうるかなどは考へうべくもないし、問題はあまりにも大きい。たゞ吾が山本代表も歸朝後『今日までの所では打開の方法を見出すことは困難であるから各國政府とも慎重に考慮研究せねばならぬ』と語つてゐるが、まさに打開の道は各國の互讓的考慮に俟たねばならぬ。自然、政治協定の如きも再検討すべきである。如何なる國際會議に於いても、相互の協調なくしては問題の解決は不可能である。固より各國にはそれ〴〵最低不可讓線が存在すべきも、互讓、協調の道こそが到達點を見出すであらう。問題は一にこの點にかゝつて居る。

三、建艦競争は起らないか？

若し次の會議に於いて、不幸にして效果的な協定に達し得ないならば、そこに最も問題視されてゐるのは周知の如く建艦競争である。この點については、表面に現はれてゐる多くの議論は不安ないと思つてゐる。理由となる所は、(一)一九三六年末迄は條約に拘束されて居り、其後に於いても(二)財政上の制限、(三)造艦能力上の制限、(四)兵員補充上の制限、等により自動的に制限されるといふのである。更によし建艦競争といふ如き事態が起つても、日本は國情に適した自主的軍備を以つてする用

意があるから財政上にはさして懸念はない、或ひは寧ろ條約がなくなれば拘束を脱し得て自主的軍備を持ちうるから國防的にも經濟的にもヨリ効果的である、といふやうな所論も屢々聞く所である。特に自主的軍備については當局者が絶えず強調してゐる所だ。

何れにせよこれらの議論は建艦競争憂ふるに足らず、といふ結論に達してゐる。果してそう單純に斷定しうるだらうか。成程叙上の理由は一應承認されるものであり、殊に三六年末までは建艦競争は起り得ない。若し起るとすればそれ以後である。そこで理由とされてゐる諸點であるが、それらはたしかに制限力を持つとしても、然し決して絶對的な制限ではあり得ないだらう。

元來軍備は言ふ迄もなく相對的なものである。若し或る一國が何らかの動機で大きな建艦計畫を進めるならば、他國は必然的にそれに追隨せざるを得ない。よしかゝる量的の競争が全く起りえないとしても、更に考へねばならぬのは質的の競争である。例へば既存條約下では主力艦二十六年以下それぞれ艦齡が制限されて居り、それ以内では代換出來ないが、然し無條約になれば十年以上を俟たずして代換に着手する可能性は多分にある。この場合には兵員補充上の制限など問題となり得ない。建艦競争といふ意味をどう云ふ風に解するかであるが、とにかくそう簡單には考へられないやうだ。

最近の議會においても建艦競争の如何が頻りに問題にされたが、大角海相は一議員の質問に答へて

次の如く答辯し、著しく注目を惹いた。

『海軍當局は軍縮會議不成立の場合に於て、造艦競争が起らないといふことを斷言したとは、何れの場合に於てもないのであります。軍縮會議の前途の困難なるとは固より申す迄もない次第であります。我々は日本の主張が飽く迄公正妥當であると信するのであります。故に何等言はれなく此主張を蹴飛ばして、さうしてどし／＼軍擴をする國があつたと致しましたならば、其志は必ず他に存するところ明かでありますから、我々としても斷乎たる決心をしなければならぬのであります。場合に於きましては國民一致粥を啜つても其對策に熱中しなければならぬ場合が出來るかと思ひます。併し我々はさう云ふ傾向に導いてはならないので、非常に苦心をして居るのであります。』(註)(圈點引用者)

(註) 昭和十年一月廿八日貴族院本會議における大角海相の答辯速記による。

更に自主的軍備に就いてあるが、それによつて建艦競争にまき込まれず、同時に國防上には勿論、更に經濟上にも有利であると言ふならば、正に理想的である。そして吾々も當局者の言に信賴し、是非然かくあり度いと思ふ。然しながら人々は他方また次のやうな意見にも耳を傾けて見る必要はないだらうか。軍人でも現役を離れた人は自由な立場にあるためか、例へば豫備海軍大佐水野廣徳氏はかう云ふ風なことを言つて、却つて警告してゐるのである。

「……軍備協定が破れて、各國が自由競争になれば、日本は經濟上、或ひは國防上に於て有利であると云ふやうな……ことは近頃よく海軍の宣傳者達から聞く意見であります。……成程これは一つの理論でありますけれども、實際問題としてはなかく、そう單純に論斷することを許しません。……兎に角日本は日本の隨意に有利な軍艦を造れば、却つて國防費が安く上るといふことは、餘程研究を要する問題だらうと思ひます。……要するに海軍條約を廢棄して海軍々備を自由にすれば、却つて經濟的であるといふ様な議論は、海軍當局者の責任ある造艦計畫や國防方針を聞いた上でなければ、私共は俄に首肯することは出來ないのであります」(註)(圈點引用者)

(註) 『東洋經濟新報』昭和八年十月廿八日號『一九三六年の見透と其對策座談會』三五—三六頁

問題はこゝで吾々が解決しうるものではない。然しながら、何れにせよ建艦競争なるものはそう無條件に安心し切つて居れないやうだ。

されば、軍縮會議の成否は益々重要性を持つて來る。危機は極力避けねばならぬ。會議の效果的な解決は凡ての國民を利するであらう。

第二部 朝鮮經濟の新動向

第一節 最近に於ける朝鮮經濟の變化

一、問題の特質

滿洲事變勃發——及びそれに次ぐ滿洲國の獨立、竝に日本の金輸再禁止等の諸事件を契機として、朝鮮經濟は嘗て經驗したことの無いスピードを以つて或種の變化を遂げつゝある。それに關聯して我々が讀者と共に考へて見なければならぬ問題の幾多存することは當然だ。

然し言ふまでもなく朝鮮は日本内地から見て一の植民地である。人種も言語も内地と決して全然同一ではない。朝鮮が植民的支配下にあると云ふことを無視して朝鮮經濟の客觀的な姿を見得るものではない。此事から朝鮮經濟への觀點は自ら決定されて來る——即ち内地との關聯に於て、朝鮮經濟

が如何なる状態にあるか、又政策的には内地からの働きかけがどんな風になつて居るか、及びその結果の反作用はどんなものであるか——これらが常に我々の念頭に置かるべき基本的な視角でなければならぬ。朝鮮人の現在及び將來に於ける經濟的地位もかゝる視角から得た結論に照してのみ眞に明彩なる姿を見出すことが出来るであらう。

×

×

×

×

朝鮮經濟は言ふまでもなく農業を樞軸として構成されて來た。一般的投資形態としても、所謂「土地投資」が、或は農業に依存する植民地的商業資本及高利貸資本が、最も「もとで」の要らぬものとして國家、會社、個人を問はず重要視されて來たのである。爲めに人口、土地面積の著しい相違にも拘らず、比較的早くから工業投資の行はれて來た臺灣とも「投資額」に大差ないのが最近までの有様であつた。然るに滿洲事變後著しく目立つて來たのは、朝鮮に於ける工鑛及運輸業等の活動である。其の様相に就て我々は次項以下に順次述べるであらうが、滿洲國の獨立以後、朝鮮の交通史上に一大エポックが劃され、また紙幣圓の暴落に伴つて朝鮮にもゴールド・ラッシュが見舞つた。そして滿洲國成立以後移輸出貿易の上にもかなりの變化が起り、わけても注目すべきは朝鮮に於ける工鑛業計畫

の躍進であつた。また之等に關聯して金融の上にも、移民其他にも色々注目すべき變化が見られる。我々はこゝに最近に於ける朝鮮經濟變化の特徴を認める。特に日鮮滿ブロック經濟體制を打樹てんと試みられつゝある際、朝鮮經濟に於ける右の如き變化は、見逃すべからざる重要な題目でなければならぬ。

そこで上述の觀點からこれ等變化の本質を見極めることとし、農業機構そのものの分析は一應問題外とする——それについて我々は不完全ながら、本年報第三輯に既報してゐるのであるから——。

二、内地よりの對鮮投資額

問題の特徴が右の如きものである以上、我々が第一に朝鮮に於ける内地資本の投下額を知り度いと欲するのは當然の筋路である。而かも朝鮮に於ける新たな會社投資は、大雜把に言つて其の九〇%までは内地資本と推定されるのである。我々は朝鮮全體としての新投資狀況に就て尙ほ後で其の分析を行ふであらうが、先づ昭和六年末現在について朝鮮銀行の行つた調査「朝鮮に於ける内地資本の流出入に就いて」を紹介する。右調査に於ける「内地資本の投資額」とは次の如きものを意味するのである。

『内地資本の投資額とは、嚴密な意味からすれば内地資本に依る原始的投資と共に、利潤に依る再投資も含まるべきで、原始的資金流入額のみを以て投資額とすべきでない。されば、内地資本の投資額幾許といふ時は、或る一定時に於ける鮮内國富中に於いて、内地人資本に依るものが幾許ありやといふことを以つて、その回答すべきで、即ち内地人の純資産額を内地資本の投資額とされるのではなからうか』

かゝる見地から次の方法が採られた――
『内地資本の投資額を觀る方法として、官廳投資及民間投資に別ち、民間投資は更に會社及個人に二分し、前者は株主資本額を投資とし、後者は純資産額を投資額とし、又内地よりの借入金等も投資額とし、之等を合算したものが、内地人資金及内地人資金に依る内地資本の投資額とすることは、比較的妥當なものと思はれる。』
而して結果として得られた「主體別投資額」は次の如きものであつた。

(一) 主體別投資額(昭和六年末)	
A、官廳(國庫)投資	八九七、九九七 ^千
B、會社投資	四三三、九四四
C、内地よりの流動投資	六五一、八五一
D、個人投資	一四五、〇〇〇
合計	一、二二八、七九二

即ち明治四十三年から昭和六年迄の間に、内地から朝鮮へ流入した資本の現在額は、總計二十一億二千八百餘萬圓に達する。而して此の中會社投資は四億三千四百萬圓足らずであるが、其の『鮮内に本店を有する會社への分は拂込資本額そのものではなく、「内地人會社」への鮮人資本の介入、「鮮人會社」への内地人資本の介入を考慮し、又諸積立金概算を以つて缺を補ひ、鮮外投資額を除去した結果、

拂込資本額より四、五二七千圓多くなつてゐる。いま拂込資本額に従つて更に其の内容を窺ふと第二表の如くになつてゐる。

(二) 會社資本業種別(昭和六年末現在)			
	計	内地に本店を置く鮮人會社へ	鮮内に本店を有する内地人會社へ
業種			
農業	91,433	49,485	41,948
林業	8,945	2,755	6,190
礦業	29,571	22,800	6,771
工業	96,488	6,550	89,938
瓦斯及電氣	26,936	—	26,936
銀行業	54,325	—	54,325
倉庫	11,933	1,840	10,093
運輸	41,440	3,600	37,840
其他	1,375	—	1,375
其計	66,967	8,345	58,622
合計	429,413	95,375	334,038

即ち、資本主義的生産事業の代表的なものと思はれる製造工業、瓦斯及電氣、礦業(運輸を除く)の合計は一五二、九九五千圓であり、「會社投資」(拂込資本)總計中の三五%六を占めてゐる。茲に注意を要するのは農業への「投資」(或程度まで礦業への「投資」)である。周知の如く、朝鮮では近代的農業經營は資本主義的農業經營が行はれてゐるわけではない。例へば東拓の如きも寄生的大地主としての

高率地代收得者ではあるが、自ら機械を利用して農業利潤を追求するが如き資本家的存在ではない。即ち、資本家的小作農業者として労働者に命令するのではなく、寄生的大地主として、手を以つて生産する小作人に君臨するのである。かゝる場合に土地購入に宛てられた「資金」の如きは近代的な意味に於ける生産的投資からは一應區別して見るべきであらう。かゝる性資のものは、上掲「會社投資」及「個人投資」の項目だけで一八七、〇〇〇千圓以上ある。

次に第一表にいふ(A)國庫投資とは、(イ)併合以來の一般會計支出朝鮮經營費、軍事費、行政費(總督府特別會計への補充金)及び、(ロ)朝鮮總督府の内地にて發行せる公債(鮮内交附公債は含まず)の合計である。換言すれば、明治四十三年以降の軍事費、補充金の合計及び内地で發行した公債現在額のことである。國庫關係に限りかやうな方法によつた理由は、鮮銀に依つて次の如く説明されて居る。

(一) 併合後に於ける總督府支出は茲に謂ふ國庫投資とは云へない。蓋し、併合後に於ける財政歳入は、鮮内に於ける諸税及官業收入等を對象とするからである。

(二) 現有純資産を目して、投資額とする趣旨からすれば、國家資本の投資額は、茲では所謂投資とは看做されない譯で、従つて、鮮内に於ける國有財産を投資額とせねばならないが、個人と異り國家の財産を、内地資本の投資結果といふことは、妥當を缺くから、國庫關係に限り國家資本の流入額を、直に國家投資と觀るも

ので、即ち、八九七、九九七千圓を國庫投資額とせざるを得ないのである。

然し「現有純資産を目して投資額」とする以上、國庫關係といへども、上掲の如き方法をとられることは、首尾一貫したものではない。また併合前の國家支出が計算に入つてゐない點は措いて問はないとしても、軍事費及行政費まで「投資」と呼ぶことも問題である。寧ろこの種の支出五五五、一六三千圓は、日本政府の「朝鮮經營費」として全く別個に取扱はるべきであらう。即ち朝鮮總督府を通じての内地投資額としては、公債發行現在高三四二、八三四千圓を採り、それと民間投資を合せて六年末總投資額一、五七三、六二九千圓と見る方が正確だと思はれる。但し「朝鮮經營費」として日本政府の支出した額が五億五千三百餘萬圓の多額に上ることは、別個の意味で勿論重要である。

III、鮮内新設増資の躍進

さて内地資本總投資額の昭和六年末現在高は以上の如くであるが、恰度それ以後朝鮮に於ける新設増資は躍進的に増加して居る。先づ日本銀行調査の銀行會社新設並擴張計畫資本高に就て、内地、南滿洲と對照しつゝ示すと第三表の如くである。

之は銀行並株式會社の設立増資社債借入金計畫中確實と認めたものにつき金額十萬圓以上のものを

(三) 銀行會社新設並擴張計畫
資本對照 (千円)

	内地	朝鮮	南滿洲
昭和四年	835,020	129,850	53,500
五年	430,790	18,580	300
六年	521,151	13,420	20,500
七年	377,555	14,209	41,870
八年	639,268	29,650	461,150
九年一月	1,092,562	27,785	191,650
二月	57,500	—	30,000
三月	33,475	3,000	—
四月	68,225	—	6,200
五月	70,695	—	—
六月	129,290	20,835	46,450
七月	48,830	1,350	8,000
八月	216,850	—	3,700
九月	43,724	—	40,000
十月	116,554	600	10,000
十一月	75,120	—	—
十二月	122,990	200	15,000
合計	109,309	1,800	32,300

(備考) 日銀「銀行會社計畫資本調」に依る。
本表は各地に於いて計畫せられたる銀行並株式會社の設立増資社債借入金中確實なりと認められたるものにつき金額十萬圓以上のものを採録す。但し銀行の債券及借入金を含まず。

採録發表したのである。それは未だ計畫に過ぎぬから、實現せぬものも幾分あらうし、又借換になる分もあらう。更に此の表は内地から朝鮮への資本投下を示すものでなく、朝鮮に於て計畫された資本を示すに過ぎない。此の中には朝鮮人の投資も含まれて居やうが、同時に内地で計畫され

て、朝鮮で仕事をする分は含まれて居ない。實際は後者に屬するものがかかり多いと思はれるが、然し先づ大體此の統計に依つて滿洲事變後に於ける内地景氣の昂揚と、その朝鮮への作用を知ることが出来る。即ち内地計畫資本は七年の三七七、五五五千圓から九年は一、〇九二、五六二千圓へ、率にして一八九%四を増した。これに伴れて朝鮮に於ける計畫資本も七年の一四、二〇九千圓から九年の

二七、七八五千圓へと九五%五の増加を示した。

更に鮮内銀行會社の新設増資と解散減資事業別拂込資本についてみると第四表の如く、近年に於いて鑛業を始めとして製造工業、瓦斯及電氣業の新設増資は目覺しきものがある。

(四) 銀行會社新設増資、解散減資拂込資本事業別 (千圓)

業種	昭和六年		昭和七年		昭和八年		昭和九年	
	新設増資	解散減資	新設増資	解散減資	新設増資	解散減資	新設増資	解散減資
農業	一、五九九	三、二〇一	一、七六四	二、四七六	三、二〇〇	四、六四四	一、八三四	二、八三三
林業	二、七三三	七、〇〇〇	一、一五五	四、〇〇〇	一、四九三	一〇、〇〇〇	三、三三三	二、五五七
水産業	二、八八七	—	二、四八七	—	三、三三〇	—	三、三三〇	—
鑛業	二、八八七	—	二、四八七	—	三、三三〇	—	三、三三〇	—
製造工業	五、三三三	九、四三三	四、四八八	五、七〇〇	四、七〇〇	二、六〇七	八、三六五	一、三〇四
瓦斯及電氣業	五、三三三	九、四三三	四、四八八	五、七〇〇	四、七〇〇	二、六〇七	八、三六五	一、三〇四
銀行業	一、一五〇	一、一五〇	—	—	—	—	—	—
金融及信託業	一、四九〇	三、三七〇	—	—	—	—	—	—
運輸業	四、三三二	五、七三六	五、五二六	—	一、〇八一	四、四四四	一、八四五	—
倉庫業	二、五五〇	—	四、八	—	二、六五〇	—	—	—
保險業	—	—	—	—	—	—	—	—
商業其他	六、二二五	—	—	—	—	—	—	—
計	五、九二七	一〇、〇〇七	四、四四四	六、〇〇〇	九、九〇一	三、二五八	六、六四三	一七、六四四

(備考) 「朝鮮銀行統計月報」に依る。*印九年は一十月合計。株式會社のみならず、合資・合名組織をも含む。但し、鮮内に本店を有する會社のみである。

(一) 鑛業 七年の二、四六六千圓から八年は七、三二〇千圓、増加率一九六%八、九年は十月までに一一、一八六千圓となり、前年同期中に比して六六%七の増加を遂げた。

(二) 製造工業 七年の四、四八八千圓から八年四、五七三千圓となり、この間の増加は大したものではないが、翌九年は十月までに八、三八五千圓となり、前年同期中に比して一二九%〇を増してゐる。

(三) 瓦斯及電氣業 七年の六七五千圓から八年六、二一五千圓増加率八二%七、翌九年は十月までに九、五九四千圓となり、前年同期中に較べて六一%八を増した。

かくて最近(昭和九年十月)に於ける銀行會社資本金現在高を昭和六年十月に比すると、第五表の如き増減がみられることとなつた。

即ち、社數についてみれば商業其他(四九六)、製造工業(一七六)、運輸業(五六)の順に増加してをり、拂込資本についてみれば商業其他(三二、〇二七千圓)、鑛業(二三、三四七千圓)、製造工業(二〇、一三〇千圓)、瓦斯及電氣業(一三、八七〇千圓)の順に増して、拂込資本合計九千八百餘萬圓の増加となつて居る。

凡そ以上の如き資本投下の増加が、最近に於ける朝鮮經濟の變化を最も集約的に示すものである。

組織別	(五) 銀行會社資本金現在高			増減(十)		
	昭和九年十月	昭和六年同月	増減(十)	昭和九年十月	昭和六年同月	増減(十)
株式	一、二七七	七〇八、三四五	三六六、七五	一、二七	六四二、三六	二六七、九〇〇
合資	二、四八	五二、三三七	四九、六一	一、八七	四、〇〇六	三、一三〇
合記	四、四一	二五、三二九	二五、〇九五	三〇五	一七、〇〇	一六、九七六
計	八、一〇六	七八七、三三	四四一、四三二	三、二九〇	六九、四〇五	三三、二七五
農業	三三	七、八二七	四六、〇四〇	一九〇	七五、六九二	四、六六〇
林業	三六	一四、四四一	六、二七五	三三	一四、五八四	六、一〇二
水産	七一	五、四四一	三六、五八八	三三	二四、七九	一三、二四一
製造工業	九四	一五、六二〇	九五、三〇二	七六	一六、九四	七五、一七二
瓦斯及電氣業	五一	七三、〇四九	四一、三〇二	五九	三二、一四九	二七、四三三
銀行業	一一	一〇〇、七七五	六〇、六四一	一六	一〇一、四七五	六、〇八一
金融及信託業	一九	三三、四六八	一三、〇六二	一六	二七、〇四七	一、五六二
運輸業	三三	一四、〇四六	四三、四四四	三三	一〇七、八三七	三六、三八〇
倉庫業	三三	六、三六一	二、五七二	三三	七、四九〇	二、三七六
保險業	二	五、五〇〇	一、三七五	二	五、五〇〇	一、三七五
商業其他	二、二五三	一四五、一八五	九四、八二〇	二	一〇五、〇九	六三、七九五
計	四、一〇六	七四、七三三	四四、四三二	三、二九〇	六九、四〇五	三三、二七五

(備考) 「朝鮮銀行統計月報」に依る。本統計は「鮮内に本店を有する會社」への投資額のみであつて、「内地に本店を置き鮮内に支店を有する會社」への投資額は加算されてゐない。

第一節 最近に於ける朝鮮經濟の變化

其の金額で測つた數字は、日本經濟の全體の上から見れば決して大きいものではないが、其の持つ意味には輕視すべからざるものがある。

我々は尙ほ第二節に於て、工業部面に於ける個々の具體的な諸計畫を俯瞰し、其の意義を把握することに力めるであらう。が以下尙ほ此のやうな企業計畫勃興と關聯して起つた諸變化を、先づ以て指標的に概観して置きたい。

四、朝鮮のゴールド・ラッシュ

昭和六年十二月、我國が金再禁止を斷行して以來金價の昂騰目覺しく、政府の買入値段も七年三月最初の七圓二十五錢から十年一月には十一圓五十九錢と、この間四圓三十四錢を引上げられた。しかも海外金價とのヒラキは尙、密輸出を盛んならしめてゐる現狀である。(註二)

(註二) 「日本が九圓九十四錢の時滿洲は一圓高く買つて居ります。でありますから二圓も三圓も開きがあることは非常な重大なる罪惡を犯して居るのであります。それも取締が嚴重ならば捕まりますが、さういふ重大なる罪惡を犯して居る者が何パーセント位あるか分らない。何故かといふと鴨綠紅は今頃は凍つて歩けるのであります。……又臺灣方面には船に一々移動監視を附けて居つても駄目であります。……スマツグルに非常な合法的のものがあるさうであります。……」(九年一月、日本鑛業権名氏講演)

即ち海外相場を邦貨に換算すると、十年一月の倫敦金塊一オンス七磅二志一片は、邦貨にして一匁十四圓六十八錢となる。然るに政府買入値段は十一圓五十九錢だからそれより三圓九錢丈低位にある譯だ。また東京市中相場も近來下落して居るが尙ほ政府買入値段に比すれば三十一錢方上廻つて居る。で兎に角かう

貨算 邦換	倫敦 片志 磅	東京中 相場	政府買 入値
7.59	5.1.2	7.28	7.25
11.84	6.2.7	9.45	9.32
11.89	6.0.7	9.66	8.88
12.93	6.5.2	11.30	9.94
13.96	6.15.8	12.70	11.06
14.42	6.19.7	12.30	11.06
14.68	7.2.1	11.90	11.59

(備考) 東京市中相場(一匁)及び倫敦金塊(一オンス)は月末相場。倫敦相場の邦貨換算は一匁建の計算。

した金價の騰貴は朝鮮の金産額を著増せしめた。近年の狀勢を他の重要鑛物生産高と共に示せば第七表の如くである。

即ち、金産額は五年の五、八七六千瓦から八年には一〇、二〇三千瓦となり、價額に於いては前記の

	五年	六年	七年	八年
鑛産總價額(千円)	24,654	21,742	33,747	48,301
金	千瓦 5,876	8,546	8,585	10,203
	千圓 6,208	9,009	17,809	26,067
砂金	千瓦 310	485	1,116	1,305
	千圓 411	575	1,824	3,328
鐵鑛	千觔 532	165	151	258
	千圓 2,808	824	749	1,288
銑鐵	千觔 151	148	164	164
	千圓 5,923	4,589	4,114	5,606
黑鉛	千觔 20,068	14,049	16,813	26,400
	千圓 423	232	256	465
有煙炭	千觔 406	418	452	566
	千圓 2,504	2,366	2,265	2,735
無煙炭	千觔 478	519	652	741
	千圓 2,824	2,824	3,705	4,471

(備考) 商工省鑛山局「本邦鑛業の趨勢」。

値上りも手傳つて、この間六、二〇八千圓から二六、〇六七千圓への激増で、朝鮮に於ける鑛産總價額中に占める割合は五年の二五%八から、八年には五四%〇へ著増するに至つた。

又、七、八兩年の鑛種別出願件數、許可件數を比較すると第八表の如き増減が現れてゐる。

即ち八年の出願件數五、二一〇件中三、四〇八件(六五%四)は金銀鑛關係のものであり、砂金を含めれば三、七三五件(七一%七)といふ多數になる。

尙ほ稼行、休業鑛區數の比較をみると金銀鑛の旺盛さが一層明かになる。即ち第九表の如く昭和七年迄は金銀鑛の休業鑛區は稼行鑛區を遙かに越へてゐたが、八年には位地を轉倒した。

生産高が増加し鑛採掘出願件數

(八) 鑛種別採掘出願件數、許可件數(括弧内は許可)

	昭和七年	昭和八年	(+) 増	(-) 減
金	2,103 (344)	3,408 (528)	(+) 1,305	(+) 184
銀	556 (33)	327 (66)	(-) 229	(+) 33
鑛金	3 (2)	22 (1)	(+) 19	(-) 1
鑛銀	376 (69)	1,181 (113)	(+) 805	(+) 44
其他の金屬鑛	65 (10)	145 (8)	(+) 80	(-) 2
炭	9 (5)	23 (1)	(+) 14	(-) 4
鉛	92 (6)	104 (11)	(+) 12	(+) 5
其他の非金屬鑛				
計	3,204 (469)	5,210 (728)	(+) 2,006	(+) 259

(備考) 「同上」九年は十一月末までの出願件數八、四七〇。

(九) 重要鑛種別稼行及休業鑛區別

	五年	六年	七年	八年
金銀鑛	稼行 187	250	601	1,081
	休業 552	649	679	766
鐵鑛	稼行 29	24	23	32
	休業 120	118	115	102
黑鉛	稼行 36	25	30	30
	休業 116	118	109	96
石炭	稼行 68	66	67	77
	休業 311	287	281	272

(備考) 「同上」。

の増加したのは、獨り金のみではなく、表示の如く他の鑛産物も殆ど一樣に活氣を呈して居る。斯る鑛産物の増加は、後に尙ほ見るやうに、日本の國策上其他色々の意味を有するが、我々は先づ大觀して、金輸出再禁とこれに依る圓價低落が朝鮮經濟に與へた影響に注意を拂つておかねばならぬ。

五、交通史上に一大エボツク

さて金輸再禁止と並んで、それにもまして重要な影響を朝鮮經濟に與へたものは滿洲國の成立である。我々は其の影響の最も端的な現れを交通機關の變化に見ることが出来る。既に敦圖線最終港としての羅津の大築港計畫(第一期昭和十二年完成、吞吐能力三百萬噸、第二期同十七年完成六百萬噸、第三期同二十二年完成九百萬噸)については、本年報第十二輯(昭和八年第一四半期)に報じたし、滿洲國敦圖線の完成についても前輯に既報してある。羅津が港灣として活動するのは十二年以降のことだから、それまでは依然清津港が中心港といふわけだが、敦圖線開通(八年九月一日)の影響で、九年中に於ける清津港貿易總額は五千二十萬圓を突破し、前年に比して約七〇%といふ激増振りである。(註一)

(註一) その内譯は——輸移出一二、九二一十圓、輸移入二三、五四四十圓、通過貨物一三、七三三三圓。

それはさて置き、羅津港の工業と共に最近交通史上に一大エボツクを劃せんとするものが尙ほ數種

ある。(一)鮮滿國境を貫通する縦斷的幹線道路、十四橋の架設計畫、目下着工中の(二)國境を貫く横斷的的道路、(三)北鐵寧北と圖們を結びつける鐵道(既開通)と共に、劣らず工事を急かされてゐる雄基—羅津の鐵道敷設或は(四)内地—朝鮮—北滿を結ぶ航空路の完備等はその最たるものである。國境に十四本の架橋が計畫された—

『鮮滿國境を貫通する幹線道路は、九年十一月中鮮滿兩當局の京城における折衝によつて十四本を決定し、豆滿鴨綠江に架設される國際橋は鮮内から六橋、滿洲國側から八橋といふことになつてゐると傳へられてゐるが、咸南北の分は滿洲側からは惠山、長白間、三長、土城間、茂山、對岸間、會寧、對岸間、慶興、黑城子間となつてをり、咸北道だけで四ヶ所の架橋を見るわけで、今春着工今年中に竣成の豫定である。なほ鮮内からの六橋中咸北道の分は、大體慶源と柳多島を経て對岸に通ずる一線、及び穩城と對岸を結ぶ一線の二ヶ所に内定、慶源の分は二ヶ年繼續工事、穩城は今年一ヶ年で竣工の豫定である』(京城日報十年一月十四日號)

朝鮮側から架設されるのは、慶源、穩城、昌城、厚昌、茲城、新架坡の六ヶ所で總工費三百六十四萬圓、十年度から向ふ七ヶ年繼續事業として行はれ同時に道路も大改修が完成される。

國境三百餘里を貫く横斷道路、その大要は以下の如くだ—

『國境三百餘里を自動車で突走する時が今や来る—新義州から惠山鎮に至る鴨綠江岸に沿ふ國境道路は大正十五年から十三ヶ年繼續工費四百八十餘萬圓で着工された幅五メートル五十の二等道路で、九年度には厚昌まで

進み、十年度には五十萬圓を投じて馬力をかけ、十三年には豫定通り開通することになる、更に豆滿江岸は昭和七年度から十五年繼續八百三十八萬圓で起工した北鮮開拓殖産道路があり、工事も着々進行し惠山鎮から茂山雄基を経て羅津にいたる國境道路が既定年度に完成するので、こゝに鴨豆兩江岸を縫ふて、國境に沿ふ新道路が現出するわけで、………：匪賊の移動警戒も討伐も非常にスピード化される』(京城日報十年二月三日號)

又、雄羅線寬谷羅津間の雄羅隧道(延長三軒八五〇米滿鮮第一の長大トンネル)は勞働力の低廉にも拘らず工事を急ぐ必要上最新技術が採用された—

『雄羅隧道は完成開通を急ぐ必要上所謂機械設備を利用した、計畫準備せる機械其他は次の通りである。

- 一、動力及照明用電力 雄基電氣株式會社より供給
- 二、鑿岩機運轉其他動力用として空氣壓搾器(兩口とも各五五〇馬力)
- 三、爆破岩屑を極めて短時間に積取り工事の進捗を計るためマイヤース・ホーレー・シヨベリング・マシン(兩口共各三臺)
- 四、爆破岩屑搬出のため 蓄電機關車(六軸)兩口とも二臺、ダンプカー同五臺。
- 五、鑿岩機、兩口とも二臺。
- 六、電動送風機(三六馬力)兩口とも二臺。
- 七、電動發電機(四〇キロ)兩口とも二臺』

『滿洲日報』十年一月三十一日號

かくて昭和八年の隧道切取の輸入より僅か一年半、本年一月半ばには既に貫通をみるに至り、来る七月末日迄には工事を竣工する豫定であつて、隧道断面の如きも、日鮮滿を通じて最大のものである。やがて羅津の大築港から圖寧線を経て、北鐵へと一直線に通ずる日も遠いことではない。更に目を轉すれば東海岸航空路の開拓がある。既に京城—咸興—羅南—龍井村(間島省)は前から豫定線となつてゐたが、最近の江陵飛行場及無電設置計畫はこれを更に強化するものであり、大邱飛行場の開設は内地との連絡を保證するであらう。

これ等の交通機關増設は、それ自身もつとも露骨に強力的性質を體現して居るが、一時的ながら労働需要を盛ならしめ居り、更に之が完成の後朝鮮の産業に重大な影響を與ふべきは云ふまでもないことである。

六、貨物移入は資本と共に増加

我々は次に進んで朝鮮國境を超えての商品移動の状況を觀察するであらう。先づ朝鮮と内地及び臺灣間の貨物移動即ち移出入は、第一〇表の如く、昭和四、五年も最近も入超を示してをるが、その意義は全然異なる。即ち、昭和五年の入超は内地不況に伴ふ鮮米移出の不振が主因となつて居るもので

(一〇) 移出入對照表 (千円)

	移出	移入	差引 △は入超 △は入超
昭和四年	309,891	315,326	△ 5,435
五年	240,695	278,194	△ 37,499
六年	249,027	217,770	31,257
七年	282,144	258,670	23,474
八年	315,854	339,817	△ 23,963
九年	407,694	493,622	△ 85,928

(備考) 「朝鮮貿易月表」

あり、これに反して最近の入超は内地資本の進出に負ふものである。細々した説明は省き、若干の指標について分析しよう。

先づ移入に就ては第一一表の如く、綿織物、原動力機類、交通機關用機械及要具をとつてみると、絶體額では綿織物が依然全移入額の

(一一) 指標的移入品の推移

	綿織物		④電機類 の原動力機 價格(千円)		⑤交通機關 用機械及諸 要具 價格(千円)	
	數量(千方碼)	價格(千円)	數量(千台)	價格(千円)	數量(千台)	價格(千円)
昭和四年	143,520	35,967	3,405	12,625		
五年	165,979	31,422	3,467	8,561		
六年	162,869	23,524	1,911	7,309		
七年	196,134	30,002	2,150	8,052		
八年	215,297	43,785	3,037	13,462		
九年	207,961	44,160	4,306	17,498		

(備考) 朝鮮貿易月表に依る。④交通機關用機械及諸要具とは、「鐵道機關車、機關車用炭水車及同部分品」「汽罐同部分品及附屬品」「車輛船舶」「鐵道枕木」其他「鐵道建設用材料」「橋梁建設用材料」を集計せるもの。

一〇%以上を占めて居り、このとは工業完成品にして消費材移入の重要性を語つて居る。九年の對六年増加率では、綿織物八七%七に對して原動力機一二%三、交通機關用機械及諸要具一三%九四と内地資本進出の急激なることを物語つてゐる。特に後者が流旋型のスピードを示してゐる點は、此際意味深いものであらう。次に移出については第一二表の如く、朝鮮米、石炭、金地金をとつてみると、絶對額では朝鮮米が依然總移出額(金地金を含まず)の五四%五といふ重要位地を占め朝鮮經濟機構を直接反映して居る

(一二) 指標的移出品の推移

	朝鮮米		石炭		金地金
	數量 (千石)	價格 (千円)	數量 (千噸)	價格 (千円)	價格 (千円)
昭和四年	5,502	147,845	285	2,832	5,858
五年	4,895	109,238	240	2,325	26,660
六年	8,586	138,048	315	3,061	39,377
七年	7,100	144,712	397	3,841	28,118
八年	7,453	152,676	463	4,549	24,006
九年	9,368	222,221	573	6,003	31,361

(備考) 「同上」に依る。

が、九年の對六年増加率からみると、朝鮮米數量増加九%一に對し石炭數量は八一%九を増して居り、工業原料供給地としての朝鮮の意義が増大しつゝあることを知る。又金地金については價格の暴騰と生産増加にも拘らず、其の移出金額は六年以上を及ばぬが、

(一三) 輸出入對照表 (千円)

	總貿易		差引	超入
	輸出	輸入		
昭和四年	35,773	107,768	71,99	
五年	25,852	88,855	63,003	
六年	12,772	52,696	39,924	
七年	29,210	61,686	32,476	
八年	52,773	64,368	11,595	
九年	57,674	79,527	21,853	

(一四) 朝鮮の對滿貿易

	輸出(千円)		輸入(千円)	
	輸出(千円)	輸入(千円)	輸出(千円)	輸入(千円)
昭和四年	26,938	75.3	62,870	58.3
五年	18,105	70.0	52,250	58.8
六年	10,644	83.3	33,311	63.2
七年	27,205	93.1	42,202	68.4
八年	45,563	86.3	44,455	69.1
九年	53,462	92.8	50,811	63.9

(備考) 朝鮮貿易月表に依る。對滿貿易とは對滿洲國及關東州貿易の意。

蓋し外國への「スマツグリング」を反映せるものであらう。

七、滿洲國への輸出躍増

次に外國との貿易を見るに、四年以降の輸出入は第一三表(イ)の如く連年入超ではあつたが、事變後には極立つた訂正をみせてゐる。これは對滿輸出が激増せるためであつて、滿洲國成立後同國との貿易關係が益々密接となりつゝあることは同表(ロ)の總額中に占める割合の増加に現れてゐる。即ち

	對滿重要商品	
	輸出	輸入
昭和四年	7,628	375,049
五年	9,100	395,316
六年	7,131	268,390
七年	36,001	364,361
八年	24,002	257,127
九年	24,374	341,453

對滿洲國輸出は九年は六年の五倍餘、總輸出價格の九二%八を占めるに至つてゐるに對し、輸入の方は絶對額に於いて五年の位地にも達して居らず、割合に於いても四、五年よりは増してゐる。これは輸出に於いては内地品の仲繼輸出に對し、輸入では粟が重要位地(九年總輸入價額の三一%)を占めてゐる關係と思はれる。

即ち、綿織物輸出と滿洲粟輸入は第一四表の如く、滿洲事變前と後とを對比的にみる時、様相を全く異にして居るのであつて、例へば事變前年の昭和五年と昨昭和九年とを比較すれば綿織物輸出は九百十萬方碼から二千四百三十七萬方碼に、率でいへば一六七%八を増加したに反して、粟輸入は三億九千五百三十二萬斤から三億四千四百四十五萬斤に、率にして一三%六を却つて減少さへしてゐる。何故内地品の朝鮮經由對滿輸出は通過貨物として以外に、かゝる再輸出の方法をとるかについての

理由は簡單である——表玄關から入らずに裏門からはいれるからだ。この爲、例へば朝鮮、滿洲國間の貿易については總督府統計と滿洲國統計との間に上表の如き喰違ひが生ずるに至つた。

日滿幣價をパーとしても差引きを以つて「スマツグリング」の全部とすることは出来ない。一方的にすら届出のないものもあるからだ。然し昨九年十一月下旬より實施された關稅改正も、この點あまり効果を收めさうもない——

「……綿靴下の稅率は三割方引下げられ一打につき約七十錢の課稅となつてゐるが：約二十錢でも」事は濟む有様である。(京城日報十年一月二十日號)

一方滿洲粟は鮮農の主食物である、鮮内の粟生産も以前から停滯的の状態におかれてゐる——とすれば、輸入現象の意味する處は略明かであらう。

八、鮮人の生活は果して改まつたか？

我々の今回の企圖は農業問題を中心として居ないので、詳しい叙述を行ふ餘裕はないが、移民の統計を通じて鮮人生活の片鱗だけでも窺ふことにしやう。

先づ朝鮮人の内地移民狀況を、内地在留朝鮮人數に依つて見るに第十六表の如く、年々増加の傾向に

(一五) 朝鮮統計と滿洲國統計との比較

	朝鮮の對滿輸出	滿洲國の對鮮輸入	朝鮮の對滿輸入	滿洲國の對鮮輸出
八年	45,565	25,913	44,455	30,365
九年1--11月	49,459	23,409	45,931	42,312

(備考) 兩者ともに關東州を含む。

あるが特に昭和七年以後其の増加の勢が増したことは明かで、六年末と八年六月末とを比較して十萬

七千餘人の増加となつて居る。此の勢が最近まで續いたとすれば、昨年末の内地在留朝鮮人數は恐らく更に十萬餘を増して、五十二、三萬人に上つたであらう。斯く昭和七年以後鮮人の内地移住が増加したに就ては、内地のインフレ景氣が興つて力あるであらうこと言ふまでもない。

次に滿洲に於ける朝鮮人數は、之亦昭和六年迄漸増の傾向にあつたが、昭和七年には滿洲事變の影響を受けて三萬五千人程減少した。

然し昭和八年末迄にはまた一舉に約七萬七千人を増加して六十七萬一千餘人となり、六年末に比べても四萬二千餘の増加を示した。

滿洲國の安定は、其後も朝鮮人の移住を容易ならめて居るものと想像される。

(一六) 内地・滿洲在留朝鮮人々口

	内地在留人口	同上前年増減	滿洲在留人口	同上前年増減
昭和四年末	276,031	(+)32,703	596,150	(+)20,405
五年末	298,091	(+)22,060	605,325	(+) 9,175
六年末	318,212	(+)20,121	629,235	(+)23,910
七年末	390,543	(+)72,331	594,571	(-)34,664
八年末	*425,876	(+)35,333	671,535	(+)76,964

(備考) 内地在留人口は總督府「朝鮮」(九月八月號)*印六月末、滿洲國在留人口は外務省東亞局「滿洲國及中華民國在留本邦人及外國人人口統計表」(第二十六回)

ところで之等移住民の生活狀態は如何であるかと云ふに、其の内地在留者に關しては諸君の實際に見聞せらるゝ通りである。また在滿朝鮮人の生活狀態もさして近代人らしい方ではない——

「間島地方在住朝鮮人は……世帯毎に一家を構へ」て居るものもあるが、「敦化、額穆、寧安各縣にあつては一世帯數十人のものが各世帯毎に炊爨を別にして同居するものが可成り多い……一戸を構へるに至らず、同郷者若くは縁故相寄つて同居し、稀にして一家を構ふるものありと雖も、全くの陋屋にして、日本内地の炭小屋にも及ばず、極めて粗造の茅屋に起居してゐる」²⁾

(一)(二)野村敏夫「在滿朝鮮人の情況」東亞「九年三月號

然るに一方この移民の増加を鮮内に於ける火田民の増加と對照して見るに、そこには大いに考へさせられるものがある。いま兼火田を除き純火田のみをみても次の如く、近年激増しつつある。

昭和四年	三四、三三二戸
同 五年	三七、五一四
同 六年	四一、二一二
同 七年	六〇、四九七
同 八年	八二、五七二

(總督府調査)

然らば移出民の増加は決して外的事情の好轉のみから來たものとは言へない。前に見た滿洲粟の輸入不振と對照して、朝鮮人の生活變化を想像して貰ひたい。殊に最近の凶作は可成り深刻な影響を及

ぼした様である。

『滿洲粟は近年稀有の不作と銀高及鮮米不作と云ふ三拍子揃つた強材料に刺戟され客年末(一袋百六十五斤入七斗二升)鐵嶺、四平街物の京城渡し相場は遂に十五圓臺に乗せ、一昨年末の九圓四十錢に比し實に五圓六十錢といふ暴騰を演じ、石に換算すると二十一圓と云ふ空前の記録的相場を示現、京城に於ける精白米の等外品相場石二十五圓五十錢に肉薄し精白碎米(二つ割れ)十九圓を凌駕するに至つたのみならず、一方大豆相場も龍山三等品が石十五圓五十錢を唱へ一昨年末に比し三圓六十錢の高値にあり滿洲粟及大豆を常食とする鮮農その他の大衆を初め刑務所方面へ新年早々深刻なる影響を及ぼさんとしてゐる』(京城日報一〇年一月一日號)

第二節 朝鮮工業躍進の様相と特質

一、大工業躍進の様相

最近に於ける朝鮮經濟の變化を特徴づける特殊的事象は、前節に見た如く工業企業の勃興である。而してそれは金輪再禁止に依る日本全體のインフレ景氣を經とし、滿洲國成立とそれに伴ふ交通機關の整備を緯とし、更にそれに日本の強力主義的國策が織り交ぜられて出來上つたものと見ることが出来る。そこで我々は暫く視野を朝鮮の工業躍進問題に集中して見やう。先づ大工業の躍進の様相を個別的に俯瞰して見る。

(A) 空中窒素固定工業 發電設備に五千二百餘萬圓、工場設備に六千萬圓の巨費を投じて咸鏡南道興南工場(硫安年産能力四十五萬噸、昭和五年操業開始)を設立、一躍世界第二の大生産者となつた朝鮮窒素肥料株式會社は、引續き昭和八年五月傍系長津江水電會社(資本二〇、〇〇〇千圓)を創立、鴨綠江の支流長津江を堰き止め、その水力を以つて約三十二萬キロワットの電力を開發する計畫である。近く第一期工事十萬キロワットの發電工事が竣工すれば、朝鮮興南工場は電力の不足を免れ得るのみならず、更に硫安年産能力は五十萬噸以上に擴張される筈である。當硫安工場は我國第一の生産力を有するは勿論、内地最近迄の總生産高に近い能力を有するものである。

(B) 硬化油工業 朝鮮に於ける硬化油工業は、朝鮮窒素肥料株式會社に依り、昭和七年六月始めて興南に起されたのであるが、昭和九年七月清津の朝鮮油脂株式會社が新たにこの事業に着手するに至つた。これらは北鮮地方に多量にとれる魚油、主として鰵油を原料とし、之に水素を化合せしめて硬化油とするものである。硬化油は石鹼原料、食用の外、之を分解して脂肪酸とグリセリンを造る。周知の如くグリセリンはダイナマイト類の製造、或は薬用としての必需品である。朝鮮窒素の工場は硬化油年額二萬噸以上の生産能力を有し、脂肪酸、グリセリン及石鹼をも製造して居り、朝鮮油脂の工場能力は硬化油年一萬二千噸、前者同様グリセリン、脂肪酸等を生産してゐる。(原料鰵年一億貫程度を使用)我國の魚油年産額は約十萬噸、うち鮮産が約四萬噸を占めて居り、これ等工場の國家的重要性は明瞭である。現在、魚油は殆ど硬化油の製造に用ひられてゐるが、重合油、潤滑油、塗料等の用途に付ても研究されてゐる。

(C) 大豆油工業 吉會線の開通と共に滿洲大豆を原料とする油脂工業の勃興は當然期待せられてゐたが、八年末清津に三井系の資本に依つて北鮮製油株式會社が設立され、既に操業中であるが、朝鮮窒

素でも魚油を原料とする外、この方面にも着眼し、目下大工場を計畫中である。

(D)石炭液化工業 朝鮮窒素では昭和八年四月以來咸鏡北道永安工場で獨逸ルルギ式低溫乾溜（一日處理能力三百噸）に着手して來たが、燃料國策の見地からするガソリン及重油等の製造試験は豫想外の成績を収めたので、總督府では十年度から向ふ七ヶ年間に涉つて總額二百四十萬圓の國庫補助を支給し、この國家的事業を完成せしめることになり、先づ十年度新豫算勸業經費項目に於いて「石油業法施行と石炭低溫乾溜補助」として十萬六千圓を計上した。かくて朝鮮窒素の石炭液化の倍大計畫が實現することになり、一日三百噸の處理能力を本年二月から一躍六百噸に擴大し、乾溜装置も獨逸式を改良、朝窠式を創設することになったが、これで年に二十餘萬噸の石炭が處理されることになったわけである。これに伴つて石炭手當として吉州炭田並に阿吾地（雄基隣接）の稼行が開始されることになった。國庫補助の意味は年六分配當を保證せんとするにあるとみられてゐる。

(E)輕金屬工業 昭和九年六月、日本マグネシウム金屬株式會社（資本金四二〇萬圓、工場能力マグネシウム金屬年二、〇〇〇噸）が朝鮮窒素系の資本に依つて創立された。咸南端川郡及び咸北合水驛近傍など北鮮のマグネサイトを原料として金屬マグネシウムを精鍊するものである。

其他、事變後本府と燃料研究所とが共力して朝鮮窒素工場内で試験を續けてゐるアルミニウム精煉

も豫期以上の成績を得るに至つた由で、長津江水電の將來はこの方面の進展と深い關係を有してゐる。

總督府ではまた、アルミニウムの原料である明礬石ならびに礬土、頁石をはじめ、マグネサイト、水銀、黒鉛など軍需工業上貴重な材料が鮮内に如何程埋藏されてゐるか、十年度より五ヶ年計畫で大的に調査することになった（本論第三節一二九頁參照）

(F)火藥工業 從來總督府は朝鮮で火藥製造を許さなかつたが、本年より同事業に對し許可制度をとることになり、目下朝鮮窒素は興南硬化油工場のグリセリンを原料とする火藥工場の設立を計畫中である。

(G)電燈電力業 總督府が水利權を有する漢江二十五萬キロ、洛東江三、四萬キロ及び保留してあつた各地の有望炭田も今後五大電力の手によつて開發されることになった。

即ち、電力聯盟加盟の東電、東邦、大同、日電、宇治電五社は均分共同出資の下に資本金一千萬圓（四分の一拂込）程度の發電會社を創設し、先づ、江原道寧越に出力三萬五千キロの火力發電所を設け漸次資本金を増加して水力の開發にも手を染めんとする計畫である。

この火力發電所要炭は總督府の寧越炭田（埋藏量七千六百萬噸）を開發してこれに充てる譯であるが五大電力の内地に於ける火力發電用炭年需要百萬噸乃至二百萬噸も今後はこゝから購入される計畫

で、炭田が殆ど無償で引渡される關係上、炭價も採掘費を要するのみといふ手厚い保護振りである。

(H)セメント工業 昭和八年に於ける鮮内セメント生産高は二十四萬九千噸、移入十三萬八千噸、輸出二萬三千噸、移出一萬七千噸、差引消費高三十四萬七千噸である。

鮮内のセメント工場は小野田の川内里工場(月産能力一萬一千噸)、平壤工場(同上二萬五千噸)であつたが、小野田セメントでは聯合會各社に對抗上九年十一月、別個に朝鮮小野田セメントを新設、前記二工場を賃貸する形式をとつた。川内里工場増設分(月産能力一萬一千噸)も既に運轉を開始したし、更に北鮮(古茂山)には工場新設計畫が進んでゐる。

(I)紡織工業 朝鮮に於ける綿布の生産高は昭和八年に於いて七千八百八十二萬方碼(一五、二一五千圓)に過ぎず、輸入は二億一千五百三十二萬方碼(四三、八〇二千圓)に達して居る。輸移出二千五百三十八萬方碼(六、二〇四千圓)を差引き消費高二億六千八百七十六萬方碼(五二、八一三千圓)に達して居り、我國主要市場の一である。

とはいへ、朝鮮農村には手紡綿絲を以つて製織される副業及家内工業的性質のものが尙ほ廣汎に残つてをり、昭和八年鮮内綿布總生産額千五百二十一萬圓中、之等副業、家内工業所産のものは五百六十五萬圓の重要地位を占めて居る。

一方、鮮内工場の主たるものは、朝鮮紡織株式會社釜山工場(紡機三三三、二〇〇錘、織機一、一四二臺) 京城紡織株式會社永登浦工場(織機六七二臺)——兩者は最近加工染色に進出した——及び朝鮮綿花株式會社木浦工場(織機一二〇臺)等に過ぎなかつたが、最近東洋紡績、鐘淵紡績の進出を見るに至つた。

東洋紡績仁川工場(紡機三三三、〇〇〇錘、織機一、二八〇臺)は既に紡績織布共操業を行ひつゝあるが、京城には加工工場が新設される。鐘紡の光州工場は總面積五萬五千坪、錘數五萬、従業員二千五百名の大工場となる筈である。

又同じく鐘紡平壤工場についても最近左項の認可を得た。

- 一、五萬錘、織機一千臺、加工設備も加へる。
- 二、自家用發電充當二、五〇〇キロ(將來は五、〇〇〇キロ)の機關設置。
- 三、大同江より認可の日(二月一日)より向ふ三十ヶ年間一晝夜に二十萬石の水先取柵。
- 四、大同江取水地より工場敷地までの送水管理線に必要な道路の無償使用。
- 五、工場用品及製品運搬の江岸及道路の使用、同堤防開鑿。

(J)麻布工業 麻布も朝鮮農民の副業及家内工業(手紡苧布及大麻布)として重要位置を占めるものであつて、昭和八年に於ける生産高一千八百五十九萬方碼(六、二四八千圓)、輸移入四百九十二萬餘方

碼(一、九一六千圓)輸移出十四萬餘方碼、差引消費高は二千三百三十七萬方碼(八、一〇三千圓)である。麻布は鮮人の夏衣及喪服として使用される外、飛行機の翼としても重用されつゝある。

本府は補助金を交附し主要産地に共同作業場を設置せしめ、製品の向上を圖りつゝあり、その數は昭和九年十九作業場に達した。

一方帝國製麻株式會社の紡績麻布工場(釜山工場織機七十五臺)は目下更に織機を倍加しつゝあり、其他内地大會社の計畫もある。

この麻布生産の擴大と共に帝國製麻では總督府援助の下に、昭和八年以降十ヶ年計畫を以つて原料亞麻栽培面積六千町歩、亞麻乾莖收量年二千四百萬封度に達せしむべく既に計畫實施に入つてをり、近く精練工場も竣工の筈である。

昭和	高入移物織人	
	千円	千方碼
六年	5.982	19.587
七年	7.917	28.141
八年	12.229	38.449
九年	15.907	46.306

「朝鮮貿易月表」
絹、交織合計。

(K)人絹織物工業 價格の低廉による人絹織物の需要増加は世界的現象であるが、朝鮮に於いても、内地よりの移入高は双人絹、交織を合して、上表の如く逐年急増しつゝある。

斯る情勢に促されて、昭和七年の秋朝鮮織物株式會社が設立せられたが、同社の安養工場は織機百六十八臺、加工染色設備をも有し、専ら双人絹物を製織してゐる。最近同社は資本金を十六萬五千圓

より百萬圓に増資し織機二百六十臺を増設中である。又京城近郊(清凉里)の大昌織物株式會社工場は織機三百臺、加工染色設備を兼有するもので九年秋竣工を見、朝鮮紡織釜山工場織機三百臺も目下建設中である。又、京城近傍永登浦には人絹布染色仕上を専門とする昌和工業株式會社の設立(九年)がある。

(L)製紙工業 昭和八年に於ける製紙生産高は包裝紙一萬五千八百六十六噸(二、三七〇千圓)、パルプ四千七百三十五噸(四三千圓)、朝鮮紙二、一八〇千圓である。

楮を原料とする朝鮮紙製造は朝鮮に於ける家内工業として至る處にあるが、機械製紙工場としては、現在の處、新義州に於ける王子製紙株式會社工場(鴨綠江材を原料とするサルファイトパルプ及包裝紙抄造)及其他二三の工場(塵紙、滿洲向燒紙等)があるのみであつた。

然るに最近新たに製紙パルプ工業が王子製紙の手に依つて計畫され、資本金二千萬圓を以つて北鮮製紙化學工業株式會社が創立される運びとなつた。工場は咸北に設けらるべく、豫てより調査は城津並びに吉州中心に進められてゐる。

(M)製粉工業 昭和八年に於ける鮮内小麦粉工場生産高は九千六百五十二噸(三、〇〇九千圓)、輸移入二萬五千三百五十九噸(三、九八九千圓)でこの兩者合計から輸移出分五千九百五十二噸(七〇六千圓)

を差引けば二萬九千五百九十九廳(六、二九二千圓)が鮮内で消費されて居り、我國重要市場の一つであることが判る。

日本製粉會社では朝鮮に新工場建設を計畫中であつたが、愈本年三月工事に着手、八月までに竣工せしめ、本年中に製品を市場に出す豫定で、その生産能力は一千バレルである。

新工場敷地は仁川月尾島前埋立地(同社所有にある關係から最も有力)、鎮南浦、沙里院の中から選定される筈である。

滿洲製粉鎮南浦工場、京城の豐國製粉でも工場擴張を行ひ、前者は沙里院に工場新設をも企て近く操業開始の筈である。

(H)麥酒業 朝鮮に於ける麥酒消費高は年約三萬石、十六、七萬函に達し、而も鮮内には全く生産せられなかつた爲、從來殆ど内地品に供給を仰いで居たが、昭和八年末大日本麥酒系の朝鮮麥酒株式會社(資本金六、〇〇〇千圓、四分の一拂込)麒麟麥酒系の昭和キリン麥酒株式會社(資本金三、〇〇〇千圓、百二十萬圓拂込)の二社が相次いで創立され、共に京城近郊永登浦に工場を建設し、九年春から製造を開始してゐる。造石數は何れも一萬七千石程度であるから、今後鮮内需要は殆んど「鮮産品」を以つて充し得ることゝなつた。

現在兩工場共原料大麥及ホップを内地に求めて居るが、將來は鮮産原料が、使用される筈だ。

(O)金精鍊工業 従來朝鮮には鎮南浦に於ける久原鑛業株式會社精鍊所の外には、各地に鑛山所有の小工場があるのみであつたが、産金事業の勃興に依つて朝鮮鑛業開發株式會社(昭和八年六月創立、資本金一〇〇萬圓)興南精鍊所の設立を見、更に朝鮮産金製鍊會社(九年十二月創立、資本金一〇〇萬圓)は南鮮に一大工場を設立せんとしてゐる。

二、工業躍進の諸特質

我々は然し、以上の如き工業躍進振を見て、單に景氣が良いの一言を以て通過することは出来ない。之が分析に於いて認められる諸性質は決して然かく簡單ではない。次にその特質の主たるものを検討するとしよう。

(A) 巨大財閥の進出と強力第一義的特質

先づ第一に考へておかなければならないことは、右の所謂大工業の躍進は巨大財閥そのものの躍進を意味することである。いまその系統の概略を示せば第二表の如くである。

(二) 資本系統並びに部門別にみた事變後の新設擴張會社

紡績工業	鐘紡、朝紡
セメント工業	小野田セメント—朝鮮小野田
大豆油工業	北鮮製油
製紙工業	王子—北鮮製紙
ビール工業	大日本—朝鮮麥酒
製粉工業	日本製粉
電燈電力工業	五大電力共同出資
空中窒素固定工業	日窒—朝窒—長津江水電
硬化油工業	日窒—朝窒
石炭液化工業	同前
輕金屬工業	同前—日本マグネシウム
火藥工業	同前
住友財閥	電燈電力業—五大電力共同出資
安田財閥	麻布工業—帝國製麻

勿論これは完全なものではないし、設備擴張の如きも滿洲事變後顯著なもののみを拾つたのであるが(註一)、それですら新興工業の始ど全部は四大財閥の手中にあることが判る。そして此の事は同時に日本の強力國策と密接に結び付いて居る。國境に於ける架橋、國道の建設、重工業の育成、而してそれ等事業の巨大財閥に依る獨占的經營、これが朝鮮工業の特質である。

(註一) 日鐵の兼二浦に於ける製鐵再操業(九年六月)も十四年ぶりのことであるが、擴張とはいへまいから省いた。外に鑛業の躍進も亦、三井、三菱、日産、住友等諸財閥の躍進を意味して居る。

而して一方に於けるかくの如き大工業は巨大財閥の獨占的躍進に對して、家内工業、農民副業の必然的停滯的傾向が現れてゐる——

「昭和七年に於ける家内工業生産額は一億二千九百一十一萬七千餘圓にして……昭和六年に比し三千二百五十三萬餘圓の増加を示してゐる。然るに昭和六年に於いては自家用生産高を含まず、又昭和五年に於いては本年に比し朝鮮醬油(約九百萬圓)その他調査せざる品目等ありて、これ等の金額を考慮すれば、最近兩三年間に於いては生産額には大差なきものゝ如し。」(「朝鮮工業協會々報」九年一月號)

特に紡織工業に於ける巨大工業の進出、麻布工業に於ける大工場擴張等は、廣汎に行はれてゐる農民副業、家内工業に一撃を加へるには充分であらう。

(B) 内地工業との對立關係

然し對立關係があるのは單に鮮内中小工業との間だけではない。最近に於ける朝鮮への内地工業進出は、また内地工業者間に於ける對立抗爭の一反映でもあるのだ。そしてそれは總て内地工業への一の壓迫ともなり得る。

我々はその一典型を小野田セメントの積極政策に見出す。東洋紡、鐘紡の進出も皆この特徴的一面を有してゐるであらう。

道	京畿	忠清北	忠清南	全北	全南	慶北	慶南	黄南	平南	平北	江原	咸北	咸南	計
昭七年朝鮮家内工業生産額	生産額	一七、五三三	三、一六二	九、一三四	七、一三三	一七、三〇〇	一五、一五四	九、二六九	九、二二二	六、六六七	一〇、六四八	八、四〇〇	三、二六六	一五、二七

かくて統一的見地からする重要産業統制法が適用範圍を内地に限ることは早くもその缺陷を曝露しつつある。これに對し町田商相は最近衆議院に於いて次の如き重大聲明を發した。

「商工省は對滿事務局とも協議の上、日滿經濟全般に互る統制確立を意圖するもので、將來内地滿洲及び朝鮮を包括する産業統制法を制定する事を考慮してゐる。」

斯くて國家的重要産業の統一的制約は何處までも貫徹されんとする。これは工業に就てだけの問題ではない。米に就ては現に同種の問題が尖鋭化して居るが、爾其の他に就ても將來問題の生ずる可能性がある。

(c) 鮮人労働者の劣悪條件

五十人以上の従業者を有する鮮内工場に付き、總督府の調査する處に依れば上表の如くなつて居る。

工場種業	五年		六年		七年		八年	
	工場數	三三	三三	三九	三五	三三	三三	
業種	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	

更に工場労働者の人種別を見るに第三表の如く、その八割以上は朝鮮人労働者であり、内地人は一割前後に過ぎない。

八年の總労働者數六萬餘人を六年に比すれば、九四八九人(一八%四)を増してをるが、その増加數を内地人、朝鮮人別にみると、内地人労働者の増加七六〇人、朝鮮人労働者増加九、〇一八人で、後者

(3) 工場労働者數(人)

		5年	6年	7年	8年
内地人	男	5,399	5,062	5,359	5,498
	幼年工	65	51	103	139
	成年工	344	222	389	401
	女	—	2	—	9
朝鮮人	男	26,272	23,639	27,305	31,151
	幼年工	1,072	904	1,115	2,060
	成年工	16,682	15,766	18,523	17,889
	女	3,939	3,831	2,400	2,058
支那人	男	2,247	1,993	1,937	1,752
	幼年工	24	12	22	14
計	56,054	51,482	57,153	60,971	

(備考) 總督府「調査月報」

が増加總労働者の九五%を占めてゐることが判る。

然るに斯る工場労働者の賃銀を見るに第四表の如く、朝鮮人労働者の賃銀は大約内地人労働者の半である。而して昭和七年以後内地人成年工労働者の賃銀は若干上つたが——勿論こゝは名目賃銀の話である——朝鮮人成年工労働者の賃銀は却つて減少をさへ示したので、兩者の差は一層ひどくなつた。特に女子成年工に於いて然りである。

此の内鮮人賃銀の差は單に量的なものではあり得ない。兩者の差は範疇差別的のものを持つてゐる——即ち多くの植民地労働者に對し、監督者としての任務を與へられてゐる内地労働者の位地、これである。

實質賃銀をみるとき事態は一層芳しくない。即ち生活必需品は此間第五表の如く騰貴してゐるのだ。

労働力の特殊的編成は工場労働者の従業時間にも現れて

(4) 工場労働者賃銀

		5年	6年	7年	8年
		円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
内地人	男	1.96	1.79	1.94	1.94
	女	63	75	82	77
朝鮮人	男	1.02	87	94	96
	女	—	80	—	53
支那人	男	94	93	90	92
	女	47	35	38	46
支那人	男	61	56	55	50
	女	39	30	31	28
支那人	男	85	69	70	76
	女	34	31	50	29

(備考) 「同上」

(5) 京城物價指數 (各十月)

		6年	7年	8年	9年
支小粟和	米	164	180	215	276
	麥	123	175	174	187
金市	和	184	165	169	217
	支	75	111	147	140

(備考) 鮮銀統計月報。指數は明治四三年七月=100

(6) 工場労働者従業時間

		5年	6年	7年	8年
		時間分	時間分	時間分	時間分
内地人	男	8.48	8.48	8.42	8.48
	女	8.42	8.06	8.24	9.54
朝鮮人	男	9.30	10.18	9.48	9.42
	女	—	8.00	—	8.18
支那人	男	9.48	10.12	10.00	10.00
	女	10.18	11.12	10.18	10.18
支那人	男	10.42	10.12	10.42	10.42
	女	10.42	10.36	11.00	10.48
支那人	男	10.06	9.30	10.24	10.06
	女	10.36	11.00	10.12	10.00

(備考) 總督府「調査月報」

居り、第七表はこれを示すものだ。こゝにはまた幼年工は大人並以上長時間に亘つて労働することが窺はれる——賃銀は大人の半分なのだが。労働のインテンシティーについては最早論ずる要もあるまい。鮮人労働者が斯様な劣悪条件に甘んじなければならぬやうな状態にあることこそ、鮮内工業經營をして有利ならしめる一の根本原因であるが、此事はまた内地労働者生活水準への一の重石を意味する。

(D) 朝鮮農業に對する影響

朝鮮に於ては二千七十九萬人(昭和八年末)の總人口中僅か六萬人が工場工業に使用されてゐるに過ぎぬ。しかもこの工場労働者總數の一〇%、工場總數の一八%餘(昭和七年末)は精米業關係——朝鮮では小作料が粗で收得される——であり、又この工場労働者總數の他の一〇%餘(七年末)は採炭業に使用されてゐるものである。勿論最近に於ける數箇の大工業進出に依つて工場労働者數は間もなく十萬を突破するであらう。然し假に工場労働者數が昭和八年末の二倍以上、十五萬人になつた處が、總人口中に占める割合は〇%五程度のものである。

だが工業の躍進は工業原料の新たな充當を要求する。勿論この要求は在鮮大工業の進展のみから起るものでないこと第三節に述べる如くであるが、内地巨大資本一肢體としての在鮮大工業の要求は

(七) 昭和八年末職業別人口比較

職業	人	百分比	朝鮮人	百分比	内地人	百分比
農業・林業・牧畜業	一六、一七、一三三	七・六	一六、〇九、二〇七	九・六	三九、〇三二	七・二
漁業及製鹽業	二七三、三三九	一・三	二六二、〇一三	一・三	一〇、二〇八	一・九
工業	五〇八、三五七	二・四	四三一、四二三	二・一	六八、八八八	一三・七
商業及交通業	一、五九六、八九四	六・七	一、二二六、二二五	六・一	一五、七九七	三・二
公務及自由業	八三三、三三七	四・〇	六〇〇、三六〇	三・〇	二三〇、一三五	四・四
其他の有業者	一、二八二、四七〇	六・二	一、二五六、一一二	六・二	二、七四六	四・〇
無職及職業不申告者	三七一、八六一	一・八	三三〇、二七一	一・七	二、三〇九	三・九
計	二〇、九一、三三三	100.0	二〇、二五、五九一	100.0	五四三、一〇四	100.0

(備考) 總督府調査

もつとも直接的であらう。

最近特に注目すべきは棉花増産計畫に多大の力が注がれてゐることだ。昭和九年に於いて我國の輸入せる實棉及繰棉は英印より五億八千萬斤、合衆國より六億六千萬斤に及ぶのだから、この依存から可及的に自らを解放せんとする要求も決して偶然ではない。かくて總督府では九年度から増殖計畫を改訂し、従來の十ヶ年計畫二十五萬町歩三億斤計畫を三十五萬町歩四億二千萬斤に擴大するに至つた。これに伴つて東拓農業課でも九年は、大邱、木浦兩支店管内で二百町歩の試作を行ひ、十年は元山支店を除き、前記兩支店の外、釜山、大田、裡里、京城、平壤、沙里院の各支店管内全部に涉り、大々

的に作付を實施することになり、東拓所有地のみでなく、林野で棉作に適するところは買収するため、廣汎な調査を行ひ、従前の計畫であつた十年度作附面積一千町歩の二、三倍にはなる筈である。尤も棉生産の實際高はといへば、昭和八年に於いて陸地棉一億一千餘萬斤、在來棉四千五百餘萬斤、合計一億五千九百餘萬斤に過ぎず、昭和元年以降殆ど増して居ない。だが此の際大工業の躍進に關聯して特に考ふべきは、工業原料の生産に拍車加へられるであらうことだ。そこには——例へば亞麻、養蠶に於いてもみられる如く——直接特約組合的關係の追加、擴充が進行する。

結論

かくて以上分析の結果は、強力第一義的特質であり、對立過程の決定的推進であり、統一的編成への内包であり、内地勞働者階級への反作用であり、特約組合的關係の追加、擴充であるといふことにならう。

第三節 對鮮經濟政策の歸趨

一、朝鮮工業化政策の意味と見透

前節所述の如く幾多の矛盾と對立とを含んで居るにもせよ、兎に角朝鮮工業が加速度的躍進を遂げるに至つた勢に乗じて、朝鮮の工業化と云ふことが一箇の政策として提起せしめられるに至つた。

「∴電力を適當に利用するならば、由來純粹の農業のみを國として認められ來つた朝鮮自體を或る程度に工業國化することも至難ならずと考へまして、就任後早々斯界の權威者を集めて研究を積ましめ∴電力統制の方針計畫を基準として施設せしめつゝある所でありますから、兩三年後に至りましたなら漸次低廉なる電力が各方面に配給せらるゝ機運に到達するのである∴(1)「斯く朝鮮の將來を達觀するときは、八年、十年の後は或る種の産業は必ずや内地の壘を摩し、夫れに脅威を與へ、時に夫れの死活を制するものも生ずることなしとしませぬ(2)」

(一)(二)宇垣總督「朝鮮の將來」

特に「産米増殖計畫」といふ對鮮政策の樞軸が外地米統制問題といふ重大結果を招來して以來、この

矛盾を救ふ處方箋としても、工業化が要望されつゝある。だが果して對鮮經濟政策は根本的轉換を遂げ得るか否か。我々は朝鮮工業化政策の特殊性を究める前に、先づ英國の對印經濟政策が如何に推移して居るかを顧みることにしやう。

(A) 英國對印經濟政策の歴史

凡そ世界大戰前迄の、英國の對印經濟政策は、反工業化を以て特徴づけられるものであつた。このためにはあらゆる手段が用ひられたが、機械に對する高率輸入税、纖維品に對する國內課税等はその著例であつた。然しこの反工業化政策にも拘らず、紡績工業の如きは一九一三年既に六百三十二萬錘——同年日本は二百三十萬錘——を算してゐた。纖維工業は印度に於いて著しい發展を遂げた唯一の工業であつたけれども、印度に於ては其の發展が尠ならず土着資本に依存してゐることに注目すべきである。例へば大戰前に於て會社企業に依る紡績業資本の割合は次の如くであつた。

社數	工場數	紡錘數	織機數	資本
英人支配の會社	九	二七	一、二二	九、八八五
印度人支配の會社	三三	五	三、三六	五、五八〇
				九七、七〇五

ところが大戰開始後、英國は一時對印工業助長策に轉じた。無論其の動機は英國の大戰参加にあつ

た。第一に印度からの軍隊召集を必要とし、また戦時用品の需要を或る程度まで印度で調達する必要があつたので、土着資本の御機嫌をとらねばならなかつた。加ふるに日本に空虚な市場を氾濫せしめることは英國にとつて禁物であつたのだ。かくて一九一六年には印度工業委員會の任命があり、次いで印度資源の統制及開發を目的とする印度軍需局の組織があり、工業省が組織された。

然しかうした工業化支持政策の結果は固より大したものではなかつた。現在のところ印度で労働者二十万人以上を有する工業部門は木綿、黄麻の二部門、それに鑛業を加へても石炭採掘の三部門に過ぎない。一九三一年に於ける登録工場總數九千二百六、此の内、實際に運轉されてゐる工場八千四百十三、而してその平均従業員數は百四十三萬一千四百八十七人であつた。三億五千萬の總人口中僅かに百四十餘萬(〇%四)が工場工業(労働者二十人以上を雇傭する工場)方面に使用されてゐるに過ぎない。といふのは英國の工業助長政策は、大戦後の慢性不況に會ふや忽ち動搖を始めざるを得なかつたからで、遂にオッタワ會議を結末として今日に至つて居る有様なのだ。要するに英國對印政策の基本的方向は決して印度工業化の線に沿ひ切つて居るは出來ず、反對にその隸屬化、本國への工業原料供給者として附屬物たらしめようとする努力の線に沿うて進んでゐる。

(B) 朝鮮工業化政策の特性

そこで朝鮮の場合に眼を轉じて見ると、先づ印度の場合と著しく異なる第一の點は、土着資本が甚だ貧弱であつて、其の工業化的現れは即ち内地巨大財閥の新たな進出に外ならないことだ。而かもかうした財閥の獨占的企業が如何に朝鮮工業の一般的發達を沮害してゐるかは、全鮮工業者大會の決議に依る、次の如き中小工業者の總督府へ向けた陳情書に依つても窺はれる。

陳情書

(イ) 工業用電氣動力料金の低減を要望す

理由

朝鮮に於ける工業の發達未だ十分なるを得ざるは蓋し其の因を動力關係に發するもの多きに認む。電氣事業の統制既に成り、電力料金亦漸次低減せられたりと雖も、尙引下の餘地あるが如し。宜しく之が改訂を行はしめ、朝鮮工業の振興に資せられんことを翹望して已まず。(九年十二月一日)

(ロ) 朝鮮工業生産の輸出先滿洲國に對する運賃は

理由

我が朝鮮は滿洲國に接壤し、其の距離最も近きに拘らず、滿洲仕向の運賃は海陸孰れに據るも東京、名古屋並阪神地方よりするものより遙かに高率にして不合理も亦甚しと謂ふべく、斯くて對滿輸出の殷盛を望むは百年河清を俟つに等しく到底期し得ざるところなるを以つて鐵道當局並海運業者に對し運賃の改訂を行はしめ、以つて鮮滿貿易の助長と朝鮮工業の發達に資せられんことを要望す(九年十二月一日)

第三節 對鮮經濟政策の歸趨

土着資本の相當強固な印度の場合に於いてすら英國對印政策の基本的方向が以上の如きものであるとするならば、朝鮮に於て多少とも自立的性質を有する工業化の見透は先づ甚だ貧弱と言はなければならぬ。無論電力にしたところが、將來とても獨占利潤を要求するであらうから、到底工業國化を夢み得るが如きものではない。

然らば次に内地巨大工業の將來は如何。この場合第二節の二に見て來た特質が一の回答をなすであらう。こゝでは「朝鮮工業化」政策とは内地巨大工業の延長にその一部に對する國家的保護助長の意味に過ぎない。朝鮮に於ける巨大工業保護の端緒的な形態は何等目新しいものではない。こゝに兼二浦製鐵所の過去、現在を洗つてみれば充分である。

三菱兼二浦製鐵所は大正七年、好景氣の眞只中に製鉄爐を完成して操業を開始し、大正八年四月に平爐の作業を始めたものである。これが保護のためには、一年三萬五千噸以上の製鐵能力及製鋼能力を有する設備ある製鐵事業に必要な器具、機械、その他材料の輸入税免除」といふ關稅特例さへ設けられたのだ。それが大正十年以來製鋼作業を休止するといふ憂き目に會つてゐたが、事務局の急迫は我國に於ける製鐵國策確立の急務を告げた。そして昭和九年政府は八幡製鐵所の財産を出資すると共に、輪西製鐵、釜石鑛山、富士製鋼、九州製鋼、東洋製鐵、三菱製鐵(兼二浦)の大製鐵會社にも現物

出資せしめ、茲に日本製鐵株式會社が出現するに至つた。(政府は常に同社株式總數の半以上を所有することになつてゐる。詳細は本年報第十八輯一五七頁以下参照)かくて「兼二浦製鐵の更生」が齎された——九年五月八日には製鋼工場平爐二基の併用操業、次いで十六日には原鋸工場の復活操業が開始され、今や全機能を發揮するに至つてゐる。

この製鐵業に於ける歴史を貫くものは爾餘の巨大工業に對しても略々同様である。所詮、「朝鮮工業化」政策とは經濟外的要請から來たる整備と密接な關聯を有してゐる。而してその限りに於いて、又その意味に於いて「朝鮮工業化」政策は飽くまで遂行されるであらう。

だが然し、斯る内地資本の進出に依る朝鮮工業も、既に前節に見た如く個々の立場から内地工業との間に峻烈な對立を持つ。其結果は必然重要産業統制法の朝鮮への適用、或は内鮮滿を合せて種々なる産業統制法の制定となつて現れるであらう。そしてこの個々の立場と統一的な立場とを如何に調整して行くか、今後の問題とならう。

二、「産米増殖計畫」は放棄され得るか

朝鮮工業化の特質が右の如きものである反面、對鮮經濟政策の樞軸たる「産米増殖計畫」は放棄され

得るであらうか。其答は問題の性質をみることに依つて與へられる——明治四十三年の併合以來朝鮮には産米増殖に努力が拂はれて來たが、それが一個の「計畫」として固定化されたのは大正九年のことである。大正七年の米騒動と、大戦中食料攻めにされた獨逸の苦き經驗とは食料の自給自足を痛感せしめたのであつた。(註一)

(註一) 「産米増殖計畫」は大正九年度から實施されたが、豫定の進行涉らず、大正十五年より向ふ十四ヶ年間に實現を計畫されたものが最近まで繼續されたのである。計畫に依れば、三十五萬町歩の土地改良事業を完成し、約八百二十萬石を増産し、その増殖分中五百萬石と當時の五百萬石移出量とを合せ、計一千萬石を我國に送らんとするもので、此の事業遂行の爲には、土地改良費として二億八千五百餘萬圓、農事改良費として四千萬圓、合計三億二千五百餘萬圓の巨額な費用を要するのである。併し總督府の手厚い保護に依り、「企業者自身」は右のうち二千二百萬圓(〇%七)を調達すればよい計畫になつてゐる。

かゝる要求から起された計畫に對し、昭和九年六月十三日遂に總督府は新規事業の中止を聲明するに至つたのである。主因は説明するまでもなく内地地主の經濟的立場との矛盾が激化して來たからであるが、米穀統制法の行詰りは益々この問題を深刻化して來た様に見える。即ち、米穀特別會計の借金たる米穀證券發行高は現に五億圓に上り、その損失高も三億圓に達するに至つた。この財政的困難を救はんとするのが米穀自治管理案であつて、毎年出來秋にその年の米穀需給狀況を推計し、過剰米

は内外地を通じ生産者の負擔に於いて米穀統制組合なるもので貯藏管理せしめようといふのである。これが實施に至るか否かは別問題として、かゝる事態は「産米増殖計畫」を動搖せしめずにはおかないであらう。こゝに二つの魂が往來する。一應新規事業の中止は聲明されたとはいへ、同計畫が全く放棄され得ないことは明かである。

「産米増殖計畫の趣旨に基づく水利施設の完備充實に伴ひ全北では更に昭和八年七月以來他に先じて耕地整理係を特設し八年度中に六百町歩の耕地整理計畫に對して六百六十七町歩を完成し九年度には當初の八百五十町歩計畫を千二百町歩に増大して既に殆ど大部分の整理を告げ、且整理地の成績極めて良好で生産數量も愈よ増大しつゝあり、本府でも全北道の實績に鑑み農林局で各水利組合蒙利区域内の耕地整理を全鮮的に指導督勵すべく研究されてゐるが道ではこの特色ある土地改良を愈よ増大すべく十年度には更に計畫面積千五百町歩の豫定で目下準備を進めてゐる」。(1)

(一) 京城日報十年二月六日號

三、今後決定的に努力の拂はれるもの

だが對鮮經濟政策として今後決定的に努力が拂はれるのは工業原料としての農業生産及鑛業生産の方向であらう。この推斷は本國たる内地工業生産の飛躍的進展から割出される。最近三ヶ年間の工作

機械輸入斤量及價格を指標にとつてみると第一表の如くであつた。

(一) 本邦工作機械輸入高

▲輸入斤量 (單位斤)		▲輸入總額 (單位圓)		
昭七年	昭八年	昭七年	昭八年	昭九年
一月	一四、八六七	一	一	一
二月計	六六、六三九	一	一	一
三月	二四、四四〇	一	一	一
四月	一、〇七一、三六四	一	一	一
五月	四三、五五七	一	一	一
六月	一、八四九、一七六	一	一	一
七月	二、三九四、五三〇	一	一	一
八月	二、九二七、八九五	一	一	一
九月	三、四七八、二六七	一	一	一
十月	四、一五三、五九〇	一	一	一
十一月	四、八〇四、一七一	一	一	一
十二月	五、五五五、七三七	一	一	一
合計	二、〇四五、四九〇	一	一	一
昭七年	一、四一五、六二六	昭七年	一、五七〇、二三〇	昭九年
昭八年	三、二六、七五四	昭八年	二、二八一、七三三	昭九年
昭九年	四、五五五、七三七	昭九年	四、三三六、七九五	昭九年
昭七年	三、〇四五、四九〇	昭七年	五、八三三、二〇四	昭九年
昭八年	七、二三八、二八一	昭八年	七、一七一、一〇三	昭九年
昭九年	八、八〇四、一七一	昭九年	九、六九六、三三七	昭九年
昭七年	一〇、三三二、〇一五	昭七年	一一、〇六一、一三三	昭九年
昭八年	一一、三四二、〇一五	昭八年	一二、九八八、四八四	昭九年
昭九年	一二、三四二、〇一五	昭九年	一三、二〇三、一六八	昭九年
昭七年	一三、二四九、三六九	昭七年	一四、六二八、九六二	昭九年
昭八年	一四、二四九、三六九	昭八年	一五、九四四、二九三	昭九年
昭九年	一五、四三三、三〇七	昭九年	一六、二四七、〇七九	昭九年
昭七年	一六、三三二、五四二	昭七年	一七、五四〇、三三四	昭九年
昭八年	一七、五四〇、三三四	昭八年	一八、八〇八、九四〇	昭九年
昭九年	一八、八〇八、九四〇	昭九年	二〇、一五七、七九七	昭九年
昭七年	一九、九四四、二九三	昭七年	二一、四三三、五九九	昭九年
昭八年	二〇、一五七、七九七	昭八年	二二、四三三、五九九	昭九年
昭九年	二二、四三三、五九九	昭九年	二二、四三三、五九九	昭九年

(日本工作機械製造業組合調査)

かくの如き本國の工業化、その對極としての植民地朝鮮の工業原料供給者化こそ合目的な方向として採られつゝある經濟政策であつて、その具體的表現は所謂「南棉北羊政策」なるものであり、既に昭和八年度より全鮮に互つて棉作の奨勵を、同九年度より北鮮及西鮮地方を手始めに緬羊飼育の奨勵

に着手してゐる。棉花政策の大様については前節(一一六頁)に觸れておいたが、その計畫が豫定通りに運ばば、二十年後には「作付反別を五、六十萬町歩に、收量を實棉七、八億萬斤に達せしむる(1)」筈であり、「此の目標に到達したる曉には、南滿洲に期待する棉作の發達と相俟つて、有事の際に於ける帝國の最少限度の自給自足は確に出來得る(2)」計畫である。

又緬羊政策については「朝鮮内には裕に數百萬頭の收容能力はあるから、在來種の繁殖も勉めるが、本年(九年)三千餘頭の優良種を濠洲より輸入し、今後も暫くは年々略同數を取り入れて改良増殖を圖るべき計畫(3)」で、「先づ概算十年後には十數萬頭、二十年乃至三十年後には三、四百萬頭には達せしむることを得べき見込にして、茲に至りて始めて若干程度に帝國の自給自足の本體に觸れ得る(4)」といつたものである。(註一)

(一)(二)(三)(四)宇垣總督講演「朝鮮の將來」
 (註一) 九年五月種羊たる濠洲産コリデル種二千六百七十九頭(内東拓二千二百五十頭、本府種羊場三百四十八頭、咸南道八十一頭)が雄基に到着し、十萬頭計畫のトップを切つた。又本府種羊場官制は八月六日公布されると共に、朝鮮緬羊協會(日滿緬羊協會所屬)は爾後本府の増殖計畫に呼應することになつた。

而してこれが政策遂行の特殊的方法は昭和八年四月から實施期に入つた「農山漁村振興運動」農

「家更生計畫」として現れた。その如何に大掛りのものであるかは次の準備工作から察するに難くはあ
るまい——

「朝鮮に於ける農山漁村振興運動は、昭和七年九月農村振興委員會設置以來、急速度を以つて展開した。その第一次工作としては、農村經濟の實情調査、それが對策立案、更生計畫の樹立、指導員の養成、運動組織の完成等、基本操作に全力を傾注した。

その経過を要約すれば、昭和七年秋知事會議に於いて農村振興施設の大綱を示し、引續き内務・産業の兩部長會議を開き、必要なる指示を與へて趣旨の徹底を圖つた。次いで總督府及び道・郡・邑・面に互り、系統的に農村振興委員會を設け、先づ各種機關の聯絡協議と、公私施設の統制を行ひ、同年十一月十日を期し、全鮮一齊に精神作興に關する 詔書の奉讀式を舉行し、總督府亦非常時打開に善處すべき聲明を發し、各道知事之に順應して諭告を發する等、各方面より極力民心の作興に努むると共に、全鮮に互り指導網を擴大し、先づ第一着手として、道・郡島・邑面・學校・金融組合・警察官署等、指導關係職員に對し、農村振興に關する指導精神、並に其の實際的指導方法につき、各道・各郡に互り、一齊に講習會、講演會を開催して、振興運動の趣旨の徹底に努力し、あらゆる階級・公私の機關・全部の民衆を打つて一丸となし、着々運動の遂行を期せしめた……(1)」

正に政策遂行のために總動員がなされたのだ。「第一次農家更生計畫」實施(自昭和八年四月至九年三月)後、即ち一年後の狀況はどうか——

「何事でもかけ聲が勇ましく活氣を呈してゐる間は、如何にも運動らしく見えるものであるが、その運動なる

ものが、理解され、徹底され、實行され、實現されるに及んでは、運動の姿が消滅するものである。味噌の臭きは味噌に非ずといふが、振興運動も亦同様で、振興運動の振興運動らしき間は、振興運動に非ずといへるのである。この意味からすれば、この運動が一日も早く飽和状態となり、かゝる運動が進められてゐるといふ言葉すら、無くなることが望ましいのである。

併し、今日口にせらるゝ飽和状態なるものは、たゞ所謂農村振興運動提唱當時の華々しさがなく、活氣がないといふ程度のものであつて、實際問題としては、未だ未だ本運動の遂行を勵まして行かねばならぬのである。併し、農民の實際を見れば、更生計畫の實行に熱心で、一部人士の憂ふるが如き飽和状態ではなく、寧ろ喜ばしき飽和状態に向つて進みつゝあることを思ふものである(2)」

(一)(二)總督府「朝鮮」九年十二月號

更に本國工業(朝鮮に於ける巨大財閥の大工業をも含めて)の進展にとつては既に發見されてゐる原料源泉のみならず、また可能的な源泉も意義を持つてゐる。今日役に立たぬ土地も明日は賣の山である——

「此の輕金屬の原料を朝鮮内に豊富に保有して居ることは今後に於ける帝國の非常なる強味である。即ち全羅南道沿地方に在る明礬石はアルミニウムの原料としての技術的研究は終つて、現に横濱、愛媛縣新居濱、長野縣大町等の諸工場に於いて朝鮮の原料を用ひて工業としての試験研究を進めて居る。又咸鏡北道の道界附近一帯に在るマグネサイト鑛はマグネシウムの原料として優秀のものである。數年前迄は滿洲大石橋附近の同鑛が東洋第一のものと認められて居たが、最近の探鑛並に試験分析の結果に依れば咸鏡道のそれは滿洲のもの

よりも、鑛脈も大であり、品質も優良であるとの事で、今や某會社の手によつて工業化すべく其の計畫は著しく進捗して居る……(1)」

(一)宇垣總督講演「前掲」本論第二節一〇二頁輕金屬工業の項參照。

結 論

以上を總括すると——朝鮮工業化政策の歸趨は巨大財閥保護にあり、朝鮮工業の自立的發展は望めない。對鮮經濟政策の樞軸たる「産米増殖計畫」は依然放棄し得ないが、今後決定的に努力が拂はれるものは工業原料としての農業並に鑛業方面である。萬一南綿北羊政策が挫折せんか、努力の中心が米へ逆轉することは不可避であらう。かくて嚴密なる意味に於いては全體的にみて今後も寧ろ反工業化政策の繼續されることに變りはないであらう。

第三部 各經濟部面の分析と見透し

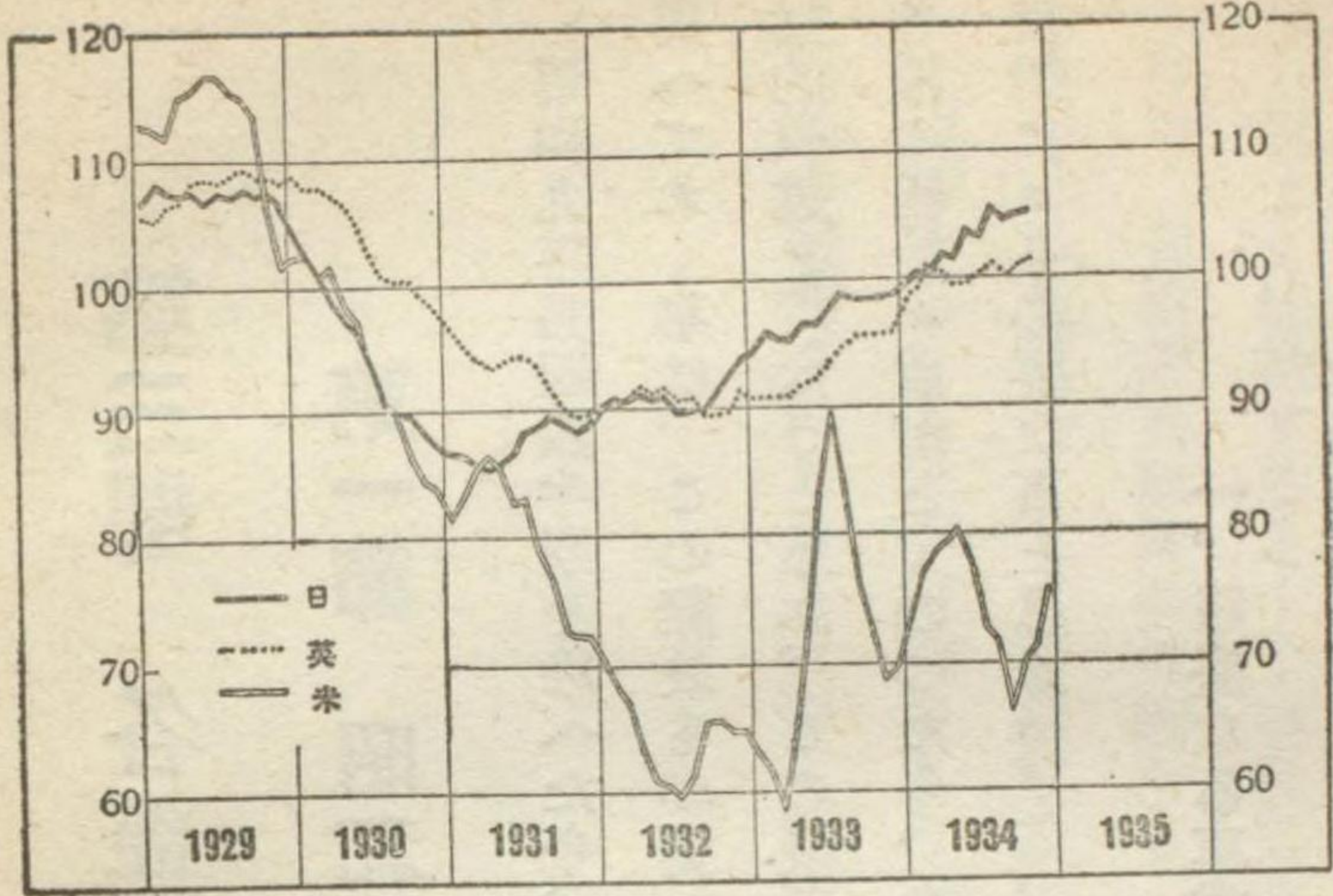
第一節 昭和九年の日本經濟一般

昭和九年第四四半期を終へた今、同年に於ける政治及び經濟の一般的推移に關して一應の締括りを與へておく事は、この際最も必要な事であらう。従つて吾々は先づこれを試み、その後に各部面の總括的敘述を行はうと思ふ。この後者は今日迄に種々のジャーナリズムによつて行はれてゐるが、然し各種の統計々數がとつた今、改めてそれを爲すことは決して無意義ではあり得ない許りか、寧ろ反對にヨリ必要な事と思ふ。

一、旺盛なる事業活動と生産

改めて申す迄もなく、日本の景氣状態は依然として良い。而して景氣逆轉の前兆は未だ少しも見られない。東洋經濟調、事業活動指數によると、ノーマル(常態)を一〇〇とせる同指數は、九年十月に於て一〇四・九、十一月に一〇五・七、十二月に一〇七・七である。この指數は統計學上の一方法によつ

て永年に亘るある平均的增加率を算出し、事業活動の増加がこの率に一致する増加の場合は、數値が一〇〇となる如く設計せられてあるものだから、従つて指數が一〇〇を超える時は平均以上の景氣度、一〇〇に満たざる時は平均以下の景氣度なる事を示すものである。さて前記の如く(尙附録統計表参照)



米國はアナリスト誌調・英國はエコノミスト誌調(東洋經濟にてノーマル=100に換算)

第四四半期に於ける同指數は何れも一〇〇を超えてゐるのであるから、景氣の良好なる事を示してゐるのである。而もその良好の程度の並々ならぬ事は次の二つの事で知られる。第一は、この指數の高さが大正八年以來の最高であると云ふ事で、九年十二月の數値一〇七・七の高さは大正八年十二月の一〇九・二あつて以後絶えて無かつた處のものだ。周知の如く大正八年は我國が歐洲大戰に漁夫の利を得て、その各種工鑛運輸業に於て眞に未曾有の絶大な伸長を獲ち得た年であり、それによつて日本資本主義が本格的獨占資本主義への完全な熟成を経験した年である。之に匹敵する處の高度を示してゐると云ふ一事は如何に景氣度の高いかを示す。第二に注目す

(1) 類別生産指數(東洋經濟調)

業類	昭和										
	3年平均	4年平均	5年平均	6年平均	7年平均	8年平均	9年I四半期	9年II四半期	9年III四半期	10月	11月
鑛産品	100	103	99	90	88	98	106	105	104	108	104
鐵及鋼	100	119	119	99	121	161	186	186	197	183	207
織物原料	100	109	106	114	126	141	159	157	162	164	163
工業藥品	100	124	141	147	206	267	272	302	300	350	350
及肥料	100	109	105	102	101	110	116	118	126	128	129
紙	100	106	96	94	96	123	127	131	119	136	134
セメント	100	97	88	85	86	92	93	90	90	89	91
及硝子											
及食料品											
總平均	100	110	109	108	124	148	160	164	166	176	177

べきはこの景氣の高さが世界に稀に見る高さであると云ふ事だ。前頁圖表は日英米事業活動指數を示せるもので、周知の如く(蘇聯邦だけはいつでも例外であるが)英國は世界諸列強國中、唯一の黒字財政國で(世界八十數ヶ國中その外には弱少國三國あるのみ)あるが、日本の活動指數の位地はそれをすら凌いでゐる。又北米合衆國も大統領の老成なる新政策に基いて赤字公債により事業を盛んに起してゐるのであるが、それすらも日本に及ばざる事甚だしい。かくの如く日本は世界稀に見る『繁榮の島』であるのだ。以上の事は同様に生産指數からも云はれる。東洋經濟調生産指數は上表の如く、九年十月に一七六、十一月一七七、(十二月は未發表)である。同指數は事業活動指數と異り、年々の増加率を考慮に入れて控除すると云ふ手續きはとつてゐない、單純に昭和三年一〇〇として、生産數量を指數化せるものであるから、従つて一七七の數値は昭和三年當時に比し生産數量が、實に一倍七七に

(2) 各國生産指教(國際聯盟月報)*印季節變動除去1928=100

年	月	*米國	*英國	*加奈陀	佛國	獨逸	和蘭	白耳義	伊太利	*波蘭	瑞典	チエツコ	丁抹
1934	3	75.7	103.8	78.1	81.9	84.2	79.7	68.8	84.5	61.5	102.9	69.3	115.9
	4	76.6	—	77.6	81.1	86.1	77.2	68.1	86.9	64.5	105.8	73.1	119.1
	5	77.5	—	84.8	79.5	88.1	79.1	67.1	89.5	64.4	106.7	74.0	123.5
	6	74.8	104.6	80.8	78.0	89.4	70.3	65.9	85.7	62.0	107.7	71.6	122.4
	7	68.5	—	81.2	77.2	89.5	68.4	66.3	91.7	60.8	102.9	70.1	123.5
	8	65.8	—	84.7	76.4	86.7	67.1	65.5	87.0	61.9	107.7	65.0	124.5
	9	64.0	99.8	82.8	74.8	86.0	62.0	65.1	93.6	62.6	107.7	70.8	124.5
	10	65.8	—	80.9	74.0	86.3	63.3	—	95.2	63.6	106.7	71.7	124.5
1933	10	68.5	—	74.2	85.0	91.9	66.5	66.9	83.1	59.0	89.4	67.4	—

増加せる事を示すものだ。こゝでも事業活動に注意せると同様二つの事が指示される。その第一は生産増加速度が極度に大きい事だ。この速度の大きいのは實を云ふと、昭和七年から始まつて居て、七年の十二月の生産指數は六年同月に比し一割九分の増加、八年十二月は七年同月に比し一割六分、九年十一月は八年十二月に比し一割三分の増加であるのだ。本來、日本の工業生産數量が列強諸國のそれに著るしく劣る事、換言せば資本主義諸工業國中日本資本主義は資源に乏しい事から、工業生産の遅れてゐる事は既定の事實であり、從來の生産數量が貧弱であるから、従つてそれが一舉に激増した處で量的にはさほど驚くべき事はないが、然し兎に角この増加率が稀に見る高率である事は注目すべきである。第二に注意すべきはこの生産指數が諸外國のそれに比較して頗る高い事だ。上表は國際聯盟月報より取れる各國生産指數であり、基數を我國のそれと同じく一九二八年(昭和三年)一〇〇と改算されたものだが、これによると一〇〇を超えてゐるものは瑞典(一〇七)、丁抹(一二五)の二國にすぎず、いはんや一七七の

高きに達してゐるものは一つもなく、甚だしきは米國(六六)、和蘭(六三)、波蘭(六四)、佛國(七四)、チエツコスロヴァキア(七二)の如き驚くべき低位地を示してゐる。この事を以て我國が全世界稀に見る好景氣にある事が察知される。

二、この景氣の意味

以上の如く日本の景氣は稀に見る好景氣であるが、然し景氣の進行は全く部分的である。この事は既に幾度も景氣は跛行性なりと云ふ言葉で云ひ古されてゐる事だ。だが、この景氣の跛行は何故に生じたのであらうか。跛行性は近き將來に訂正されるであらうか。又、何故今度の景氣に限つて跛行性がかく烈しいのであらうか。

「跛行」の事實から述べよう。先づ工場工業的大工業の殷賑に對する農村の悲境がある。我國には戦後漫性的な農業恐慌のある處へ、昨昭和九年には九州の旱害、近畿の風害、奥羽の冷害、北陸の水害等、殆ど全國に互つて天災を被つた。これは何れも第四四半期以前の出來事であるが、第四四半期中迄にこの悲境農村に對して適當な救濟策は何等採られなかつた。而して、不幸地方農村の現況が中央に傳へられる事極めて少きため正確な處は判らぬが、唯間接的に例へば、東北の身賣りの問題とか、

米穀自治管理案問題の各種聲明書などに、農村貧困化の依然たる事實が明かにされてゐるのである。大正九年に終つたこの前の好景氣時代は、今次の景氣のこの状態と全く異り農村も亦好況に與り得た。その事は、多くの文獻——尤もそれは、反對に大戰後の農村貧困化の原因として大戰當時の農家の「贅澤」を責める意味に於いて擧げてゐるのであるが——に明かだ。勿論、歐洲大戰の際日本が經驗した處の好況は、千歳一遇の好機會に恵まれたものには違ひないが、それは兎に角として、この前の景氣に於ては、農村をも好景氣の恩恵にあづからせたのに、今次の好景氣は全くその事がなく反對に農村を困らせてゐる。この對照は何らかの機構的な變異から生じたものに違ひない。

次にこの好景氣は労働者に恵むところ少い。その具體的諸數字は後に示す如くだが、大正八年の好景氣の際は、後に燎原の火の如きストライキ運動の原因となつた賃銀増加以上の物價騰貴と云ふ事實はあつたにせよ、今日の如く、賃銀低下、いつ馘になるかと云ふ絶えざる前途不安と云ふ事實は見られなかつた。この點について見ても、今次の景氣はこの前のそれよりか労働者に悪い。

次に今次の景氣は中間的な技術家、サラリーマン階級を充分に吸収し得ない事に於て、この前の好景氣と本質的に異なる。成程工科出の新卒業生の就職状態はよいにしても、一般には依然たる就職難が支配的である。況んや、大戰當時に屢々見出されたサラリーマン貴族とも云ふべき高額の退職手当制

度、異常なる昇給は殆ど聞く事が無い。

然らば何故にかくの如き跛行が現出したか。思ふにこれは一般に普及してゐる如く、軍需景氣インフレ景氣によるものである事は當然とするも、更に一步さかのばれば、軍需景氣インフレ景氣なるが故に跛行的なのではなくて、全く反對に農村及び労働者階級、中間層が貧困にして大なる國內市場となり得ないために自然國外に發展を餘儀なくされ、その國外發展の必要上、一つには軍備を擴張し、二つには滿洲國統治のための多額の軍事費を要し、この事が即ち工場的工業に繁榮を與へてゐるのであるまいか。

三、軍需景氣と惡性インフレ

然らばこの軍需景氣の見透し如何、又所謂惡性インフレが起るかどうか。これが當然の問題となつて來るであらう。

吾々は先づ第二の方から論じて、次に第一に歸らう。惡性インフレに就ては、やゝ假説的ではあるが、一つの意見を訴へたい。それは惡性インフレは經濟政策の一つではあるまいかと云ふ事で、詳言すれば惡性インフレは巨額の赤字インフレの後に不可避に不可抗的に來る處の現象でなく、政局擔當

者が必要の場合に採用する處の一經濟政策ではないのだらうか、と云ふ事だ。かく云ふ根據は過去のインフレの歴史的類推に基くものであるが、一例として我國に於ては、明治初年維新政府が資本の最初の蓄積を強行した時、其他の政策と並び採つた處のものは、交附せる巨額の秩録公債を準備とする國立銀行の設立許可、同銀行券の發行許可であり、又西南役軍費の公債による支辨であつて、以上が悪性インフレ(物價は二倍に迄上つた)を導いたのであつた。又戦後のフランスのインフレを見るにその途中の経過は別として、インフレ前とインフレ後を簡單に比較すると、そこに現はれるものはインフレ後にはインフレ前にあつた中間層の貯蓄(預金の形式及び公債所有の形式による)が滅失し、インフレ前になかつた政府の復興計畫が兎も角も成功してゐたと云ふ現象で、こゝでも資本主義の最初の蓄積に相似せるものが見られる。

以上の例證は少しく不足するが、又別の方面からは次の如く言ひ得る。一九二六年に於いてポアンカレ内閣が出現した時、簡單に物價騰貴を止め得たのは何故か。意識的悪性インフレ策を止めたゝめではないか。

又、明治十四年以降松方藏相が幣制改革に従事してインフレをデフレに轉じた事も、インフレが決して抑制し得べからざるものでない事、反對にインフレは起すもので、起きるものでないことを示す

のではあるまいか。

第二の問題に移つて、然らば軍需インフレ景氣の永續性如何と云ふに、軍事費は前述の如く軍備擴充滿洲國防備のために減ずる事を得ない。この意味に於て軍需景氣の消滅する豫想はつかない。但しその財源を永く公債に依存するか否かは別問題であつて、將來世界的に景氣が恢復し、(反對に世界的に兵亂になる場合は今はおいて問はない)金本位乃至それに近き制度に復歸する如き見透しが見られるに至れば、日本はインフレ策からデフレ策に轉ぜざるを得ないのであるまいか。蓋し世界が金本位乃至それに近き制度に復した時日本のみこれから離れてゐる事は不可能であり、さればとて現在のインフレーション下に集積されてゐる尨大なる銀行預金は、この儘に金本位に復する時は、(イ)多分その時は好景氣であらうからその金本位に復する前にこの尨大な銀行預金が虚偽資本から現實資本に轉ぜんとして烈しき物價騰貴を招來し、不自然な投機と物價騰貴によつて機構全體を打撃するか、乃至は(ロ)國內に右の如き状態を惹起することなき場合には世界中の景氣よき國に向つて海外投資に向ひ、巨額の金流出か或は國際貸借尻の烈しき悪化を導くからである。かくして若し將來世界の景氣が恢復し再び金本位に復歸する見透しあるに至れば、日本は(イ)デフレに轉じて現存の遊資を滅失せしめるか、或は(ロ)それまでに工業的發展の遅れた取返をして大いに利益をあげ眞の景氣を起し、

赤字政策によらずして軍需品供給をなし得る如くならねばならぬ。

勿論右の事が遠き見透しに屬する事は、別稿の如く世界經濟が未だ世界的に金本位を回復する迄には至つては居らぬ事によつて明かである。唯右の事から、日本の經濟政策がデフレを避けるためには（それは明治十四—十七年の幣政改革の折のデフレ、昭和四年の濱口内閣當時のデフレに見ても判る如く、農民勞働者を困窮におとし入れ、反抗的氣分を醸成するものである）必然に赤字景氣を眞の景氣に代置すべき處の、重大な時代に當面してゐる事を知るものである。最近の經濟政策はすべてこの觀點に立脚する。

四、最近の經濟諸指標

次に視野を目先の經濟推移に向けるならば、多くの指標が前四半期に引續いて好調を呈してゐる事が判る。

生産の増加については既述の通りであるが、荷動きも依然旺盛である。鐵道貨物發送噸數は第四四半期二千六十五萬噸で、前期に比し、三百十二萬噸一八%の増加、前年同期に比し一百六十萬噸八%の増加であり、十年一月も六百十三萬噸で前年同月に比し四十四萬噸八%の増加だ。品目別増加の内

容は、麥類、木材、木炭、石材、砂利、石炭、鐵及鋼、肥料、綿絲、綿織物、セメントの凡てに増加が見られる。（詳細の數字は附録統計第四頁参照）

倉庫在荷の状態もよい、第四四半期中の六大都市營業倉庫出入荷物は、入庫個數一千四百五十萬個（この金額五億一千七百萬圓）、出庫個數一千八百二十萬個（この金額五億七千四百萬圓）で、前年同期に比し、入庫個數九%減（金額五%減）、出庫個數二八%増（金額八%増）を算へ、出庫の殊に旺盛なるは樂觀してよい。

不渡手形も減少著しく、第四四半期のそれは三十八萬七千圓で、前年同期の四十萬四千圓に比し改善顯著だ。

貿易も引續き上向的だ。第四四半期の帝國總貿易は輸出六億三千二百萬圓で對前年同期一九%の増輸入六億四千七百萬圓で同二四%の増加である。尤も十年一月は一億七千五百萬圓、輸入二億四千七百萬圓で、輸出は六百萬圓減、輸入五千二百萬圓増と云ふ烈しい逆轉を示して注目を惹いたが、輸入の激増は全く原料品の増加にかゝり輸出の増加の前提と見れば些も悲觀の要はない。

爲替相場もこの貿易の好調を映けて安定を續けてゐる。第四四半期の對英は最高一志二片_差、最低一志一片_差、平均一志一片_差で、最高と最低との開きは僅に〇片_差にすぎない。尤も第三四半期の平

均一志二片^三に比較すると〇片^三を低下してゐるが、これは(一)九月の關西風水害、(二)北鐵買收費調達、(三)滿鐵外貨債償還手當、(四)支那銀高による上海投機筋の暗躍等一時的な原因に基くもので、根本的な圓の弱材料がある譯でない。十年一月の爲替も殆ど同位地である。對米は第四四半期に於て最高二九弗^三、最低二八弗^三、平均二八弗^三、で最高最低の開きは〇弗^三を示し、こゝでも爲替の安定が見られる。但し前四半期に比し平均で一弗^三を低下してゐる。十年一月の對米も二八弗^三で第四四半期と變りない。

次に物價の状態を見ても、漸徐的な騰貴が續き事業界に好影響を與へてゐる。東洋經濟調東京卸賣物價指數は九年十二月に於て一七二・一で、第三四半期末に比しては一・二を減じてゐるが(これは關西風水害後突如騰貴した建築材料が反落したためである)、前年同月に比しては三三・二を騰げてゐる。

以上の如く經濟諸指標はすべて景氣の繼續を示してゐる。逆轉を暗示すべき指標の變調は未だいささかも見えなす。

五、結 語

だが日本經濟の特殊様相として以上の財界の好況が全國民生活の好化を意味せざるを遺憾とする。

その後の農村對策については別節で扱つて居るが、妥當なる對策は發見せられず、農村は農業恐慌の深化に任せられてゐる。たゞ不幸中の幸ひは米國の生絲需要が増加した爲めに繭價の上昇せる事だこれは人氣的に農村を明るくすることに役立つた。然し今後の大問題は端境期に向つて貧農の貯藏米が無くなり、貧農が米を買はなければ食へないと云ふ時期が近づきつゝある事だ。

都市労働者の側にも問題は累積してゐる。最近の労働爭議件数は昨年比して多い。然も臨時工の名目で雇入れて各種労働者保護法の適用を免れる方法とか、退職手當を支給して一時解雇の形式をとり新規雇入の形式で以前より安い賃銀で再び雇入れるとか、の如き労働條件悪化の手段は、さらでだに低賃銀、高物價に苦しむ労働者に新たな重壓を加へ、重大なる社會問題を提出してゐる。これは目前に解決を迫られてゐる問題だ。

又他方には滿洲國警備の問題がある。又、議會に於ける議員と政府との質疑應答は武装移民の悲惨なる状態を明かにしてゐる。

大工場的工業に關する限り非常時の色彩は薄らいでも、勤勞者の側に於ては依然として非常時が續いて居り、それは又各翼の諸運動に間歇的に刺戟を與へてゐる。従つてこれは財界に作用して、あらゆる經濟機構の圓滑なる運轉を妨げ、又絶えず株式市場壓迫してゐる。この全體としての日本經濟が

今後如何なる方向に進むか、又如何なる對策が社會各層によつて要求されるか、その詳細なる分析は、次節以下の目的とする處であるが、概言すればこの矛盾を含む日本經濟の前途は、多難でないとするも少くも多事であればならない。

第二節 世界經濟及び政治情勢

この四半期には、世界の景氣に特に目立つた變化は起らなかつた。たゞ、一つ指摘すれば、米國の狀態が前輯に述べたスランプから脱し、稍活氣を帯びて來たと云ふことである。その外の國々の景氣は、大體前輯で述べた方向に添つて進行した。それで、この輯では問題本位に世界經濟を見よう。一の『通貨價值の斷層』は一般的な問題として重大な意味を持つてをり、二以下は云はゞ特殊的問題になる譯である。

一、一般的問題——通貨價值の斷層

(A) 法の過高評價幾何

世界の景氣が著しく統一を缺いた、分裂的傾向にあると云ふことは、既に本欄で吾々がズツト前から繰返し述べたところである。今日の狀態では世界の景氣が、全體として上向してゐるとか、下向してゐるとか、或ひは安定してゐるとか云ふ風に、一口に片付けることは出來ない。スターリング・ブ

ロツク、合衆國其他の爲替低落國だけを纏めて見ると、景氣の傾向は上向だと一應は云へる。けれども、目を轉じて金本位ブロックの状況を見ると、恐慌は尙ほ進行中だ、と云はねばならない。そしてこの二つのグループの間には、誰の目から見ても明白な、通貨價值の斷層が生じてゐるのである。

磅が弗に對して過高評價であるか否か、圓が弗に對して過少評價になつてはゐないか、と云ふ點には見方に依つて疑問を差挟む餘地はあるが、法が磅に對して過高評價されてゐることには疑問の餘地が殆どない。法に依つて金本位通貨を代表せしめ、磅に依つて爲替低落國の通貨價值を一概に代表させることは若干危険であるが、少くとも、法と磅との關係だけは國際的な定論と云へる。例へば、倫敦のエコノミスト誌は一九三四年八月現在の英佛購買力平價を算出して、八〇法乃至九〇法と云つてゐる。九〇法と云ふのは一九二九年九月を基準とした、英國は商務省、佛蘭西は一般統計局の卸賣物價に依り算出したものであり、八〇法と云ふのは、右の基準時に於いて磅が法よりも一五%の過高評價になつてゐると假定した數字である。一九三四年八月當時に於ける米佛爲替は七五法前後であつたから、法は磅に對して一〇%見當乃至一五%の過高評價になるのである。その後佛蘭西の物價は下つたが同時に米英爲替も下つてゐるので恐らく右の位地に大きな變化は未だ現はれてゐないであらう。

(The Economist 1934 Oct 27th, p. 792, "The Eternal Triangle")。それから、カツセル教授は、

戰前一〇〇の卸賣物價を基準にして、一九三四年十月現在で、法は磅に對して一六%の過高評價だと説明する。(Skandinaviska Kreditaktiebörsen 1935, No. 1 Jan p. 2 A Problem of Equilibrium, by Prof. G. Cassel) 〇〇でも一〇〇例を挙げると、直接に爲替相場の位地を問題にしてゐるのではないが、ストラコツシユ卿が最近卸賣物價指數と生計費指數との開きは、英國の場合よりも佛蘭西の方が遙に甚しいと云つてゐる。彼に依ると一九三四年九月に於けるその開き、(一九二八年基準の卸賣物價を生計費で除したもの)は、英國の一五%に比し佛國は七二%だと云ふ。彼は卸賣物價に依つて生産者が賣る價格を現はし生計費に依つて生産費を現はそうとしてゐるのだから——これが妥當か否かは無論問題だが——佛蘭西の事業採算は頗る悪い譯である。そして、こう云ふ大きな開きが出て來るのは、卸賣物價の低落に依るものであり、卸賣物價の低落は法爲替の相對的騰貴に依るのだから、結局は法が高過ぎると云ふことを彼も云ひ度うのである。(The Road to Recovery, by Sir Henry Strakosch, G. B. E. Supplement to the Economist 1935. Jan. 5th.)

會て一九二八年、法が安定した當時に於いて、磅に對して法が過少評價であることは一般に認められた事實である。そう云ふ基本的事實があればこそ、法安定後の佛蘭西の國際收支が年々巨額の受取勘定を示し、佛蘭西は世界の金を吸収することが出來たのである。また、英國や米國が激しい恐慌に

襲はれてから後も、「佛蘭西だけは大丈夫だ」、「佛蘭西だけは孤立的な繁榮が維持出来る」と云ふ信頼を持たれてゐたのである。ところが、今日は再び兩者の位地が全く顛倒した。兩者の間には深い斷層が作られたのである。これは法と磅との關係だけでなく、多かれ少なかれ、磅其他スターリング・ブロックの諸通貨、弗及圓等の恐慌後に低落した通貨と、金本位通貨との間に一般的に存在する斷層だと云へる。この斷層が金本位國の景氣を壓迫する大きな力であり、その必然の反映たる金本位通貨の不安が、いまや世界經濟の癌となりつゝあるのである。

(B) この斷層は如何にして解消されるか

そこで、この通貨價值に於ける斷層を如何にして解消すべきかと云ふことが、漸く世界經濟の現實的な課題となつて來た。米國あたりからしばしば國際經濟會議の要望論が出て來るのはこれを物語るのである。また、一九三五年二月始め佛蘭西首相後外相が倫敦を訪問した一つの目的は、矢張り磅の安定を要請したのだと一般に噂されてゐる。同様の問題が恐らく今後引續いて現はれ、これが一九三五年に於ける世界經濟の最も大きな關心事の一つになるであらう。ところが、通貨の安定と云ふものは、蓋し國際協定と云ふ形態では成立し難い。それは、各國の利害が一致しないからである。この點

に就いては一九三四年十二月十二日、英國の藏相チェンバレンが下院でなした聲明が頗る興味深い材料である。彼は、先づ磅は金本位ブロックの通貨に對すれば、過少評價であるが弗に對すれば過高評價である。つまり、磅を中心に挟んで弗と法との間に非常な開きがあるのだ。そこでこの不均衡を訂正するためには、金本位通貨の平價切下ではなく、「弗と法とを調和せしめる様な物價の變動が望ましい。それは合衆國政府の目的でもあるし、充分成功を納め得るものだと思ふ」と云ふのである。二月の倫敦に於ける英佛會商に於いて、英國は佛蘭西側から提出された磅安定案を拒避したと一般に噂されてゐるが、無論この手でやつたのだらう。佛蘭西は磅と弗の爲替相場の安定を求めれば、英國は米國のインフレ促進を要望する。と云つた風で、凡そ國際會議と云ふものは斯様な結末に到達するであらう。

(C) 若干の見透

そこで再び、金本位國の將來が問題になる。若し、金本位國の恐慌が益々深化して、金本位が停止され、爲替の國際的な浮動状態が現はれたらどうかなるか。吾々の見るところを以つてすれば、この混亂時代は案外に短かく、國際爲替戦争は間もなく國際的安定状態に移行するものであり、従つてこの一時的混亂は、世界的な景氣回復の序曲として寧ろ歓迎すべきものだと思ふが、一部ではこの混亂を次ぎの新たな混亂の序幕だとして非常に恐れてゐる。例へば、The London School of Economics

○ Lionel Robins 教授はこう云つてゐる。

『若し、今後に於いて弗の價値が一層引下げられ、または磅が更に低落する様なことがあれば、金本位通貨は必ず平價の切下をなすか又は金を離れるかするであらう。その場合、世界に如何なる事態が発生するかは豫想が困難だ。先づ合衆國の位地は非常に傷つけられるに違ひない。併し、英國がどれだけの打撃を受けるかは一概に云へぬ。それは金本位通貨が何處まで下るかに依つて非常に違ふ。若し、平價の切下が一〇%とか一五%とか云ふ程度ならば、英國が關する限り、殆ど問題とするに足るまい。その場合には寧ろ不安が解消するであらう。併し、若し切下の率が非常に大きいか、又は爲替の浮動を伴ふ單なる金本位の停止であるならば、恐るべき事態が発生するであらう。…若し、舊平價(恐慌前の平價)に復歸するか、またはそれより一層激しく金本位國の爲替が低落するならば、英國は爲替平衡資金を猛烈に活動せしめて磅を賣るであらう。そしてこの爲替戦争が激化するならば、世界の景氣は著しい脅威を受けはしないか？ この恐るべき事態が発生せぬとは決して保證出来なう。—The Annalist, 1935, Jan. 18th World Recovery Prospects: Short-Term Revival vs. Long-Term Instability. by Lionel Robins)』

ロビンス教授も、この混亂が不可避だと云ふのではないが、前途に横たはる不安として斯様に述べてゐるのである。兎角、今日の世界經濟は、こうした、治療困難な癌を内部に持ちてゐる譯である。

二、支那に於ける銀恐慌の發展

(A) 上海遂に金融恐慌

一九三四年の夏以來、夥しい銀流出の結果デフレーションに悩みつゝあつた支那は同年暮頃から狀況が極度に悪化し、上海、天津、廣東を始め商工業の主要中心地は何れも金融は極度に硬塞し、倒産者續出の状態に陥いつた。上海だけでも昨年十二月から最近までに倒産乃至休業した中小商工業者及錢莊の數は二百數十軒の多きに上ると云ひ、商取引は殆ど中絶し、華商聯合會は一ケ年の總モラトリアムを決議してその實施を政府に陳情したところ、容れられなかつたので更に債務の六割天引案を錢莊に提出した。市場には種々の流言が亂れ飛び、不安人氣が嵩まつて、遂に舊節季の二月二日には中國墾業及四明の二大銀行が取付けられた。中國墾業銀行は資本金二百五十萬元、預金三百五十萬元だが兌換券發行高七百五十萬元に及ぶ發券銀行であり、四明銀行は資本金二百二十五萬元、預金四百四十萬元を有する大銀行である。

斯様な金融恐慌の原因は、遠く遡れば水災、旱魃、兵亂、政治的不統一等に依る支那全體の極度の疲弊を一般の背景とするが、直接の且つ最大の原因は米國政府の銀買上に依る海外銀塊相場の暴騰、その結果たる銀流出にあると云はねばならぬ。

(B) 一九三四年の銀流出

一九三四年中の銀流出が果して幾何に上つたかは明白でないが、海關の貿易月報に依ると、次頁第

一表の如く二億六百萬元近くになる。

この外に密輸出があり、それが殊に平衡税制度(前輯二三六頁参照)の實施後は可成りの額に上つた筈である。上表では十一月、二月分がそれ以前より急に減つてゐるが、これは海關を表向き通過した額である。上海在銀高の推移を見ても十一月中に五千萬オンス、十二月中に二千七百萬オンス各減少してをり、十月中の減少額三千八百萬オンス九月中の同二千二百萬オンスに比して殆ど減り方は緩和されてゐない。尤も、秋頃からは上海の銀が奥地へ尠からず流出したと云はれるが、南京政府が種々の對策を立て密輸出を取締らうとした點と思ひ合せば(註)海外への流出は十一月、二月と雖も幾何も減少しなかつたに違ひない。

(一) 銀貨銀塊入出超

(單位千元)	
1932年計	入出 38,873
1933年計	入出 17,154
1934年	出出 28,764
上半期	出出 24,308
7月	出出 79,095
8月	出出 48,140
9月	出出 56,332
10月	出出 11,327
11月	出出 11,975
12月	出出 259,941
計(備考)	出出 依る。

海關の貿易統計に

ス九月中の同二千二百萬オンスに比して殆ど減り方は緩和されてゐない。尤も、秋頃からは上海の銀が奥地へ尠からず流出したと云はれるが、南京政府が種々の對策を立て密輸出を取締らうとした點と思ひ合せば(註)海外への流出は十一月、二月と雖も幾何も減少しなかつたに違ひない。

(註) 平衡税制度實施以來、南京政府の採つた銀流出對策は略次ぎの如くである。

- (一) 十月廿日旅行者の補助銀貨携帶額を三百枚以下に制限
- (二) 十月廿一日、海外旅行者の銀元携帶額を最高五十元に制限
- (三) 十一月廿二日各銀行の國內向銀貨の輸送に護照制度實施
- (四) 十一月廿七日滿洲國向銀輸送に護照制度實施

- (五) 十二月十一日支那の内地及び沿岸旅行者の銀元携帶額を最高一千元に制限
- (六) 十二月十七日外國港を經由して一通商港より他の通商港に赴く旅行者の銀元携帶額を五十元以下に制限
- (七) 一月十五日現銀元の輸出制限令發布
 - (1) 支那沿岸旅行の旅行者は最高一千元限り携帶を許す
 - (2) 外國行または條約港より條約港に向ふ船舶の乗客及び船員は現銀元の携帶を許さず
 - (3) 銀元の通用し居らざる地方に向ふ船舶の乗客及び船員も現銀元の携帶を許さず

ハンデイ・ハーマン商會は昨年中の支那の銀流出額を約二億オンスと見てゐるから、海關統計の二億五千九百萬元(一億九千五百萬オンス)のほか密輸出額を五百萬オンスと見てゐる譯だが、恐らくこれは可成り控目の推定であらう。兎もあれ上海諸銀行(支那及外國銀行計)の保有銀貨は第二表の様に昨年末には二億五千三百萬オンスに減つたのだ。

一九三三年末に比べれば約一億四千萬オンス、三二年末に比すれば約六千七百萬オンスの減少だが、奥地から上海に銀が非常に集まつた昨年四、五月頃の保有高は約六億オンスに達したのであるから、昨年後半の六、七ヶ月間に三億四千萬オンス餘を失つた譯だ。

ところが、銀は支那にとつて血であり肉である。紙幣も若干流通してはゐるが、殆ど全部的に銀を準

保有銀元	上海諸銀行
1929年末	207.0
1930年末	214.6
1931年末	194.6
1932年末	319.9
1933年末	392.9
1934年末	253.0

備としたものでなければ券面の通用力を持ち得ず、全く銀硬貨のみが流通する完全の銀本位國と云ふも過言ではない。銀に對する傳統的執着もあらうが、確固たる發券銀行がなく、内外の十數行が別々の兌換券を發行してゐる現状では、銀そのもの、物財的價值に頼るほか仕方がない譯である。この狀況は一切の人爲的對策を不可能にする。

(C) 輸出禁止も平價切下も不可能

普通の近代國家ならば、先づ銀の輸出禁止か平價の切下を既に實施してゐるに相違ないが、今日の支那政府には密輸出を取締るだけの統制力がないから、輸出禁止は假へ實施しても効果が無い。平衡税制度實施以來の事實がこれを既に實證する。また、平價を切下げるためには先づ現在流通してゐる銀貨を一應政府の手に纏める必要があるが、それは全く不可能だ。若し假に銀貨が流通したまゝ平價を切下げれば事實上、價值の下つた新しい銀貨を市場にバラ撒くことになるが、それは全く人爲的に通貨の混亂を招くに外ならず、政府だけが價值の下つた銀貨に依る支拂を甘受せねばならぬのが落ちである。結局支那に於いては一切の人爲策が不可能である。銀を流出するだけ流出させ、自然の恢復を待つ外ないと云ふ『無策の策』が支那の實狀に即した政策だ、との意見が最近有力になつた所以は

こゝにある。

(D) 米國の銀政策如何

従て米國の銀買上が依然續けられるとすれば、支那の打撃は當然一層深刻なものになる。ハンディ・ハーマン商會の推定に依ると昨年の世界銀消費總額は四億三千六百萬オンスだが、うち米國政府の買入が三億一千七百萬オンスに上つてをり、これに對して供給の側では生産が一億八千百萬オンス、うち支那の賣却が二億オンスとなつてゐる。つまり世界の銀需給と銀價の決定權は完全に米國政府の手に納められてゐるが、政府の政策としては尙ほ今後十一億オンス餘を買ふ計畫になつてゐる。従つて支那を苦しめるも助けるも、全く米國の政策如何に懸る譯だ。

(E) 第二次策としての借款

支那としては一九三四年秋以來數回に亘つて買上の緩和を米國政府に懇請したのだが容れられなかつた。最近國民政府が、日本に接近しつゝあるのは、米國政府の態度を緩和せしめんための政策だとも解釋出來ぬこともないが、事實支那としては米國政府が銀買上を續けるならば、全く外國から借款でもする外に效き目のある策は採れない。事此處に至つては支那に對する政治的意圖から米國政府が銀買上を緩和せぬとも限らぬが、併しさればとて銀價を積極的に下げることは恐らくやるまい。縦し

一時は下げても、大勢的にはせい／＼現状維持位のところだらう、その場合、現在の平衡税の如きを廢止して爲替を上げれば銀の流出だけは喰ひ止めることは出来るが、それにしても少くも貿易は益々悪い譯で、支那の經濟界は、當面到底現在の困窮から脱することは出来ぬ。

三、伊太利金本位の危機

(A) リラ爲替の軟弱

金本位國は何處も此處も皆狀況は悪かつたが、特にリラ爲替の軟弱が注意を惹いた。紐育の對伊爲替で見ると、平價は八仙九一であるのに、實際の爲替相場は、多く八仙五臺である。比較的高かつた八、九、十月に八仙六臺に上つてゐるが、十一月には再び八仙五三八六と云ふ位地に落ちた。平價に比すれば五%近くの低落であり、無論現送點を遙かに割つてゐる。

(B) 伊太利の恐慌對策

併らば、何故リラは斯様に下つたか。要するに國際收支が非常に逆調化したからであるが、そこには伊太利に於ける恐慌政策の矛盾が遺憾なく暴露されてゐる。

紐育對伊爲替 (平價)	平均
1934年2月	8.9100
3月	8.5756
4月	8.5763
5月	8.5641
6月	8.5176
7月	8.5989
8月	8.5750
9月	8.6632
10月	8.6794
11月	8.6056
	8.5386

伊太利は、インフレーションを臆病がる心理に於いては獨逸や佛蘭西と同様である。リラの金平價を維持せんと努むるのは、蓋しそこに原因する。けれども、伊太利は國內の恐慌を放任して置くことは出来ない。大衆の味方であるかの如きファツシヨ國家の手前から云つても、失業者だけは氾濫するがまゝにしておく譯には行かない。若干の失業救濟事業を起さねばならなかつた。ところが、伊太利の場合には失業救濟事業を進行せしむるためにはその材料を輸入せねばならぬ關係から、輸入の非常な膨脹が避けられない。それでゐて輸出の方は、顧客の獨逸が御同様の状態で對外購買力が非常に減つてゐるし、一般的に云つてもリラの平價を維持せんとしてゐるため益々不振である。従つて貿易尻は

全年	伊太利對外貿易 (百萬リラ)		
	輸入	輸出	入超
1931年	11.644	10.210	1.143
1932年	8.267	6.811	1.456
1933年	7.417	5.953	1.465
1934年	7.665	5.232	2.433

上表に示す如く非常な逆調になつてゐる。おまけに貿易外の受取勘定たる外人旅客収入も、輸出が減ると同じ理屈で、減少するし、海外移民の送金も少い。結局國際收支は非常な逆調になつた。伊太利銀行は、一九三四年中に十二億八千萬リラの金準備を失ひ、外國爲替を二億三千万リラ餘減少してゐるが、これは無論海外拂に現送されたものである。それで、一九三四年十二月三十一日の伊太利銀行の勘定を見ると、金準備が五十八億一千萬リラで、紙幣發行高が百三十一億五千萬リラになつてゐる。紙幣流通高及當座預金に對する準備率は四一%二九と云ふ

から法定の四〇%にモウ一足である。金本位を維持しながらインフレをやることの矛盾——これがリラの低落となつて現はれてゐるのである。

(C) 外國クレディット收用令

これに對して、伊太利は如何なる對策を採りつゝあるか。資本逃避の對策として、伊太利銀行は既に十一月廿四日に割引歩合を三分から四分に上げたのであるが、十二月の八日には更に外國クレディットの收用令を公布し、十八日には『伊太利紙幣及本國又は屬領地に於いて支拂はるべき手形、小切手類の外國搬出を禁止』するに至つた。外國雜誌に依ると、外國クレディットの收用令は大約次ぎの如きものである。

- (一) 伊太利銀行、會社其他の法人にして伊太利又はその屬領地に現存するものは、その所有する外國クレディットの全部を今後十日以内に國家爲替統制局に提示すべし。而して爲替統制局は必要に應じてこれを其時の爲替相場に依り強制的に買入れ得るものとす。
- (二) 伊太利及その屬領地に現住する全伊太利國民は外國に於いて所有するクレディットの全部を十二月卅一日迄に伊太利銀行に報告すべし。
- (三) 伊太利又はその屬領地に在る伊太利國民及銀行、會社其他の法人は十二月卅一日迄に、その

所有する伊太利及外國證券を一切(外國に預託されあるものと雖も)伊太利銀行に報告すべし。

(四) 以上の命令に違反する者は、普通刑法に依る處刑以外に、數ヶ年の禁錮に處し、且つ報告を怠りたる外貨資産を沒收するものとす。

(五) 一切の外國通貨、クレディット其他の支拂手段は國家爲替統制局に提出され、而して爲替統制局はこれらの對外運用を專管するものとす。

(六) 政府は、伊太利との通商關係が比較的自由でない國よりの輸入に對して『特別補償税』を賦課することを得。

(D) 第二の獨逸となるか

つまり、金利を引上げ、一切の對外支拂手段を政府の手に集めて管理し、更に或る種の輸入税をも課して金の流出を防止せんとしてゐる譯である。これ等の對策は、一面金本位固持の聲明とも見られるのでその後リラ爲替は稍強調を呈してゐるが、無論、問題はこれから後の政策にある。それについて、あるひは獨逸のレジスター・マルク制度の様に二重通貨の政策にまで發展するだらうとの見解もないではない。併し、伊太利は外債が非常に少いことから、これを封鎖して見たところで國際收支への影響は知れたものである。倫敦エコノミスト誌なども、到底伊太利は獨逸の如き特殊な通貨政策は

採り得ないと見てゐる。従つて當面の政策としては輸入を削減する外に方法はない譯だが、併しこれも今日の伊太利としては非常に困難である。恐らく、以上の政策に依つて尙ほ且つ金の流出を阻止し得ない場合には、佛國あたりから金を借りて一時を糊塗することになるのであらう。

根本問題は、他の金本位國と同様舊平價を維持する點にあるが、殊に伊太利の場合は一九二七年に於ける平價三分一への切下そのものが抑々リラを過高評價せるものであつたと云へよう。即ち當時の切下率は佛蘭西法よりも三〇%も高く、また平價切下前の三ヶ年間の平均爲替相場より二五%も高かつたのだ。而して、一九二九年以來世界の物價は低落し、磅も弗も低下してゐるので、伊太利は當然その爲替を下げるか然らずんば無茶な外科手術的デフレーションを強行せねばならなかつた筈である近年數回に互つてなされた減俸、賃銀引下、家賃の引下等は全くこの宿命的なデフレーションの進行を物語るものである。従つてリラの切下は必至の問題だ。たゞ伊太利がこれを容易に敢行せぬ理由は前述の様なインフレ恐怖性にもあるが、他の一つは、蓋し弗と磅との不安定性にある。英米より見れば、金本位通貨が崩壞の危険を孕んでゐるが故に安定策を講じ得ないのだが、歐洲就中伊太利から見れば、英米の通貨安定點がハッキリせぬ故に平價を切下げること出来ないのである。この點は、互に人の禪で相撲を取らうとしてゐる様なもので、相互に切札を出し惜んでゐる譯だが、そのうちに、

ロピンス教授の恐れる様な、金本位離脱が來なければ幸である。

四、米國の總選舉と「NRAの轉向」

(A) 十一月六日の總選舉

この四半期米國には別にこれと云つた大きな突發事件はなかつたが、十一月の六日には總選舉が行はれ、その前後にローズヴェルト大統領と金融資本家との歩み寄りがあつた。それは、NRAの方針を根本的に轉換せしめる程重大な意味はなかつたけれども、從來大統領と銀行家との間に存在した對

立的な空氣が、此時餘程資本家に有利に緩和されたかに見ゆる。

選舉は十一月の六日に行はれ、上院議員三分の一、下院議員全部、州知事の大半に就いて

(五) 選舉前後の議席數比較

新議席數	69	24	1	1	96	321	103	3	7	1	435	38	8	1	1	48	15,400,000	12,146,000	28,400,000	
前選の改選の	60	35	1	1	96	309	114	5	7	1	435	38	9	1	1	48				
(上院議員)	民主黨	共和黨	農民黨	進歩黨	議席數	(下院議員)	民主黨	共和黨	農民黨	進歩黨	議席數	民主黨	共和黨	農民黨	進歩黨	議席數	民主黨	共和黨	農民黨	進歩黨
(州知事)	民主黨	共和黨	農民黨	進歩黨	議席數	(州知事)	民主黨	共和黨	農民黨	進歩黨	議席數	民主黨	共和黨	農民黨	進歩黨	議席數	民主黨	共和黨	農民黨	進歩黨
(總投票數)	民主黨	共和黨	農民黨	進歩黨	議席數	(總投票數)	民主黨	共和黨	農民黨	進歩黨	議席數	民主黨	共和黨	農民黨	進歩黨	議席數	民主黨	共和黨	農民黨	進歩黨
(備考)	11月8日午前10時現在。																			

改選されたのであるが、その結果は略々前表の如く民主黨の壓倒的な勝利に歸した。上院では、九十六の議席のうち六十九を民主黨が占め、下院では四百三十五の議席のうち三百二十一が民主黨に歸した。州知事の數を見ても、四十八人のうち三十八人は民主黨である。政府黨の勝利に歸すべきことは選挙の前から一般に豫想されてゐたのだが、結果は寧ろその豫想以上であつた。而して、政府が斯様な勝利を得たのは至極當然であつた。労働争議だのエキスペリメンタリズムだのと、色々文句はあつても、兎も角米國の經濟界はローズヴェルト政府になつてから全く見直ほして來た。失業者も減つたし、農産物價も上つた。輸出も回復したし、株價も戻つた。一九三三年春の、あの恐慌のドン底に比べると國民の懷具合は概して豊かになつてゐる。資本家の立場から見ても、やれ労働時間の制限だのクローズド・ショップだのと、政府のやることには面白くない點も多々あるが、景氣は確かに好くなつて來た。利潤は明白に殖へてゐる。こう云つた事實が、無論、政府黨大勝の背後の理由でなければならぬ。曾てスターリンが批評した様に、ローズヴェルト大統領は、資本主義の恐慌の波浪のなかを最も巧妙に巨船を操つた名船長である。

(B) 大統領と銀行家の接近

けれども、大統領は十一月の總選挙を前にして、銀行家と接近することを忘れなかつた。十月二十

四日と云へば、丁度選挙の二週程前である。その日『アメリカ銀行家協會』 American Bankers Association の年次大會が紐育で開かれた。それは毎年開かれる恒例のものではあつたが、大統領と銀行家とを結び合はせる不思議な機縁になつた。紐育の『第一ナショナル銀行』總裁のレイノルズ Jackson E. Reynolds 氏は、演説のなかでこんなことを云つてゐる。

『大統領、議長、淑女及紳士諸君。

私は、頗る簡単に、また遠慮のない挨拶をさせて戴き度いと思ひます。甚だ遺憾なことながら、率直に申すと今日吾々この國の銀行家と政府當局との間には、確かに誤解が存することを認めねばならぬのであります。そのために吾々は不安、困窮の念を禁じ得ないのであります。若しこの不安を取除くことが出来たならば、吾國の幸福は一段と増進せられるであらうことを固く信じてゐるものであります。：：若しも政府と銀行家とが現在の啗合ひを何時までも續けるならば、やがては實に恐るべき結果が現はれて來るでありませうし、恐らくは吾々の現在を持つてゐる企業組織的、企業の原則と云ふものさへも、根本から破壊されてしまふかも知れないのであります……。』

資本家が大統領に對して云ふ言葉としては、可成率直な云ひ方であるが、それだけにまた、從來も政府と金融資本家との間に不穩な空氣が漲つてゐたことを推察出来るであらう。これから後でレイノルズ氏が云つてゐることは、主として、健全財政、健全通貨への要望であるが、これに對して大統領も健全通貨主義的な口吻を一寸漏らしてから、こんなことを云つてゐる。

『國家の福利安寧は國民の協力一致のみに依つて得られるものでありますから、誤解と暗闘とがある限り、到底それは期し得られない譯であります。……併し乍ら、いまや既に時は熟して、景氣恢復のために總ての力は結合されようとしてゐます。産業と金融、農業と工業、労働と資本——それらの總ての分野に於いて協力の實を擧げられんとしてゐるのは喜ばしき限りであります。云々』

(兩氏の演説と) The Commercial & Financial Chronicle, 1934, Oct. 27th P. 2,602-2,604)

これを、The Bankers Magazine は——今年の大會は我々の政治的勝利 political triumph であつた——と喜んでゐる。果して、そこまで深い意味があるかどうかは疑問だが、併し政府と金融資本家との間が、以前よりも朗かな空氣になつて來たことは事實であり、また、この空氣の轉換を米國に於ける秋以來の活況の一つの原因に數へることも無理でない様だ。

五、佛伊及佛英協定の成立

この四半期には、世界政治の分野でも特別にこゝで取上げる必要のある問題が幾つかある。倫敦の軍縮會議豫備交渉と東支鐵道の買收成立と最近に於ける日支外交の急轉回とは比較的大きな問題である。けれども、軍縮豫備交渉は別に獨立して述べるし、日支の接近は吾々の次輯の問題である。そこでザール一般投票、佛伊及佛英協定の成立、中國ソヴェート首都瑞金の陥落の三つについて述べる。

あらう。

(A) 佛伊協定の内容

一九三四年十月九日、マルセーユ事件に依つてバルツィ外相を失つた後、佛蘭西の對中歐工作は一時行き悩みの状態にあつたが、三五年の正月に入つてこの問題は急速に進展した。佛蘭西の閣僚が伊太利を訪問するのは一九一六年以來のこと、云はれるが、佛外相ラヴァール氏は自からローマに趣きムスソリーニ首相と會談二日の後、次ぎの様な協定に到達した。

一、佛伊兩國政府の共同聲明書

一般政策に關する重要諸問題につき佛伊兩國政府の意見は完全に一致したことを記録し、特に軍備制限問題に關し各國が協定に到達すべきを懇請する。

二、中歐不干渉協約共同勸告

佛伊兩國政府は舊オーストリア・ハンガリア帝國の承繼諸國家並にその隣接諸邦に對し現行國境を尊重し互に他國の内政に干渉せざる旨を公約する、右協約に對してはドイツ、ハンガリー、チェッコ・スロヴァキア、ユーゴスラヴィア、ポーランド及びルーマニア各國政府の參加を要請する國際協約を締結することを勸告する。

三、佛伊協議協約

佛伊兩國はオーストリアの獨立が脅かされる場合に相互に協議を遂げること

四、北アフリカの植民地問題に關する協定

- (イ) チュニス在住イタリ人は二代迄イタリーの國籍を有する
- (ロ) フランス政府はチベスチ・マシーフ北方の佛領サワラに於て延長八百哩幅員百哩に亘る領域をイタリ政府に讓渡する
- (ハ) フランス政府は佛領ソマリランドのバベルマンデブ地方を讓渡する、但しオボク港は讓渡領域に含まれず
- (ニ) 伊國政府はデブチーアヂス、アベバ間の鐵道株二千株乃至三千株を購入し同鐵道の經營に参加する

即ち、埃太利洪牙利の獨立を尊重し、この兩國を中心とする國境の現状維持を申合せ、萬一その國境が犯さるゝ場合には佛伊兩國提携して共同の策を採らうと云ふのであり、更に此の條約に對する獨逸以外の中歐及東南歐諸國の贊同支持を求めたものである。換言すれば、ナチスの領土擴張運動に對する佛伊共同の牽制策たるところにこの條約の眼目があるのだが、同時にこゝで注目すべきは、この條約中で佛蘭西が北ア弗加の植民地問題について重大な讓歩をなしたことである。

(B) 協定の意義

顧るに、從來伊太利と佛蘭西との關係が面白くなく、ヴェルサイユ條約に對しても伊太利が尠なく不満を示し、その立場から兎もすれば獨逸に接近するかに見えた抑々の理由は、遠く一九一九年

の媾和條約に於いて、北ア弗利加の植民地問題に對する伊太利の要求が容れられなかつたことに始まる。即ち、伊太利が聯合軍に加つたのは、戰捷の曉『アフリカに於ける領土分轄に就いて公正なる報償を與へる』との保證を英佛から得たからだ、いざ媾和會議となつてから伊太利の要求が殆ど實現されず、英佛の取前が不公正に多かつたとは有名な話である。英國は既に一九二四年、伊太利領ソマリランドに近きジュバ河地帯を割讓し、一九二六年には伊太利領リビアと埃及との國境を修正してクーフタを與へたのであるが、佛蘭西は永くその利權を伊太利に讓らなかつた。然るに今回は埃太利の獨立保證協定に附帶して、佛領サハラの一部及び佛領ソマリランドのバベルマンデブ地方を讓渡し、エチオピアに於ける産業及植民上の完全に自由な位地の保證をなし、尙ほ從來佛蘭西のものであつたデブチ鐵道株式の一部三千株を伊太利に與へて佛伊共同の經營となしたのである。かくて中歐干涉條約なるものに就いては二つの事柄が結論される。一つはナチスの領土變更運動に對する牽制工作の強化であり、他はヴェルサイユ條約に對する伊太利の不滿解消である。

(C) 英佛協定への發展

佛蘭西の外交工作は更に一段と進展して、英國までも右の協定に参加せしむるに至つた。即ち、フランダン首相及ラヴァール外相は二月一日倫敦を訪問し、翌々三日には次ぎの様な協定を成立せしめ

たのである。

- 一、オーストリア獨立保全に關するローマ協定による協議にはイギリスも參加する
- 二、ヴェルサイユ條約第五編軍事條項をドイツが一方的に改編することを得ず
- 三、ローマ協定を包含する軍備制限協定及び一般ヨーロッパ安全保障機構にドイツが參加すること
- 四、一九三二年十二月十一日聲明の安全保障と軍備平等原則の趣旨に従ひ、かつ右原則の實現と同時にヴェルサイユ條約第五編は新に締結さるべき軍備制限條約によつて入替へられ、且ドイツは國際聯盟に復歸するものとす
- 五、挑發することなくして蒙りたる空中侵略の事實ある場合直ちに他の締約國はその空軍を以て援助に赴く趣旨の相互防空協定を英佛間に締結の用意あり、これには更に獨、伊、白の參加を招請する

六、ザール一般投票の結末

斯様にして歐洲の平和工作は、佛蘭西のイニシアチブに依つて急速に進められたが、併し渦亂の中心となるべき獨逸自身にも、この協定の成立と時間的に前後して、領土問題に對する或程度の満足が與へられたのであつた。ザールの復歸がそれである。周知の如く、ザールは人口の九割が獨逸人であり本來獨逸の一部分であつたのが、媾和條約に於いて獨逸から分離され、その炭坑は佛蘭西の有に歸し、政治的には國際聯盟施政委員會の管理の下に置かれたのである。従つて、假令聯盟施政の十五ヶ

年間に於いて經濟的には随分佛蘭西化したと雖も、元來獨逸に復歸するのが自然な解決方法である。十月十三日の一般投票の結果は我國でもラヂオで聴取し得たが、恐らくあの放送のなかゝら、獨逸人の燃ゆるが如き祖國愛と復歸に對する嵐の如き歡喜の情を感じない者はなかつたであらう。

彼等にすればヒトラー總統の所謂『十五年間の不正はこゝに終焉した』と云ふ感激で一杯だつたに違ひない。而してザール炭坑買収その他經濟問題の處理に就いては、既に一九三四年十二月三日のローマに於ける佛獨協定に於いて根本的な了解が出来てゐると傳へられるが、從來獨佛間に於ける紛争の種であつたザール地方の歸屬問題は、至極合理的に解決されたのである。その結果少くとも當面は、ヒトラー總統も云ふ様に、『獨逸は佛蘭西に對して領

土的な要求を提出しない』であらう。

斯様に見來たる、最近僅か一ヶ月間に於いてヴェルサイユ條約は事實上一部分改訂され、それに依つて、從來同條約に少なからぬ不滿を抱いてゐた獨逸伊太利兩國は多かれ少なかれ満足し得た譯である。ヴェルサイユ條約は、早晚、改訂を要するものであり、それなくしては歐洲政局の安定は期し得ないとは廣く行はれた意見であつたが、遂にそれが實現された。尤も、これに依つてナチスの運動が

投票者	最終公表數字	百分率
ザール人民	528,005	90.4
投票者	477,119	8.9
投票者	46,513	0.4
投票者	2,124	0.4
投票者	2,249	0.4

(六) 投票は一月十三日
開票は一月十五日

緩和されると見るのは早計かも知れぬ。或ひは、隴を得て更に蜀を望まぬと斷言は出来ないけれども曩には佛露の提携が成り、いまゝた佛伊間の協定が成立し、而かも獨逸以外の歐洲關係國は大部分正式に中歐不干涉協定の支持を聲明してゐるのだから、國際情勢は全く獨逸に不利である。獨逸の爲政者は、在野時代の主張の手前から、急にこゝで國際協調の態度にも轉じ難いだらうが、併しこの國際情勢の絶對的不利を充分承知してゐよう。國際政局の安定は要するに『力の均衡』に依つて實現されるものだが、その均衡状態が今の歐洲には成立つてゐると見られる。

七、中國共產黨首都瑞金の陥落

この四半期の政治的出來事としてドウしても報告せねばならぬ問題は瑞金の陥落である。國民政府討伐軍と共產軍との間の戦闘は、既に幾年かの歴史を持つ。それは戦闘と云ふよりも、寧ろ永き對陣であつた。共產軍は江西省の瑞金を首都として、福建、廣東、湖南省境地帯にソヴェート地區を組織し、この地區を中央ソ區として、社會主義的經濟、政治、文化の建設を始めた。一方、これを包圍する中央軍と戦闘を續けながら。

(A) 共產軍は何故敗けたか

けれども、一九三四年の夏頃から中央軍の攻撃力は目立つて強化した。軍事用の補裝道路が完成して望樓が並び軍の裝備が改善された。就中、飛行機の爆撃は中央軍の勝利を決定的なものにした。蔣介石は上海事變後杭州に飛行學校を作つて飛行機操縦者の養成に努めたが、それには米國から有能な陸海軍の飛行教官が派遣されたのであつた。また飛行機其他武器の輸入については、中央銀行を始め中國銀行、上海商業貯蓄銀行、農民銀行その他、上海の支那側金融機關は擧げてその融資に努めたのであつた。

これに較べると共產軍の裝備は非常に不完全なものであつた。けれども、瑞金を陥落させるためには中央軍に依る經濟封鎖と云ふ方法も採られた。ソ區は、元來平常國民政府の行政權の及び難い山間僻地であつた。そこには、人間が生きるために必要な鹽も砂糖もない。従つて經濟封鎖は飛行機の爆撃に勝るとも劣らぬ攻撃の方法である。たゞでさへ經濟的自給力に弱いソ區であり、永い戰鬥に依つて極度に疲弊してゐたソ區である。經濟封鎖は、ソ區の内部的困難を一層激しくし、共產軍の戰鬥力をも必然に減殺した。かくて、一九三四年十一月十日、中央東路軍先鋒李默庵の第十師に依つて瑞金は占領されたのである。(上海十一月十二日發聯合)。一九三一年十一月七日、瑞金に『中華ソヴェエト共和國臨時政府』が成立してから丁度滿三ヶ年後である。(年報第七輯六三頁以下參照)

(B) 四川に集結す

併し、これに依つて共産軍は絶滅した譯ではない。寧ろ、瑞金を去ることは彼等の豫定の退却であつたかの如くにさへも見ゆる。而して、省境山間地帯を辿り、他のソヴェート區域の軍隊とも呼應して、西方に大移動し、四川省に集結したのである。四川省は面積二十一萬平方哩餘人口七千六百萬だから日本内地より面積も廣く人口も多い。而かもこの地は岩鹽を産し、昔から經濟的に自給性を持つてをり守るに便利な要塞堅固の地とされてゐる。のみならず現在は軍閥搾取の最も典型的な土地である。此處に共産軍が、貧農の支持を得て、かつての江西省ソ區よりも一層強大なソヴェート地區を作ることとは、蓋し大して難事ではない。而かも、西方及北方は、赤化しつゝある新疆、外蒙古に連らなり、更にソ聯邦に續いてゐる。この地帯に如何なる現象が起つて來るか、興味ある問題である。

第三節 金融及資本市場

昭和九年は金融界にとつても亦平穩無事な年であつた。赤字公債の初めて發行を見た昭和七年以來財界に一寸でも停頓の氣配が見えると、その度毎に聲を大に心配された悪性インフレーションは、この年にも遂に起らずして終つた。それ許りか、過去三ヶ年のオープン・マーケット・オペレーションの成功は財務當局者に今後の見透しにつきかなりの自信を與へ、又民間の銀行家、事業家等についても從來續いて居つた危惧の念は、一掃はしない迄も、かなり薄められた。勿論この事はこの四半期に特に強く現はれたのではないが、然しそう云つた空氣がかなり濃化された事は無視出來ない。

而して第四半期以後の金融市場及び起債市場を、條件づける各種の事情は、前期と殆ど同様であり、吾々が年報第十八輯に行つた分析は、そのまゝ今日の情勢に妥當する。尤もその間に基本的と見らるべき變化はないと言つても、それは單純に同様と云ふ譯ではなく、各種の事情の中には、幾分その傾向を深めるものもあり、或はその反對のものがあつて、それら今後の金融市場及び資本市場の動きを制約するものなので、以下、金利の傾向、起債市場の繁忙、銀行勘定の變化、其他に互つて、

若干の叙述を試みる。

一、低金利全國的に一巡す

金利は九年八月に短期金利が、突如引締り、耳目を聳たしめたが、それも一時的現象に止まり、金利水準は漸次復舊して、今では元の低金利に返つた。が尙ほ此間の特徴的な變化は、長期金利の短期金利への漸徐的鞘寄せと低金利の都市から地方への浸潤普遍化、との二事實である。

東京の短期金利は附録統計表の如く、九年七月にコール翌日物日歩七厘一毛であつたものが、八月に突如コールが引締つて、最高九厘を示した。が、金融基調には依然變化がなかつたのでその後漸落して年末から年始へかけて再び軟弱を示すに至つた。十年一月の平均金利はコール七厘、普通手形一錢三厘三毛、紡績手形一錢五毛で、九年々初より幾分高いが、ほゞ同位置を占めてゐる。

年月	最高	最低	平均
6. 6	—	—	6.10
6. 12	—	—	6.35
7. 6	—	—	6.74
7. 12	—	—	5.80
8. 6	—	—	5.65
8. 12	—	—	5.50
9. 1	5.2	4.0	4.577
9. 6	5.0	4.0	4.440
9. 7	5.0	4.0	4.413
9. 8	4.7	4.0	4.333
9. 9	4.7	4.0	4.335
9. 10	4.5	4.2	4.438
9. 11	4.8	4.1	4.369
9. 12	5.0	4.3	4.400
10. 1	4.5	4.0	4.301

然るにこれに反して、長期金利の方は短期金利の跡を追つて漸徐的低落を辿つた。例へば上表の如くであ

る。

前表の如く當月發行の新債券利廻は、昭和九年一月の最高五分二厘、最低四分、平均四分五厘八毛であつたが、十年一月には最高四分五厘、最低四分平均四分三厘となり、平均に於いて二厘八毛の低下が見られた。この利率は日歩に直すと、九年初が一錢二厘五毛、十年が一錢一厘八毛であるから、これを假りに前表の紡績手形の割引日歩に比較して見ると、その利差は九年々初に於て二厘一毛であつたものが、十一月には一厘三毛に、著しく縮少された事を示してゐる。

而してこの長期金利の低下は、その他國債相場について見てもよく判る。例へば第一回四分利の九年々初相場は九十八圓七十錢であつたが、年末にはほゞ百圓前後を往來し、従つて利廻も四分一毛から四分に低下した。又社債利廻の如きも年末には遂に三越及滿鐵社債によつて四分三厘パーといふ前代未聞の記録が作られた。

次に地方金利の低下は、九年上半年を通じて各都市の定期預金協定率の引下げ勉強率の廢止によつて矢繼早に齎らされた。下半年には貸出利率も漸次低下せしめられ、低金利はやゝ全國的になつて來た。全國各地組合銀行その他地方諸銀行の預金利子状況を利率に依て分類し

地方	行數	預金利子	實地
1	17	4.3	—
27	18	4.4	—
19	21	4.5	—
9	6	4.6	—
78	7	4.7	—
11	6	4.8	—
28	3	5.0	—
合計	251	—	—

て見ると前表の如くで、四分臺が大半を占めてゐるのみならず、預金額について見れば三分七八厘見當のものが絶對多額を占めてゐる。

以上述べた低金利化の短期より長期へ、又都市より地方への浸潤は、如何なる意味を持つかと云へば、それが一層の低金利を容易化すると云ふ點に於て重要である。高橋藏相、土方日銀總裁などは機會ある如に、これ以上の低金利は促進しないと聲明してゐるが、金利は不可避免的に低下を續けてゆくであらう。

二、計畫資本拂込資本激増

以上の如き長期金利の一層の低下と、經濟界の回復とは、資本計畫と資本拂込との増加を刺戟してゐる。

昭和九年の銀行會社計畫資本は、附録統計表の如く、十億九千五百萬圓で、八年合計の十億七千四百萬圓を抜く事、二千一百萬圓である。八年が六、七年當時に比し如何に巨額かは周知の如くであるが、最近のそれは八年に遜色ないのであるから、かなりに多い事がこれを以ても知られる。次にこれを新設と増資とに分けて見ると、新設五億八千四百萬圓、増資五億一千一百萬圓で、前年とは反對に

新設の方が多い。これは後の拂込資本の項に於ても知られる如く、最近漸く新規投資の見られて來た事を示すものである。

	内地	朝鮮	臺灣	樺太	南滿洲
元	1.482.226	28.655	18.654	59.083	69.800
二	1.368.439	51.990	63.200	0	39.500
三	1.419.126	28.710	4.030	5.000	300
四	835.020	129.850	13.850	10.000	53.500
五	430.790	18.580	6.000	1.300	300
六	521.151	13.420	2.250	325	20.500
七	377.555	14.209	2.365	3.500	41.870
八	639.268	29.650	5.650	0	461.150
九	1.092.562	27.785	12.455	10.000	191.650

右計畫資本の地方別調を見ると第四表の如く、絶對額では勿論内地が一番多いが、増加の目立てるは南滿洲で八年には四億六千百萬圓、九年にはそれより著しく減つたが、それでも一億九千二百萬圓を示し、過去の年と比較すると非常に多い。而も右は南滿洲だけで、それも主として滿鐵の増資及社債募集によるもので、南滿洲以外は勿論、南滿洲の事業でも本社が内地にある會社の計畫資本は内地の分に計上されてあるから、若しこれを全部現在の滿洲國に計上すると、その額は更に多いものとなる。

次に拂込資本を見ると附録統計表の如くであつて九年は、四十七億三千萬圓、八年の五十一億三千八百萬圓に近接する巨額であつた。これを内容別に見ると、八年に比し、國債が約九億圓減少し、これに反し爾餘の銀行債會社債株式が約一億二千萬圓を増加してゐる。この事

より、資本投資としては九年の方が八年より多かつた事が判るのであるが、更にこれを新規借替別に分つて見ると、借替は八年より少く、新規は八年より多い。低金利時代の開始と共に、社債の低利借替が盛行され、八年及び九年上半年に拂込資本の多かつたのは、主としてそのためであつたが、九
 年上期迄には、ほゞそれも一巡し、下期には新規の社債發行、株式發行が見られる様になつたのである。

三、昭和九年中の資本蓄積額

然し乍ら以上の計畫資本及び拂込資本の増加はそのまま、實質上の新投資換言せば蓄積資本額を意味するものでない。不幸にして我國には斯やうな眞の事業資金需要を全體的に明かならしめるやうな調査はなかつた。然し最近我が社の調査によりそれに近いものを得たのでそれを掲げる。

申す迄もなく、今日の日本經濟では、極度に集中集積が行はれ、資本額から見ると大企業が大部分を占めてゐるので、

(4) 會社債及株式拂込金の増加(單位千圓)

和年	A會社債發行超過		B株式拂込金額	合計
	内債	外債		
昭二	276.514	11.375	349.866	637.755
三	376.614	155.111	337.580	869.305
四	163.424	4.920	399.183	557.687
五	126.923	9.457	197.836	315.302
六	77.405	50.144	185.561	313.110
七	73.986	38.029	149.634	185.591
八	7.346	72.716	448.834	383.464
九	251.822	18.572	577.868	811.118

(備考) Aは日本銀行調にして各年の總發行高より總償還高を差引きたるもの(銀行債券を含まず)。Bは日本勸業銀行調にして銀行を含む。

従つて大企業に於ける資本蓄積状態を見れば、爾餘のものは無視し得られる。然るに大企業は百中九
 九迄會社組織(株式、合資、合名)であるから、會社組織企業の資金増減状態を見れば、その資本蓄積
 の大方は推察し得られる譯である。

今上表に就いて説明を加ふると、Aは社債(銀行債を除く)年中總發行額から總償還額を差引いた純
 増加高である、Bは株式拂込金である。(但しこの中には銀行の拂込金をも若干含んでゐるが金額が少
 いから問題にはならぬ)従つてこのAとBとの和こそは當該年度の純粹の意味の新投資を示すもので
 なければならぬ。尤も嚴密にはこの中から事業會社が銀行へ返却した部分だけ減じなければならぬ。
 その毎年の返却額は正確には判らぬが、昭和九年中に於ては大體一億五千萬圓乃至二億圓と見られ
 餘の年はこれより少い。(東洋經濟新報十年二月二十三號十四頁)。従つてこの點を考慮しつゝ、前
 表を検討して行かう。

最も興味あるは、我國資本蓄積が——不十分な推算によるのではあるが——思つたより少かつた事
 だ。吾々は前輯に於いて藤原銀次郎氏の言を引用して、資本の蓄積額を年三十億圓と書いた。(年報第
 十八輯滿洲國建設の進展と日本經濟五一頁)、然るに右によれば輸出貿易が未曾有の振興をし、景氣のよく
 なつた九年に於てなほ七億—八億圓程度にすぎなかつた。(尤もこの計算中に國家資本——國有鐵道、